

令和 7 年（2025年） 9 月10日

横須賀市議会議長 加 藤 眞 道 様

地域防災計画検証特別委員長 田 辺 昭 人

地域防災計画検証特別委員会最終審査報告書

本委員会に付託された付議事件について、本日をもって審査を終了し、委員会規則第19条の規定により、別冊の地域防災計画検証結果報告書のとおり報告します。

また、検証の結果、下記のとおり市長に対し提言することに決定しましたので、あわせて報告します。

記

- 1 本委員会における運用改善に関する提言への対応を引き続き適切に進めていくとともに、状況の変化や進捗について、常任委員会等において適宜報告されたい。
- 2 本委員会における地震災害対策計画編の検証を踏まえ、風水害対策計画編、都市災害対策計画編及び原子力災害対策計画編についても、実効性の高い計画となるよう適宜検証されたい。

横須賀市地域防災計画 検証結果報告書

令和7年9月

横須賀市議会
地域防災計画検証特別委員会

目次

1	はじめに	1
2	検証体制	2
3	検証経過	5
4	検証の進め方	6
5	検証項目等に対する市の回答及び質疑	7
6	市長への提言（令和6年9月）	8
	（1）地域防災計画（地震災害対策計画編）の改定に関する提言.....	9
	（2）地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく運用の改善に関する提言.....	12
7	提言に対する市の対応経過の報告聴取	14
8	市長への提言（令和7年9月）	15
9	おわりに	16
	参考資料 一覧	17

1 はじめに

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定しています。

本市議会においては、平成 23 年に発生した東日本大震災を機に、避難所運営や情報伝達、物資のコントロールなど多くの課題が明らかになったことを踏まえ、「防災体制等整備特別委員会」を立ち上げ、全面的に計画の見直しを図りました。

しかし、その後も様々な地域で大規模な災害が発生するたび、その対応に各自治体が苦慮している状況があり、特に、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、本市と同様の半島地形における災害として、想定を超える被害と、復旧・復興までの苦難を目の当たりにすることとなりました。

この能登半島地震を契機に、本市議会では、本市の地域防災計画が真に実効性のあるものか改めて検証すべく、令和 6 年 2 月に地域防災計画検証特別委員会を設置しました。

このたび、その検証結果をまとめましたので、報告いたします。

2 検証体制

地域防災計画検証特別委員会の委員名簿は以下のとおり。

○第1回～第4回

	委員名（所属会派等）
委員長	田辺 昭人（自由民主党）
副委員長	石山 満（公明党）
委員	大貫 次郎（自由民主党）
//	西郷 宗範（自由民主党）
//	南 まさみ（自由民主党）
//	小幡沙央里（よこすか未来会議）
//	高橋 英昭（よこすか未来会議）
//	長谷川 昇（よこすか未来会議）
//	菅原恵美子（公明党）
//	大村 洋子（日本共産党）
オブザーバー	ひろなか信太郎（日本維新の会）
オブザーバー	天白 牧夫（無会派）

○第5回～第7回（委員の交代による）

	委員名（所属会派等）
委員長	田辺 昭人（自由民主党）
副委員長	石山 満（公明党）
委員	大貫 次郎（自由民主党）
//	西郷 宗範（自由民主党）
//	南 まさみ（自由民主党）
//	小幡沙央里（よこすか未来会議）
//	小林 優人（よこすか未来会議）
//	高橋 英昭（よこすか未来会議）
//	菅原恵美子（公明党）
//	大村 洋子（日本共産党）
オブザーバー	ひろなか信太郎（日本維新の会）
オブザーバー	天白 牧夫（無会派）

○第8回～第10回（会派構成の変更による）

	委員名（所属会派等）
委員長	田辺 昭人（自由民主党）
副委員長	石山 満（公明党）
委員	大貫 次郎（自由民主党）
//	西郷 宗範（自由民主党）
//	南 まさみ（自由民主党）
//	小幡沙央里（よこすか未来会議）
//	高橋 英昭（よこすか未来会議）
//	菅原恵美子（公明党）
//	大村 洋子（日本共産党）
//	ひろなか信太郎（日本維新の会）
オブザーバー	天白 牧夫（無会派）

○第11回～第12回（委員の交代による）

	委員名（所属会派等）
委員長	田辺 昭人（自由民主党）
副委員長	石山 満（公明党）
委員	大貫 次郎（自由民主党）
//	西郷 宗範（自由民主党）
//	南 まさみ（自由民主党）
//	小林 優人（よこすか未来会議）
//	高橋 英昭（よこすか未来会議）
//	菅原恵美子（公明党）
//	大村 洋子（日本共産党）
//	ひろなか信太郎（日本維新の会）
オブザーバー	天白 牧夫（無会派）

○第 13 回（会派構成の変更による）

	委員名（所属会派等）
委員長	田辺 昭人（自由民主党）
副委員長	石山 満（公明党）
委員	大貫 次郎（自由民主党）
//	西郷 宗範（自由民主党）
//	南 まさみ（自由民主党）
//	菅原恵美子（公明党）
//	小林 優人（一市民）
//	高橋 英昭（研政会）
//	大村 洋子（日本共産党）
//	ひろなか信太郎（日本維新の会）

3 検証経過

	委員会開催年月日	主な審査（協議）内容
第1回	令和6年2月28日	・ 正副委員長の互選
第2回	令和6年3月29日	・ 今後の委員会の進め方について ・ 地域防災計画の概要及び現状について
第3回	令和6年4月18日	・ 検証項目の選定について （地震災害対策計画編 第1部・第2部）
第4回	令和6年5月10日	・ 検証項目に対する市の回答について （地震災害対策計画編 第1部・第2部） ・ 検証項目の選定について （地震災害対策計画編 第3部）
第5回	令和6年5月31日	・ 検証項目に対する市の回答について （地震災害対策計画編 第3部） ・ 検証項目の選定について （地震災害対策計画編 第4部・第5部）
第6回	令和6年6月19日	・ 検証項目に対する市の回答について （地震災害対策計画編 第4部・第5部）
第7回	令和6年8月16日	・ 市長への提言素案等の協議について
第8回	令和6年9月9日	・ 市長への提言素案等の協議について
第9回	令和6年10月3日	・ 計画改定案について
第10回	令和6年12月6日	・ 検証項目に対する市の回答について（追加分） ・ 計画改定案について ・ 運用改善について
第11回	令和7年2月28日	・ 計画改定案について ・ 運用改善について
第12回	令和7年6月10日	・ 運用改善について
第13回	令和7年9月10日	・ 地域防災計画検証結果報告書について ・ 最終審査報告について

※その他、市主催で以下の報告会及び講演会が開催され、委員も任意で出席した。

- ・ 令和6年能登半島地震に係る被災地派遣報告会（令和6年5月21日）
- ・ 防災講演会（避難所・救護所の現状）（令和7年2月7日）

4 検証の進め方

横須賀市地域防災計画には、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、都市災害対策計画編及び原子力災害対策計画編の全4編があるが、本委員会が設置されたきっかけは令和6年1月1日に発生した能登半島地震であり、同様の地形である三浦半島で地震が発生した際の対策等について検証することが特に急務と考えられるため、まず地震災害対策計画編を検証の対象とすることを決定した。

検証の進め方として、以下のとおり決定した。

(1) 検証については、以下の順番で実施する。

- ①検証項目の募集
- ②項目の選定協議
- ③検証項目に関する所管部局の所見聴取及び質疑

(2) 地震災害対策計画編の全編を対象として一度に検証項目を募集するとなると範囲が広すぎるため、区分けをして①～③を繰り返すこととする。

(3) 地震災害対策計画編は以下の全5部から成り立っている。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 第1部 総則 | (全 17 ページ) |
| 第2部 災害予防計画 | (全 57 ページ) |
| 第3部 災害応急対策計画 | (全 109 ページ) |
| 第4部 復旧・復興計画 | (全 21 ページ) |
| 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 | (全 14 ページ) |

各部の内容量から考え、まず第1部～第2部、次に第3部、最後に第4部～第5部という区分けで実施することとする。

5 検証項目等に対する市の回答及び質疑

検証に先立ち、検証項目及び確認項目という形で各会派より募集し、委員会として検証または確認すべき項目について選定を行った。

選定された項目は計 257 項目となり、各項目について別添 1 及び別添 2 のとおり市の回答を聴取し、質疑を行った。

主な質疑としては、震災時避難所の安心・安全な運営体制の重要性、地域医療救護所における関係各所との調整状況、ジェンダー平等の視点や要援護者等への配慮の必要性、津波浸水域に配置されている避難所や物資配送拠点に対する考え方、市民への防災意識の普及啓発の重要性についてといったことがあった。

※参考 別添 1 「検証項目に対する市の回答」

別添 2 「確認項目に対する市の回答」

(各資料の右端の欄「提言案 ①計画改定 ②運用改善」については、検証を踏まえて作成した市長への提言に関連する項目であることを示している。)

6 市長への提言（令和6年9月）

地震災害対策計画編 全5部の検証が一通り終了した後、検証項目等に対する市の回答及び質疑等を踏まえ、2回にわたる委員間討議を経て、令和6年9月に市長への提言を行った。

提言は、以下のとおり大きく2つに分けている。

（1）地域防災計画（地震災害対策計画編）の改定に関する提言

地震災害対策計画編の記載内容について改定を求めるものであり、第1部から第5部まで、計画の記載順に沿った形で項目を挙げている。

（2）地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく運用の改善に関する提言

計画に基づく実際の運用について改善を求めるものであり、本委員会として重きを置く内容を挙げている。大枠のカテゴリとして「震災時避難所について」「福祉避難所について」「災害医療体制の整備について」「津波浸水域を踏まえた拠点整備等について」「その他」の5項目に分けて記載している。

(1) 地域防災計画（地震災害対策計画編）の改定に関する提言

部	番号	内容
第1部	1	市民の役割及び防災備蓄の基本的方針において、大規模、広範囲の災害では支援が遅れる可能性も踏まえ、家庭における食料、飲料水等の備蓄量の増加を推奨されたい。
	2	自主防災組織の役割において、いつ、どのような状況で災害が発生しようとも的確に対応できるような防災協働体制を確立されたい。
	3	地区防災計画の重要性について、広く市民に説明し、啓発していくことを明記されたい。
	4	消防団の業務の大綱において、要援護者の避難支援を盛り込まれたい。
第2部	5	都市施設等の防災化の推進において、トンネル及び道路施設（照明灯・案内標識）の安全性の確保を追記されたい。
	6	都市施設等の防災化の推進において、一時避難地としての街区公園の配置については、現実に即した内容に改められたい。
	7	ライフライン施設の強化において、共同溝の整備促進については、現実に即した内容に改められたい。
	8	消防団の組織の強化において、災害対応能力の向上に努めることと、地域の自主防災組織との連携の重要性を明示されたい。
	9	防災訓練等の実施において、市職員のみならず地域住民も備蓄物資や資器材の確認を行うようにされたい。
	10	帰宅困難者対策を含め、津波が発生した際の行動指針を盛り込まれたい。
	11	応急救護所の在り方について再検討し、現実に即した内容に改められたい。
	12	災害医療体制の整備において、時間経過とともに必要とされる医療支援が変化することを踏まえた表記とされたい。

	13	災害に強い人づくりの推進として、自主防災の重要性についての意識啓発につながる表記を検討されたい。
	14	応急手当の普及啓発／普及方針において、A E Dの使用方法及び心肺蘇生法を普及啓発しつつ、応急手当普及員講習を反復的に受講する必要性を明記されたい。
	15	市民が行う防災訓練において、避難所運営訓練を追記されたい。
	16	要配慮者対策の推進のうち、横須賀市災害時要援護者支援プランの見直しにおいて、災害対策基本法の改正を踏まえた検討経過を盛り込まれたい。
	17	男女共同参画の推進と多様な性の尊重において、L G B T Q +についての文言を明記されたい。
第 3 部	18	災害対策本部で収集する情報と優先度において、テレビ報道だけでなくラジオ、S N S等あらゆる媒体からの情報収集の重要性も加味した表記とされたい。
	19	早期の生活再建のため、発災後に実施する生活関連広報の例示として、ボランティアの募集や依頼に関する情報を追記されたい。
	20	避難所の運営管理における防犯対策について、注意喚起にとどまらず、性犯罪等を許さない体制づくりを行う旨を明記されたい。
	21	救助事象の把握において、覚知方法としてS N Sからの情報収集を追記されたい。
	22	D W A T（災害派遣福祉チーム）の受け入れ態勢や運営について、計画に位置付けることを検討されたい。
	23	ライフライン施設対策において、L P ガス施設の応急対策を追記されたい。

第 4 部	24	災害復興の流れにおいて、復興体制の確立等について 時間の経過とともに踏むべき段階が分かりやすくなるよう 記載することを検討されたい。
	25	災害復興の流れにおいて、住民・事業所等の合意形成が より上位に位置付けられるよう記載することを検討されたい。
	26	震災復興基本計画の公表や、都市復興方針の周知において、 あらゆる媒体で発信する必要があるため、SNSについても 追記されたい。
	27	専門用語など、説明が必要なものについては注意書きを表記 するなど、より分かりやすい記載方法を検討されたい。
第 5 部	28	災害応急対策を取るべき期間等において、主体が分かりやすい 表記を検討されたい。

（２）地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく運用の改善に関する提言

カテゴリ	番号	内容
震災時避難所について	1	震災時避難所となる体育館のトイレ、もしくは体育館を有する学校の校舎のトイレについて、要支援者が使用することを想定し、洋式化だけでなくユニバーサルトイレの整備を進められたい。
	2	震災時避難所となる体育館について、空調設備の計画的な導入を検討されたい。
	3	ペットの同行・同伴避難について、施設ごとの対応等、詳細な検討を進められたい。また、ガイドラインを作成し市民へ周知・啓発を進められたい。
	4	震災時避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。
福祉避難所について	5	福祉避難所の指定・公示についての検討や、物資等の整備、社会福祉施設等との協力体制の構築、他県との協働に関する検討等について、適切に進め、進捗について定期的に公表されたい。
	6	福祉避難所の開設順序、避難順序等の在り方について、よりよい形になるよう再検討されたい。
	7	福祉避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。

災害医療 体制の整備 について	8	地域医療救護所について、地元のクリニックにおいて救護活動を行う運用変更の可能性も含め、改めて有効な在り方についての検討を進められたい。
	9	地域医療救護所における医療スタッフの手配について、看護師等の確保に問題はないか改めて検証し、適切な対策をされたい。
津波浸水域 を踏まえた 拠点整備等 について	10	地域医療救護所や災害拠点病院、広域応援活動拠点、物資搬送拠点等について、拠点となる施設が津波発生時の浸水想定区域内となる場合があるため、拠点設定の再検討及び津波被害が発生した場合の代替地を検討されたい。
	11	市が管理、運営する施設等の利用者の安全対策について、施設等が津波浸水域にあたる場合があるため、再検討及び代替地を検討されたい。
	12	勤務時間外に津波が発生した場合など、市役所本庁舎及び消防局庁舎に参集できない場合の代替施設への参集について検討されたい。
	13	公共の空地、施設の有効利用について、津波浸水域に入っている部分の見直し等も含め、より精査されたい。
その他	14	避難の原則行動について、今後も市民への周知を進めるとともに、浸透度の調査についても実施を検討されたい。
	15	災害廃棄物及び一般廃棄物の仮置場について、適切な位置、規模となるように選定・確保を進め、必要な相互協力体制の充実・強化を図られたい。
	16	要配慮者への防災知識の普及において、支援団体との連携を図り、より一層の普及啓発を進められたい。
	17	町内会・自治会や、民生委員、福祉団体等と連携し、災害時要援護者の円滑・安全な避難につながるマニュアル等の検討を進められたい。

7 提言に対する市の対応経過の報告聴取

(1) 地域防災計画（地震災害対策計画編）の改定に関する提言への対応

提言及びそれまでの質疑等をもとに計画を改定することについて、所管部局から報告を聴取し、質疑を行った。この際、改定案については、本委員会からの提言事項への対応だけでなく、各所管部局における見直しも併せて示された。

その後、令和6年12月～令和7年1月にかけて、計画を所管する市長室において計画の改定に関するパブリック・コメント手続を実施し（意見の提出なし）、令和7年3月の防災会議において計画の改定が承認された。

参考：別添3「地域防災計画地震災害対策計画編 新旧対照表」

(2) 地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく運用の改善に関する提言への対応

運用改善に関する提言全17項目への対応について、所管部局から報告を聴取し、質疑を行った。

主な質疑としては、震災時避難所となる学校の体育館の空調整備やトイレ改修を計画的に行うことの重要性、ペット同行避難に対する啓発の必要性、福祉避難所における要援護者の受入れや物資配備に関する体制、他市町村や民間企業等との協働に関する進捗状況、要援護者の個別避難計画の作成に対する考え方といったことがあった。

各項目について、質疑の後、次回以降も引き続き対応を確認するか、もしくは今回の報告をもって了承とするかについて協議を行う形で進め、令和7年6月の特別委員会においてすべての項目が了承された。

参考：別添4「運用改善に関する状況」

8 市長への提言（令和7年9月）

令和6年9月に行った市長への提言に対し、対応経過について4回にわたり報告の聴取及びそれに対する質疑を行い、令和7年6月の特別委員会において一通り終了した。

運用改善に関する提言への対応については、全ての項目が了承となったものの、今後も引き続き進捗について議会への報告が必要という意見が多くあった。

また、同日の特別委員会において、今後の本委員会の流れについて協議を行った。

協議の結果、本委員会は能登半島地震を契機として、本市の地域防災計画が真に実効性のあるものとなっているか検証すべく立ち上がったものであり、付議事件において必要な審査は十分に行われたと考えられるため、本委員会における検証は地震災害対策計画編のみとし、その他の計画については、今回の検証を踏まえ、執行部において適宜対応していくことを求めることとし、地震災害対策計画編の検証をもって審査を終了することと決定した。

それらのことを踏まえ、以下のとおり市長へ再度提言を行い、本委員会における付議事件の審査を終了することとした。

- 1 本委員会における運用改善に関する提言への対応を引き続き適切に進めていくとともに、状況の変化や進捗について、常任委員会等において適宜報告されたい。
- 2 本委員会における地震災害対策計画編の検証を踏まえ、風水害対策計画編、都市災害対策計画編及び原子力災害対策計画編についても、実効性の高い計画となるよう適宜検証されたい。

9 おわりに

本報告書は、令和6年2月～令和7年9月に行った地域防災計画の検証についてまとめたものです。

検証を進めていく中で、防災体制の構築ということの難しさを実感する場面が多くありました。いつ、どの程度の規模で起こるかわからない災害に対し、詳細な想定をし、対策を講じることにはさまざまな課題があり、また、市の力だけでは困難なことも多くあります。計画を作成して市の防災体制を確立させるだけでなく、他市町村や民間企業、各種団体等との協力体制の構築や、地域における防災訓練の推進などについて、今後さらに進めていくことが必要です。

防災対策は、危機管理、福祉、インフラなど、様々な分野にまたがるものであり、今回、市議会が主導的に地域防災計画の検証を行うことによって、市の各部局が課題を共有し、スピード感を持って対策を前に進めることができたと考えています。

本委員会における検証を基に、計画やそれに伴う運用を適切な形でアップデートしていくことが重要です。実際に発生した災害から得た教訓を活かして、より実効性のある防災対策を推進していけるよう、本市議会においても、市と連携し、引き続き市民の安心安全のために取り組んでまいりたいと思います。

参考資料 一覧

別添 1 検証項目に対する市の回答

別添 2 確認項目に対する市の回答

別添 3 地域防災計画地震災害対策計画編 新旧対照表

別添 4 運用改善に関する状況

章	節	ページ	検証項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第3章	第2節	P8	被害想定の妥当性について (回答作成) 危機管理課	本市災害備蓄品は60,000名の避難者数を想定して配備されているが、三浦半島断層群、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震いずれの想定避難者数も上回っている。その妥当性について。また、避難者の定義とは指定避難所にいる者のみか？在宅避難者数は人口－（死傷者＋避難者）か。 県外避難者の存在の把握と、県外避難者へ現地避難者と同様の支援情報の提供について対応できているか。 (部局回答) 横須賀市が直接的な被害を受ける想定では、大正型関東地震と三浦半島活断層群の地震被害となりますが、大正型関東地震の発生確率は30年以内に0～6％、三浦半島活断層群地震は6～11%と言われており、被害想定は三浦半島活断層群地震を根拠として対策を実施しています。 三浦半島活断層群地震の被害想定は避難所への避難者数が57,840人であり、在宅避難などそれ以外が38,520人と想定されています。 根拠を6万人としているのは、避難所への避難者は自宅等の倒壊により、自宅にある生活物品や食料などが取り出すことが困難な人であり、震災当初から行政の支援が必要な人であると判断しています。 親戚・知人宅などへの県外避難者の把握は難しいと考えますが、支援情報については公式LINEやHP等によって周知します。	無会派	2	
第4章	第1節	P9	市民の役割について (回答作成) 危機管理課	大規模・広範囲の災害においては、支援の実施が遅れることが想定される。 ので、備蓄については、最低3日分、推奨1週間分を ➡～救助・支援が実施されるまで、最低1週間分の食料や～ に文言修正をしたらどうか？ (部局回答) 能登半島地震の孤立対策を踏まえ、1週間分の備蓄を推奨していきたいと思うため、文言の修正が必要であると考えています。	自由民主党	3	①計画改定
	第2節	P9	自主防災組織の役割について (回答作成) 危機管理課	地域住民同士の組織的行動が効果的である事が実証されているので、 4行目 ～との認識のもと地域住民が～を ➡との認識のもとあらゆる想定に対処出来るよう地域住民が～を加筆したらどうか？ (部局回答) 大規模地震はいつ発生するかわからず、発生する季節や時間、気象等により対策が変わってくるため、そのことを認識できる文言を追加します。	自由民主党	4	①計画改定

	第4節	P10	地区防災計画の 提案 (回答作成) 危機管理課	地区防災計画の作成は必ず作らなければいけないものかを確認し、 啓発すべきものかを検証する (部局回答) 東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策が うまく働くことが強く認識されました。 その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加さ れました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一 定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が 新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。地区防災計画は義務ではなく「内発性」が大事と なり、自分たちがやりたいからやる「内発性」が重要だと考えています。 地区防災計画は、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにす ることが重要です。そのためには、地区の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、また、作成を通 じて地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、人材育成を進めることによって、総合的に地 域防災力を向上させることが重要です。	自由 民主党	5	
第5章	第2節	P16	消防団 (回答作成) 消防局 (担当課名) 総務課	消防団の取組みとして追記されているので、 役割へ要支援者の避難支援を追加したらどうか？ (部局回答) 消防団の要援護者の支援については令和5年度に市長室からの依頼に基づき、「火災や人命救助活動 を最優先としつつ、可能な場合は震災時避難所に出動し、地域と連携して要援護者の避難支援にあた る」としていることから、追記することとします。	自由 民主党	6	①計画改定
		その他の 公共的団体及び 防災上重要な 施設の管理者 (回答作成) 危機管理課	対象の団体として、社会福祉法人を追加してはいかがか。 （非常災害時に要配慮者の受け入れ等の役割があるため） (部局回答) 施設管理者の中に法人も含まれると解釈しています。	日本 維新の会	7		
-	-	-	新規 (回答作成) 危機管理課	発災時において、時系列で何をどの時点で行う必要があるかを一覧できるように すること。 (部局回答) 災害は千差万別であり、実際に起こってみないと対応力が遅れる項目が明確にはならないと考えてい ます。対応する項目はあらゆる災害想定から羅列することはできることから、それらの優先順位はあ るべきだと思いますが、時系列に整理することは一般論的な項目になるものと考えています。	よこすか 未来会議	103	

第2部 災害予防計画

章	節	ページ	検証項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	第1節	P19	まちづくりの 計画的な推進 (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	地震に強いまちづくりを推進するため、地質的に裏付けをした逆線引きも含めた都市マスタープランの長期的な改定方針を示してはいかがか。第5節にも関連し、レッドゾーンや埋め立て地を擁壁化、護岸化、地盤改良で是とするのではなく、災害にはあらがいきれない可能性が高い土地として非市街化する長期方針を示してはいかがか。 (部局回答) 現在、中間見直しを進めている横須賀市都市計画マスタープランでは、「防災性の向上により住環境の安全性を高めること」を都市づくりの方針の1つとする予定です。 ただし、本市においては傾斜地の下に住宅がある地域が多いため、レッドゾーンであることだけを理由に逆線引きを行うと、市街化調整区域が虫食い状態に分布することとなり都市機能の低下の原因となります。 また、市街化調整区域になると防災対策工事など災害リスクの低減に向けた取組を行う機会が減少し、危険な状態で土地が放置されやすくなります。これにより、レッドゾーンを含む斜面地の下の住宅が危険にさらされやすくなります。 よって、本市においては、まちづくりや宅地の防災・減災の観点からレッドゾーンであることだけを理由に部分的な逆線引きは行いません。 なお、横須賀市立地適正化計画では、災害レッドゾーン（本市ではレッドゾーン、又はイエローゾーンと急傾斜地崩壊危険区域が重なる場所）を居住誘導区域から外しており、居住誘導区域「外」で一定の住宅の計画がある場合は、立地適正化計画の届出制度に基づく住宅の立地誘導や、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用をはじめとして、各種の取組を進めていくものとしています。	無会派	9	
	第2節	P19 ～20	都市施設等の 防災化の推進① (回答作成) 建設部 (担当課名) 道路整備課	陸上輸送路の確保は支援・復旧に向け憂慮すべき問題であり、トンネルの崩落もしかりである。橋りょう及び横断歩道橋は挙げられているが、トンネルの安全性は挙げられていない➡トンネルを追加すべきでは (部局回答) 橋りょう・横断歩道橋のほか、トンネル、道路施設（照明灯・案内標識）、道路（舗装・路面下空洞）について、5年に1度（道路施設は10年に1度）の法定点検を実施しており、点検結果に基づき健全性が低いと判断された施設について、緊急輸送道路から優先的（計画的）に修繕・補強・更新（架け替え）を実施しているため、トンネル及び道路施設の追加を検討します。			

都市施設等の 防災化の推進② (回答作成) 都市部 (担当課名) まちなみ景観課	急増する空き家は災害時の救助・復旧活動に障害になると想定されるので、 ➡空き家対策の推進を追加すべきでは (部局回答) ・空き家が救助・復旧作業に障害となる可能性はあります。空き家の対策については所有者への助言、指導をはじめ、相談会やリフォーム補助などで空き家の管理を促進する事業を実施しています。また、老朽空き家や旧耐震基準の空き家は地震時に崩壊する可能性が高いことからこれらの空き家の解体を促す事業として解体費用補助を実施しています。本計画の中では第4節 建築物の防災化の推進中、5 その他建物等の安全対策の推進において建物の除却・更新を推進すると記載されており、空き家対策の推進も含まれています。 救助・復旧活動の障害に関して道路上の安全確保を推進する件に関しては、第2節 都市施設等の防災化の推進 中、1 都市計画道路等の整備推進において、救助・復旧活動に障害にならないように安全確保すべき道路について整備推進については記載されております。	自由 民主党	11	
都市施設等の 防災化の推進③ (回答作成) 建設部 (担当課名) 土木用地課	1 境界確定や街区基準点の整備の進捗状況を確認し、今後の整備が必要かを検討する (部局回答) 本市が管理する道路の境界確定率は、令和5年度末現在で約85%です。境界確定作業には、市民等からの境界確定協議申請に応じて行うものと、主に道路整備前に市が実施する測量調査委託があり、必要に応じて作業を進めています。 また、本市が管理する公共基準点には、市が設置した公共基準点（1級～3級）と国が設置した街区基準点があります。いずれも各種測量の基準となる点として、道路や河川などの境界確定や地籍調査などの際に使用しています。事案によっては、新たに公共基準点の設置が必要となる場合もありますが、市内の公共基準点については、ほぼ整備し終えている状況にあります。	自由 民主党	12	
都市施設等の 防災化の推進④ (回答作成) 港湾部 (担当課名) 港湾管理課（港営担当）	3 港湾施設等の整備 災害時にもソーラス条約が活きるのか確認し、現状の文面が正しいか検証する (部局回答) 多くの岸壁は、ソーラス条約の対象となっておりませんが、新港1・2号岸壁と久里浜1号岸壁は、ソーラス条約の対象となります。いずれも災害時においてもソーラス条約は活きますが、緊急物資の受け入れ等は可能なため、文面は正しいと考えています。理由は以下の通りです。 久里浜港のソーラスは通常時は解除されており、災害時の活用において支障とはならない状況です。新港1・2号岸壁については、ソーラス状態である昼モードとソーラスを解除している夜モードの2種類を時間で切り替えて運用しています。 したがって、ソーラスを解除する夜モードの運用を継続することで緊急救援物資等の陸揚げに対応可能です。 一方で、新港1号栈橋から3号栈橋の背後エリアについては保税の貨物（輸出用完成自動車）が蔵置されているため、このエリアの活用まで必要となった場合には、ソーラスの解除も含めて、国等との調整が必要となります。	自由 民主党	13	

		都市施設等の 防災化の推進⑤ (回答作成) 建設部 (担当課名) 公園管理課	6 (2) 特に高密度な市街地では、規模の大きい街区公園を積極的に配置する。 ➡現実的ではないので文言修正が必要ではないか？ (部局回答) 街区公園は、地域住民の一時避難地となることを想定しています。一時避難地は、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が選定するため、ご指摘のとおり文言について修正いたします。	自由 民主党	14	①計画改定
		都市施設等の 防災化の推進⑥ (回答作成) 建設部 (担当課名) 公園管理課	6 (2) 一時避難地の扱いや実情を踏まえ、 規模の大きい街区公園の整備が可能かを検証する (部局回答) 一時避難地は、街区公園の規模にかかわらず、地域レベルの避難、地域住民が安全を確認し合う場所であり、地域における応急活動の拠点と考えます。現在の市街地整備状況等から新たに公園を整備することは困難であるため、既存公園の活用を考えています。			
	第3節	P20	共同溝の 整備促進 (回答作成) 建設部 (担当課名) 道路整備課	自由 民主党	16	①計画改定
			(部局回答) 共同溝は、都市機能を支える電話、電気、ガス、上・下水道などの供給処理施設をまとめて収容する大規模な施設であるため、整備について本市においては、実情として難しいと考えます。			
		P20 ～21	上下水道施設の 対策について (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	日本 共産党	17	
			能登半島地震では断水状態が続き住民にとって多大な負担となった。 「ライフラインの施設の強化」部分の上下水道施設の対策に具体的に 「点検」「報告」を入れてはいかがか。 (部局回答) 地域防災計画に記載した対策の具体的な内容については、上下水道マスタープラン及び実行計画において定めています。 また、その実施状況については、毎年度の決算委員会等において議会へご報告しています。			
		P20	ライフライン 施設の強化 (回答作成) 危機管理課	自由 民主党	18	
			4 (1) 東京電力パワーグリッド 電力復旧後、通電火災が想定されるので、復旧時の配慮の中に ➡遮断装置に対する啓発・普及の推進を追加したらどうか？（市の責務？） (部局回答) 東京電力パワーグリッドに確認したところ、遮断装置(感震ブレーカー)の啓発を推進していることから、通電火災に関する啓発として遮断装置の記載を追加します。			

	P22	本市 非常時の 電源確保 概要 (回答作成) 危機管理課 (協議) 都市戦略課	協定事業者が市内店舗で保有するEVからスマートフォンへの充電など、地域住民に電源供給を実施できる体制の整備は訓練はしているのか。 (部局回答) 横須賀市総合防災訓練に参加してもらってるほか、地域の自主防災訓練などは過去に訓練実績もあり、避難所運営訓練における活動班訓練の一つとして提案もしています。 今後、行政センターに配置しているE V公用車を施設の蓄電池として活用するとともに、太陽光パネルが設置できない施設などに「動く蓄電池」として活用する取り組みを実施する予定です。 設備が整いましたら、地域住民の方々も含めて訓練を行いたいと考えています。	公明党	19	
第4節	P25	落下物 防止対策 (回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課	熊本地震後、法が改定され、瓦の固定が新築に限り義務付けされたが、旧耐震の家屋でも瓦の固定を行っているところがあり、屋根の重みで倒壊する危険があると思われるが、関係部局ではどのように啓発しているのか (部局回答) 旧耐震建築物であれば、（屋根の材料を問わず）耐震改修が必要であると思われ、助成制度についてホームページやチラシ等で周知・啓発を行っています。	自由 民主党	22	
	P26	その他建物等の 安全対策の推進 (回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課	旧耐震基準の危険が予測される建物の除却・更新とあるが、現在住んでいる家の除却を行うのか (部局回答) お住まいになっている家の除却は想定していません。 「除却・更新を推進する」とは、耐震改修以外に除却することや建替えることも安全対策の一環として考えているということです。	自由 民主党	23	
第5節	P26 ～27	地域災害の防止① (回答作成) 都市部 (担当課名) 宅地審査防災課	1 (3) がけの改善事業 範囲や規模により、国でも補助メニューを用意しているので、 ➡国の制度も追加したらどうか？ (部局回答) 地域防災計画に記載されている県の制度（県単独事業）は、「角度 30 度以上、高さ 5 m以上の自然がけで崩壊により被害を受ける住居が10戸以上密集している区域」が対象ですが、国の制度（国庫補助事業）は「角度 30 度以上、高さ10m以上の自然がけで崩壊により被害を受ける住居が10戸以上密集している区域で総工費7,000万円以上」が対象であるため追加で記載します。	自由 民主党	24	

			地域災害の防止② (回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課 (協議) 危機管理課	2 液状化対策 液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため情報提供に努めるとあるが、対策はどう進めるのか (部局回答) (住宅(建物)について) 建物の地盤の液状化に備えるためには、建築主や建物所有者が専門家に相談し、地盤の状況を把握し、液状化対策を行う必要があります。建築主や建物所有者の皆さんが参考にできるよう、神奈川県が「液状化想定図」や「建築物の液状化対策マニュアル」などをホームページに掲載していますのでご案内することとしています。	自由民主党	25	
	第6節	P28	公共の空地、施設の事前把握 (回答作成) 危機管理課 (協議) 環境部(環境政策課) 都市部(市営住宅課) 港湾部(港湾管理課) 健康部(健康総務課) 福祉こども部(福祉総務課、地域福祉課、指導監査課、福祉施設課、障害福祉課、生活支援課、生活福祉課、介護保険課)	災害時には空地等を次の通り主要対策のために利用するとあるが、場所の選定や災害時使用の契約等は進めているのか (部局回答) 【危機管理課】避難所の場所や関係機関車両の集結拠点などは、地域防災計画で位置付けており、不足する物資拠点は事業者と協定を締結しているほか、現在、市内の県立高校や私立高校と拠点の整備について話し合いをしているところです。	自由民主党	26	②運用改善
第2章	第1節	P29	消防団の強化について (回答作成) 消防局 (担当課名) 総務課	災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、既存の記載の程度ではなく、更なる多様な人材の確保を推進し、災害対応能力の向上に努め、防災を担う様々な主体との連携を推進することを明記するべきではないか。 (部局回答) 消防団は地域に根差したボランティアとしての性格が強い団体であるため、多様な人材の確保や様々な主体との連携について記載することは難しいと考えます。 一方で、「災害対応能力の向上に努めることと、地域の自主防災組織との連携」は今般の能登半島地震を受けて消防団として推進していく必要がありますので、この点について追記します。	よこすか未来会議	27	①計画改定

		消防水利の確保 (回答作成) 消防局 (担当課名) 警防課	消火栓に依存しない消防水利の確保とあるが、消防水利の少ない地域においては、新たに上水道から水利を確保する消火栓を設置する必要があるのではないか (部局回答) 消火栓については、放水水量を確保するために必要な水道管の口径が国の基準で規定されており、基準未滿の配管口径では、水量不足となるなど技術的に消火栓の新設が不可能な箇所もあります。横須賀市では、こうした設置不可能な箇所以外に消火栓の設置を進めており、その充足率は市域内の99.1%となっています。 消防水利の少ない地域や高台など防御困難地域においては、消防隊の中継体制を早期に確立し、万全を期して災害対応にあたります。	自由民主党	28	
	P30	横須賀市防災支援隊や事業所消防隊との連携 (回答作成) 消防局 (担当課名) 総務課・警防課	横須賀市防災支援隊や事業所消防隊との協力・連携とあるが、どのような連携を取るのか (部局回答) ①防災支援隊は消防職員と消防団員のOBで組織されており、大規模災害時には居住地近辺の消防署所若しくは消防団詰所に参集し、現役消防職団員を支援することを任務としています。 ②消防協力隊は、消防ポンプを有する事業所で構成され、大規模な地震その他の災害に際して、当該事業所からおおむね1kmの周辺地域において、自発的に自衛消防隊の消防力を活かした消火活動などの災害応急活動を行うことを任務としています。 ③消防防災協力隊は、消防協力隊以外の事業所で構成され、大規模な地震その他の災害に際して、当該事業所からからおおむね500mの周辺地域において、自発的に地域住民と協力し消火、救護、救助活動及び周辺住民に対し避難誘導などの支援活動を行うことを任務としています。	自由民主党	29	
第2節	P30～32	情報通信網の整備① (回答作成) 危機管理課	1 (2) 衛星電話 平時は衛星電話の電源は切られているが、災害時に電源が入らないということはないのか。維持管理の考え方を確認したい。 (部局回答) 毎年1回訓練を実施し操作訓練と併せて機器の状態の確認をしています。維持管理の主体は当該施設の管理者に委ねているので、自主点検の徹底を促進する必要があると考えています。	自由民主党	30	
		情報通信網の整備② (回答作成) 危機管理課	1 (4) その他の情報通信網 国(総務省)に於いても、移動通信機器の貸出を行っているので、 ➡総務省のメニューも追加したらどうか？ (部局回答) 追加します。	自由民主党	31	

		情報通信網の整備③ (回答作成) 危機管理課	災害対策配備にスターリンクの導入を検討してはどうか。 (部局回答) 能登半島で実践された衛星通信を利用したWi-Fi環境の構築でスターリンクが活躍していた状況を踏まえ、衛星通信体制の整備について調査・研究を実施しているところです。なお、神奈川県は令和6年度にスターリンクを整備する予定です。(三浦半島に5台) なお、震度7を2度経験した熊本地震では、震災当初からネット環境に不具合がなかったとのこと です。	公明党	32			
		情報通信網の整備④ (回答作成) 危機管理課	通信拠点が災害で使えない場合でも、必要施設でのインターネット接続が出来る環境を整える為に、衛星ネットワーク(スターリンク)の受信機を必要拠点到設置するのはいかがか。 (部局回答) No.32と同じ。	日本維新の会	33			
		情報通信網の整備「ツイッター」の表記について① (回答作成) 危機管理課	2 防災行政無線 ツイッター ➡ X(旧ツイッター) (部局回答) 変更します。	自由民主党	34			
		情報通信網の整備「ツイッター」の表記について② (回答作成) 危機管理課	「ツイッター」の表記があるが、「X」に変更する必要がある。(P60にもあり) 他のものも含め一括して「SNS」と表記してはいかがか。 (部局回答) 変更します。 表記は、わかりやすいようにX(旧ツイッター)に変更します。	日本共産党	35			
		第3節	P32	ファクスの整備 (回答作成) 危機管理課	住民への情報伝達手段とあるが、具体的にだれを対象としているのか。 通電していない場合の対応はどうするのか (部局回答) 市民への情報伝達の多様化において、特に聴覚障がい者のある方で登録していただいている方に、防災行政無線と連動する形で一斉にファックスを送信しています。通電していない場合にはLINE、防災情報メールで周知します。	自由民主党	36	
		市民への情報伝達について (回答作成) 危機管理課	聴覚障害・視覚障害の方などに対する情報伝達についても検討すべきではないか。 (部局回答) 市民への情報伝達については、様々な障害のある方に防災行政無線・ホームページ、防災メール、SNS、テレビデータ放送、FAXなど、さまざま手段で情報を発信しています。	よこすか未来会議	37			

第5節	P33 ～34	防災備蓄の推進①	1 防災備蓄の基本的方針 (最低3日分、推奨1週間分) ➡(最低1週間分)	自由 民主党	38	①計画改定
		(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 市民に対する備蓄については、1週間分を推奨していきたいと考えています。			
		防災備蓄の推進②	2 (1) 食料及び生活関連物資等の備蓄 7日分を想定した置き場の確保状況を確認	公明党	39	
		(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 現在、簡易トイレの7日分については学校の空きスペースを確保できているほか、市内の公共施設で保管できる場所を確保している状況です。			
		防災備蓄の推進③	2 (1) 食料及び生活関連物資等の備蓄 賞味期限があるローリングストックの管理はどのようにするのか。	公明党	40	
		(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 賞味期限のある食料等については、ほっとかん等のフードドライブ等に期限前に提供してフードロスがでないよう取り組んでいます。			
		防災備蓄の推進④	2 (2) 避難所運営資機材、防災資機材の備蓄 避難所に於けるプライバシー確保は課題の一つである。そこで、 プライバシー確保のための資機材の整備・備蓄も必要ではないか？	自由 民主党	41	②運用改善
		(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 令和6年度にすべての震災時避難所に屋内用のテントを50張ずつ（合計3,450張）整備します。現状では風水害避難所に900張のテントを、震災時避難所には更衣室用の小型テントを138張備蓄しています。県から段ボールベットとともに間仕切りがプッシュ型支援で搬入されます。			
		防災備蓄の推進⑤	4 備蓄物資の充実等 最新の情報を収集・利用対象者への適合等を考慮して選定とあるが、 利用対象の想定はどこにしているか。	公明党	42	
		(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 例えば、自主防災組織が活用する震災時避難所の防災収納庫に保管する防災資機材は、高齢者等が活用することを想定して、更新の際には極力軽量化に努めたり、備蓄する食料もアレルギー対策の商品に更新するなど、利用者の適合を考慮して選定しています。			

	第7節	P35	防災計画等の策定 (回答作成) 教育委員会 (担当課名) 教育指導課 (協議) 危機管理課	学校防災活動マニュアルの見直しは随時行われているのか。また、避難所運営マニュアルとの整合性は取れているのか。	自由民主党	43	
				(部局回答) 本市では、神奈川県教育委員会が示す「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、各学校が「危機管理マニュアル」を策定していますが、その内容については常に見直しを図り、毎年度新たに策定することとしています。 避難所運営マニュアルとの整合については、授業中に発生する災害等を想定した、児童生徒の安全確保に関する危機管理マニュアルと、時間帯に関わらず、災害発生後に開設される避難所の運営に係るマニュアルとは、それぞれ目的等が異なりますが、学校が避難所として継続されている中で、児童生徒への教育活動が再開されることが想定されるため、避難所運営マニュアルにおいても、学校の教育活動に支障をきたさないよう十分配慮されています。 【危機管理課】避難スペースについては、各学校と協議して避難所運営マニュアルに反映しているので、整合性は取れているものと考えています。			
			児童・生徒等への防災教育の推進 (回答作成) 危機管理課	あらゆる災害を想定した場合に、常に地域にいる中学生に自主防災指導員教育などを行うことにより、地域の安全が図れると思うがいかがか			
				(部局回答) 複数の学校では、防災教育の授業に危機管理課職員が出向し、防災に関する知識・技術等の普及・啓発を行っています。教育委員会との連携は必要ですが、自主防災指導員育成講習会は横須賀市内の任意講習ですので、年齢制限もないため、現状でも参加は可能ですが、具体的な講習方法等は個別に検討していく必要があると考えます。			
第3章	第1節	P37	身の安全を確保したら→『生活場所を選びましょう』 (回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課	自宅の倒壊や火災による危険がない場合とあるが、本市では倒壊しなくても余震による倒壊がこれまでもあったが、余震による倒壊の可能性について誰が判断するのか	自由民主党	45	
			(部局回答) 被災建築物応急危険度判定士が判定活動を行い、余震による二次災害の防止を図ります。				
			震災時の避難① (回答作成) 危機管理課	巨大地震発生直後にテレビで正確な情報を入手というのは、今後なじまないのではないか。スマートフォンおよび電池式ラジオに変更してはいかがか。	無会派	46(1)	
				(部局回答) 大規模地震発生時であっても、震度7の地域もあれば震度6強、弱の地域も想定され、横須賀市全域において停電しないことも想定されるため、情報入手手段はあらゆる手段を記載すべきものと考えています。			

		震災時の避難② (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	在宅避難者の把握および支援について、長期の食糧確保やメーターから先の水道の通水支援の担保性について配慮した記載にはいかがか。 (部局回答) 長期的な食糧確保について、協定事業者や他都市の応援により確保できるものです。メーターから先の水道の通水支援の担保性については、応急対策に関する内容ですので、第3部で改めて検討をお願いします。 応急給水場所、応急給水方法については、10章2節の応急給水等の実施で計画しています。	無会派	46(2)	
第2節	P39 ～40	震災時避難所 について① (回答作成) 危機管理課 (協議) 健康部(保健所保健予防課)	3(2)「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」を参考とするとあるが、5類移行後、感染症全般に対してのアップデート等が行われているのか。 また、5(1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止だけでなく、「感染症の拡大防止」などに変更してはいかがか。 (部局回答) 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年8月に策定したもので、内容は当時の二類感染症を前提に対策をまとめたものです。 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に五類へ移行し、令和6年4月には通常医療提供体制となりましたので、令和6年5月末を目途に、現在の感染症流行状況に合わせた感染防止策を示したものととしてアップデートを行います。	自由 民主党・ よこすか 未来会議	47 48	
		震災時避難所 について② (回答作成) 危機管理課	5(1)必要な物資・資機材の整備は危機管理課が整備するが、物資や資材の確認は地域住民も訓練等を通じ確認するよう記載してはどうか。 (部局回答) 第10章第3節防災訓練の実施において追記を検討します。	よこすか 未来会議	49	①計画改定

震災時避難所 について③ (回答作成) 教育委員会 (担当課名) 学校管理課	5 (2) 避難所には要支援者・要介護者の避難も考えられるので、 ➡体育館のトイレの洋式化のみならず、要支援者・要介護者を視野にいれた みんなのトイレの整備も必要では？ (部局回答) 体育館トイレに、みんなのトイレが設置されている学校は8校になります。 他の学校は、そもそものスペースが狭いため、みんなのトイレの整備には、以下の対応が考えられ ます。 →①個室を減らし設置する ②体育館内倉庫等を改修して設置する ③既存トイレを増築等して設置する ①②については、本来の体育館としての使用に影響が大きいことから③で対応することが考えられ ます。 一方、教室棟と平面でつながっていて、教室棟のトイレ（みんなのトイレ含む）に段差なくアクセ スできる環境にある学校もあります。 学校からは使用頻度が低い体育館トイレより、校舎内に残っている未改修のトイレの改修要望が強 く、優先的に取り組んでいるのが現状でもあります。 このことから、体育館付属トイレの整備に限定せず、避難所開設時に要支援者・要介護者の方の利 用を可能とするトイレ（校舎内1階等）の設置が必要ではないかと考えます。	自由 民主党	50	②運用改善
震災時避難所 について④ (回答作成) 危機管理課	5 (2) トイレについては洋式化だけではなく、ユニバーサルトイレの整備が 必要ではないか。また、教育委員会だけで整備を進めていくのではなく、 避難所機能強化という視点からは市長部局も計画に積極的に携わるべきではないか。 (部局回答) ユニバーサルトイレの必要性は高いと考えております。教育委員会と連携して協議していきたいと考 えています。	よこすか 未来会議	51	②運用改善

震災時避難所 について⑤ (回答作成) 教育委員会 (担当課名)	5 (2) 避難所となる体育館のトイレの洋式化と車いすが入れるように出来る 整備の現状について確認する	公明党	52	②運用改善
	(部局回答) 体育館トイレは、多くの学校で洋式化改修をおこなっており、現在の洋式化率は約97%です。 しかし、体育館トイレはスペースが狭く、ブースを広げると個室数が減ってしまうことから、便器の 取り換えにあたり斜めに取り付けるなどあまり使い勝手が良いとは言えないのが現状です。 また、車いす対応のトイレは8校に設置されています。 一方、教室棟と平面でつながっていて、教室棟のトイレ（みんなのトイレ含む）に段差なくアクセ スできる環境にある学校もあります。 学校からは使用頻度が低い体育館トイレより、校舎内に残っている未改装のトイレの改修要望が強 く、優先的に取り組んでいるのが現状でもあります。 このことから、体育館付属トイレの整備に限定せず、避難所開設時に要支援者・要介護者の方の利 用を可能とするトイレ（校舎内1階等）の設置が必要ではないかと考えます。			
震災時避難所 について⑥ (回答作成) 教育委員会 (担当課名) 学校管理課	夏場は暑すぎて冬は寒すぎる状況に対して断熱の強化や冷暖房の整備などを 進めていくべきではないか。	よこすか 未来会議	53	
	(部局回答) 空調設備を設置する際は、通常、天井などに設置することになりますが、本市の小・中学校の体育 館は構造上、空調設備を天井等に設置する事は難しく、また、床に設置した場合にはスペース的に体 育競技を行う際の支障になるため、既存の小・中学校の体育館に空調設備を設置する事は困難な状況 です。また、断熱の強化についても試算の結果、多額の費用を要することがわかっています。 そのため、将来、体育館の建替えを行う際に、冷暖房設備の設置を行うものとしておりました。 しかしながら、建築後数十年経過した体育館に、断熱工事を実施せずに空調設備を設置した事例が 近隣自治体にあることがわかりましたので、今年度、現地視察等を行い、詳細情報を入手して本市で の導入の可否を検討する予定です。			
震災時避難所 について⑦ (回答作成) 危機管理課	ジェンダー平等な視点を持った避難所を整備することを明記してはいかがか。 避難所への女性専用スペースの設置、巡回警備の配置などを明記したい。	よこすか 未来会議	54	②運用改善
	(部局回答) ジェンダー平等の視点や女性専用スペースについては必要であると考えます。ただし避難所スペース に限られるなか、施設ごとに具体的にどのようにできるか調査・研究する必要があると考えています。			

	震災時避難所 について⑧	震災時には性暴力や犯罪等が増えることが過去の災害などから 明らかになっている。 (http://gdr.org/%E7%81%BD%E5%AE%B3%E3%81%A8%E3%82%B7%E3%82%99%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%82%99%E3%83%BC/%E7%81%BD%E5%AE%B3%E6%99%82%E3%81%AE%E6%9A%B4%E5%8A%9B/) 上記のジェンダー平等の視点とも重複するが、犯罪抑制のための取り組みや、 仮に犯罪が起きてしまった際の相談窓口やケアの実施が必要。	よこすか 未来会議	55	
	(回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民生活課 (協議) 危機管理課	(部局回答) 施設ごとに具体的にどのようなことができるか調査研究していく必要があると考えます。 なお、犯罪が起きてしまった際の取り組みについては、警察と連携して取り組んでいくべきものと考えて います。			
	震災時避難所 について⑨	子どものメンタルケアの観点から、学齢期の子どもたちが安全安心に過ごせる 空間を避難所にできるだけ早く設置することの必要性を明記するのはいかがでしょうか。	よこすか 未来会議	56	
(回答作成) 危機管理課 (協議) 教育委員会 (担当課名) 支援教育課	(部局回答) 現在、避難所運営マニュアルの中には、避難所のスペースにプレイルームといった子供の過ごす場所 を設定してもらっています。避難所のニーズにあうような柔軟な対応できるよう、マニュアルとして整 備の推進をしています。				
	震災時避難所 について⑩	風水害時避難所はペット同伴避難が実現したが、震災時避難所については 同行避難にとどまる。しかし、実際の被災地を見ると、室内での同伴避難を希望する ペット連れが押し寄せることは確実なので、全部の震災時避難所とは言わずとも、 学校施設の形状によっては可能なはずなので検討を進めてはどうか。	よこすか 未来会議	8	②運用改善
	(回答作成) 危機管理課 (協議) 健康部 (保健所生活衛生課)	(部局回答) ペットについては、能登半島でも課題であったため、ペット避難の他都市先進事例を調査するととも に、健康部作成のペット防災準備チラシを活用しながら、避難所運営委員会で検討していきたいと思 います。			

第3節	P41	福祉避難所について①	福祉避難所の指定・公示などについて検討を進めるとあるが、進捗状況はどうなっているか。 また、「令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正を踏まえ、福祉避難所の指定・公示などについて検討を進める。」の記載があるが、3年が経過するので状況にあわせて文言を変更すべきではないか。	自由民主党・よこすか未来会議・公明党	57 58 59	②運用改善
		(回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	(部局回答) 福祉避難所のうち、市立の小・中学校に開設する震災時福祉避難所内に併設される一次福祉避難所については、指定福祉避難所として公示済みです。公共施設や民間の福祉施設が中心となる二次・三次福祉避難所については、公示することにより福祉避難所の対象ではない避難者が殺到し、避難所運営の妨げになる恐れがあることから、協定を結んでいる社会福祉法人等の関係団体と現在公示の方針について話し合いを始めています。			
			(追記・対応時期等について) 二次・三次福祉避難所については、令和6年度いっぱいをかけて、関係者と話し合いながら、対象者及び受入人数等の整理を進めていき、その結果を踏まえて公示していく方針です。			
		福祉避難所について②	1 福祉避難所の設置方針 段階別、障害別等に避難所を定めるとあるが、定められているか	自由民主党	60	②運用改善
		(回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	(部局回答) 二次福祉避難所および三次福祉避難所については、高齢者、身体障害者、知的障害者、身体障害児、知的障害児などの区分で施設を設定しています。			
		福祉避難所について③	2 公共施設を利用した福祉避難所の指定 福祉避難所として必要となる物資等について関係部局と連携し整備するとあるができているのか	自由民主党	61	②運用改善
		(回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	(部局回答) 公共施設が中心となる二次福祉避難所については、福祉子ども部において、危機管理課等の関係部局と連携し、優先度が高いと考えられる物品から備蓄を段階的に進めています。 三次福祉避難所については、各施設と協定を締結した後、どのような避難所運営を行うかの具体的な話し合いが行えていませんでした。昨年度から、各施設の団体と具体的な話し合いを始めており、どのような対象者を、どのくらいの人数受け入れてもらうことが可能か、また、どの程度の支援物資が必要かなど、今後話し合いを深めていきます。			
			(追記・対応時期等について) 三次福祉避難所については、令和6年度いっぱいをかけて、事業者等と話し合いながら、対象者及び受入人数等の整理を進めていきます。			

			福祉避難所について④	3 社会福祉施設等との協力体制の構築 福祉こども部は、危機管理課と事前調整のうえ、施設機能を低下させない範囲内でこれらのよう配慮者等の受け入れのため協力体制を整備するとあるが、できているのか	自由民主党	62	②運用改善
			(回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	(部局回答) 民間の福祉施設において開設される三次福祉避難所のうち、特に入所施設については、通常の入所者の対応を優先していただきながら、どのくらい要配慮者の受け入れが可能と想定できるかなど、支援の考え方を協議・共有していきます。			
				(追記・対応時期等について) 三次福祉避難所については、令和6年度いっぱいをかけて、事業者等と話し合いながら、協力体制等の整理を進めていきます。			
第4章	第1節	P43	帰宅困難者対策の考え方	本市の鉄道は保線区ごとでの運行停止等の判断を行うことから、交通事業者との連携なども踏まえた計画とすべきではないか。また、帰宅困難者一時滞在施設は、国道等を横断しなければならないため、信号が機能停止となった場合は交通誘導要員が必要となる。その点についてはどう考えているか	自由民主党	63	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 現在、帰宅困難者滞在施設は人が集まる恐れのある主要駅に整備しています。主要駅の駅長には、一時滞在施設の場所を記載したチラシを配布しており、人が滞留したときは帰宅困難者滞在施設に誘導してもらうよう依頼しています。市内の状況により誘導が必要な場合は職員を派遣するなどの対応をとります。			
			帰宅困難者対策の推進について	基本的にはむやみに職場を離れないことは原則だが、 「第12章にあるように津波被害の恐れのある時はこの限りではない」等の文言を添えてはどうか。	よこすか未来会議	64	①計画改定
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 第12章に津波災害の共通ルールとして追記を検討します。			
第5章	第1節	P45	災害時応援協定の締結の推進	2 (2) 民間事業者や団体との協力 協定している民間企業や団体の一覧表及び内容について 随時更新されているのか	自由民主党	65	
			(回答) 危機管理課	(部局回答) 毎年、年度初めに協定先との連絡先及び連絡担当者の更新を行っています。なお、協定の内容に齟齬が生じていないか確認作業は随時実施しています。 なお、協定事業者との訓練も必要に応じて実施しています。			

	第2節	P46	応援部隊の活動拠点等の整備 (回答) 危機管理課 (協議) 消防局 (担当課名) 警防課	1 広域応援活動拠点等の確保 津波警報発令時には解除されるまで津波浸水想定域に立入ることは出来ないので、 ➡津波浸水想定域内にある施設の再配置も含めた検討が必要では？ 公的施設の配置については、再検討の必要あり (部局回答) 現在、津波浸水エリアにある広域応援拠点については、ご指摘のとおり侵入できないことから、津波被害発生を考慮した代替地の検討が必要であると考えています。	自由民主党	66	②運用改善
第6章	第1節	P48	災害医療体制の整備① (回答) 消防局 (担当課名) 救急課	応急救護所 設置場所も含め実現可能か？ (部局回答) 応急手当に必要な包帯等の物品を救護所となる消防署所に配置し、職員参集により人員確保が整い次第開設する予定ですが、発生の初期段階では救急要請の多発から、早期の開設は困難が予想されます。また、被災状況によっては全ての署所で開設できない場合や、開設できた署所でも出動要請により一時的に閉鎖することもあると考えています。	自由民主党	67	①計画改定
			災害医療体制の整備② (回答) 健康部 (担当課名) 健康総務課	医療体制の整備は災害発生後時間経過により状況も変わるので時間経過の概念も入れるべきではないか (部局回答) 医療体制は、時間の経過により必要とされる医療支援の内容が、救命優先から始まり感染症・慢性疾患への対応や精神的支援等などへ変化していくため、時間経過の概念を掲載することは必要であると考えます。 なお、掲載位置については、関係部局と協議、検討を行ってまいります。	自由民主党	68	①計画改定

災害医療体制の整備③ (回答) 健康部 健康総務課	1 災害時における医療活動場所の確保 文中、津波浸水想定区域などをふまえ、地域医療救護所について検討とあるが、津波警報発令時には、解除されるまで津波浸水想定域に立入ることは出来ない。 ➡津波浸水想定域内にある施設の設置場所の再配置も含めた検討が必要では？ 公的施設の配置については、再検討の必要あり。 また、進捗を書くべきではないか。	自由 民主党・ よこすか 未来会議	69 70	②運用改善
	(部局回答) 地域医療救護所の開設・運営には、行政だけでなく関係機関の協力は欠かせないため、市では、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、県柔道整復師会横須賀支部、県看護協会横須賀支部で構成する「災害時地域医療救護所検討会」を設け、地域医療救護所についてさまざまな検討を行っております。 その中で、現在の地域医療救護所が津波浸水想定区域に位置していることについても議論を行い、津波被害等により既存の救護所が開設できない状況になった場合には、現行の地域医療救護所に代わる代替救護所を開設する方向で意見がまとまっています。 今後は速やかに代替救護所の選定に向けた作業を進めるとともに、「災害時地域医療救護所検討会」において医師等の派遣を依頼するほか医薬品等の物資の準備などを行ってまいります。			
災害医療体制の整備④ (回答) 健康部 健康総務課、市立病院課	ハザードマップによると、津波発生時には全ての災害拠点病院が被災することが想定されるが、その際の救命医療の拠点の想定はいかがか。 また、うわまち病院および総合医療センターの記載は更新されるか。	無会派	71	
	(部局回答) 災害拠点病院が被災した場合の救命医療の拠点としては、災害拠点病院に準ずる設備・機能を有する災害協力病院である、うわまち病院を想定しています。 うわまち病院は令和7年3月に神明町に移転建替えし、総合医療センターとなります。総合医療センターは病院本棟に免震構造を採用し、屋上ヘリポートの設置や浸水域以上の地盤高さへの嵩上げなど、災害に強い安心で安全な病院を基本方針として整備を行っています。また、現在、災害拠点病院への指定に向けた協議を神奈川県と行っていますので、その指定を受けた際には計画の更新を行います。 神奈川県からは災害拠点病院の指定には、横須賀・三浦二次保健医療圏における合意形成のうえ、神奈川県医療審議会の承認を得る必要があるとの回答がありましたので、まずは医師会や医療機関など関係団体等の合意形成に向け取り組んでまいります。			

	P49	災害医療体制 の整備⑤ (回答) 健康部 保健所企画課健康危機管理担当課	2 (3)医療品・医療資機材の確保 市内には、多くの民間事業者が薬の販売を行っている。そこで、不足する事態に備え、 ➡市薬剤師会や神奈川県との供給体制に加え、民間事業者との連携や医療品提供に関する災害協定を結ぶ必要があるのでは？ (部局回答) 現在の供給体制に加え、不足する事態に備えて民間事業者と災害協定を結ぶことは必要と考えますので、さらに協定先を拡充することを検討していきたいと思います。 (追記・対応時期等について) 民間事業者と速やかに協議を行い、合意が得られ次第、協定を締結します。	自由 民主党	72	
第2節	P50	医療搬送体制 の整備 (回答) 健康部 健康総務課	医療搬送の体制の整備状況。活断層が一番の被害があると想定して、ヘリポートが着陸できない可能性もある、その時の対応はどのようにするのか。 (部局回答) 現在、医療搬送としてドクターヘリが離着陸するヘリポートは、海上自衛隊総監部、陸上自衛隊武山駐屯地、常葉中学校、荻野小学校、長瀬消防訓練センターの5か所です。 また、令和7年3月からは総合医療センターの屋上ヘリポートも使用可能となります。 万一、これらすべてのヘリポートで離着陸ができない場合は関係部局と調整の上、「神奈川県地域防災計画」指定の市内臨時離着陸場7か所から、適所を選定することを想定しています。	公明党	73	
第4節	P51	遺体処理体制 の整備 (回答) 福祉こども部 (担当課名) 生活福祉課、生活支援課	2 運営体制の整備 遺体の身元確認のため、身元確認エリアをすることについてガイドラインに掲載されているか。また、身元不明者の埋葬等の時期については検討されているのか (部局回答) 計画に記載の「ガイドライン」とは、<u>神奈川県</u>広域火葬計画別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」のことになります。同ガイドラインでは、「遺体の収容・安置施設開設における注意事項」として「遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要がある、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい」とされており、市では遺体安置所内に「身元確認所スペース」を区分して設けることを想定しています。 また、身元不明者の遺体については、活動細部計画の「応急活動期（4日～10日程度）」に「引き取り者のない遺体の火葬、遺骨の保管」と位置付けており、身元不明者の遺骨は行旅死亡人と同様、火葬のうえ、<u>遺骨の状態</u>で保管することを想定しています。	自由 民主党	74	

第7章	第1節	P52	相互応援体制 の整備	災害廃棄物の処理等に関する相互協力体制の充実・強化を行う上で、 仮置き場等の管理をどこに依頼するかを検討する必要があると考える	自由 民主党	75	②運用改善
			(回答) 環境部 (担当課名) 環境政策課	(部局回答) 昨年度から協定締結団体（1団体）と、仮置場の管理（開設、運営、搬出）について協議をすすめて いるところです。			
第8章	第1節	P53	海上輸送体制 の整備	東京湾岸の被害状況によっては本市の久里浜港が首都圏の海上輸送の受入港として 指定される可能性もあるが、受入れ優先順位等の協議が国と必要になるのではないか	自由 民主党	77	
			(回答) 港湾部 (担当課名) 港湾企画課	(部局回答) 港湾においては、国土交通省や他の港湾管理者等と連携した体制が組まれているため、有事の際は国 等との調整の中で、他の地域向けの支援受入れを行うケースは考えられますが、受入港に指定されて いる久里浜港の耐震強化岸壁は、横須賀市の人口を基準として整備されているため、横須賀市民のため の受入れが基本であると考えています。			
	第2節	P55	民間事業者の 緊急通行車両	緊急通行車両として使用する計画とのことだが、市の車両は緊急通行車両として すべてが登録されているのか。また、民間の自動車についても周知徹底する 必要があると考える	自由 民主党	78	
			(回答) 危機管理課	(部局回答) 大半の市公用車に緊急通行証を配布しています。また、災害に従事する協定事業者等には、緊急通行 車両として使用する計画があることを検問所等で証明する必要があるため、緊急対策に従事する旨の本 市との防災協定書又は委託契約書等の写しについて、車両携帯を促しています。 市公用車約350台のうち緊急通行証配布196台、それ以外に消防車両については全車両			
	第3節	P55	物資受入れ・ 供給体制の整備	物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備状況について	公明党	79	②運用改善
(回答) 危機管理課			(部局回答) 現在、県の物資拠点は県立工業高校に指定されており、横須賀市地域防災計画で指定している拠点は 横須賀文化会館及び横須賀総合高校です。横須賀総合高校は津波浸水エリアにあるなど、拠点場所に 課題があることから、市内の県立高校や私立高校と物資拠点の指定について話し合いを行っていま す。				
第9章	第2節	P59	配備職員の 事前指定等①	各部局の活動細部計画の状況について	公明党	80	
			(回答) 危機管理課	(部局回答) 地域防災計画の細部計画は、各部で作成している状況です。			

			配備職員の 事前指定等② (回答) 総務部 (担当課名) 人事課	会計年度任用職員等、正規職員以外の市の職員の役割分担を明確にすることが 必要と思うが、どこかに記載されているか。 (部局回答) 会計年度任用職員は、任用期間や勤務時間などがさまざまであるため、個別の役割を計画上位置付け ていません。なお、会計年度任用職員については、初期対応や市民の方の安全確保業務のほか、災害 時に通常担当している業務が行われない場合には、災害対応の補助業務にもあたってもらうことを想 定しているため、その旨を任用条件通知書に記載しています。	日本 共産党	104			
			指定管理者 への監督等 (回答) 危機管理課	災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう、 指定管理者と調整を図るとあるが、利用料金制の施設については どのような対応を行うのか (部局回答) 指定管理者については施設を使用したときは、その人件費や光熱水費について指定管理者から請求書 をもらい支払いを行っています。震災時であっても、同様にかかる費用はかかる費用の請求に基づき 支払うこととなります。					
		第10章	第1節	P60 ～61	市民への 防災知識の普及 (回答) 危機管理課	要配慮者（外国人を含む）への防災知識の普及において、地元にも 要配慮者がいるということを住民等と合意形成する必要があるのではないか (部局回答) 要配慮者については、自主防災組織に要配慮者訓練の実施を促進しておりますので、さらに多くの地 域で要配慮者への訓練等を実施してもらえよう啓発していきます。	自由 民主党	82	
					災害に強い 人づくりの 推進について (回答) 危機管理課	避難所に派遣される職員の役割を記載してはどうか。離脱のタイミングも含める。 (部局回答) 避難所に配置される職員には「避難所支援マニュアル」に役割を記載しており、避難所での時系列の 行動は避難所運営マニュアルに記載しています。離脱のタイミングについては避難者数など状況によっ ても変わってくるため、状況に合わせ対応していきます。			
			AEDの記載に ついて (回答) 消防局 (担当課名) 救急課	震災関連死の中では深刻な不整脈など、病院到着前のAEDの迅速な使用で救命できた 可能性があるものが少なくないが、現計画ではAEDの記載がない。 災害時でも活用できるようAEDの整備やAED使用方法を含む心肺蘇生法の普及啓発を 進めることを計画内に明記する必要があるのではないか。 (部局回答) ご指摘の通り、救命措置にはAEDの使用が有効ですので、AEDの使用方法及び心肺蘇生法などの普及 啓発について追記します。	よこすか 未来会議	84			

		P61	防災意識の普及啓発①	3 (1) (2) 応急手当の普及啓発/普及方針 1回受講しただけでは、実際に手当てするのは難しいので、応急手当の普及啓発、方針のみならず ➡ 応急手当普及員講習等を反復的に実施すると 文言修正の必要があるのでは？	自由 民主党	85	①計画改定
			(回答) 消防局 (担当課名) 救急課	(部局回答) ご指摘のとおり、応急手当は一度の受講で永続的に実践することは難しく、反復訓練することによっていざというときに行動に移せると考えますので、「反復的に受講する必要性」について追記します。			
			防災意識の普及啓発②	4 起震車の活用 ➡ 地震体験車(3行目も含む) ➡ 起震体験車でVR地震体験へ文言修正しては？	自由 民主党	86	
			(回答) 消防局 (担当課名) 警防課	(部局回答) VRの導入により、より効果的、実践的な体験が可能となったことから、ご指摘のとおり、「VRを活用した地震体験」に修正します。			
	第3節	P63	防災訓練等の実施	1 (2) 市民が行う防災訓練 3行目 防災訓練を実施する ➡ と共に、避難所開設後の共助を進めるため、避難所運営訓練を実施する。を加筆しては？	自由 民主党	87	①計画改定
			(回答) 危機管理課	(部局回答) 避難所訓練の促進について追記することを検討します。			
第11章	第1節	P65	自主防災指導員の育成	自主防災指導員については、更新に対する考え方が少なく、アップデートが行われていない。また、対象者についても、常に地域にいる人などに講習会を受けてもらうような啓発が必要と考える	自由 民主党	88	
			(回答) 危機管理課	(部局回答) 自主防災指導員の育成は、町内会長等からの推薦となり地域で防災訓練の指導的立場となる方を育成しています。自主防災指導員は、防災に対する取り組みのきっかけとして、日ごろの訓練や地域の防災の取り組みのなかで防災に関する知識の醸成を図ってもらうこととしています。各町内会などには防災についての取り組みや情報について逐次情報提供をしており、日ごろ地域にいる方の育成にも努めています。			

第2節	P66	事業者の 防災活動の促進①	1 事業者の取るべき措置 事業者の範囲が明確でない。中小・個人事業主まで含まれるのか 明確になっていない。	自由 民主党	89	
		(回答) 危機管理課	(部局回答) 事業者については中小・個人事業主関わらず、できる範囲で防災活動をしていただければと考えま す。現在協力体制の枠組みとして消防協力隊（13社）、消防防災協力隊（37社）の登録事業者があ り、消防協力隊については概ね事業所から半径1 k mの範囲内における消化、救急及び救助活動の支 援を消防防災協力隊については事業所から概ね半径500mの範囲内で消化・救護・救助活動や災害情報 の提供、周辺住民の避難誘導、一時的な避難場所の提供、備蓄物資の提供および避難所運営の支援を お願いしています。 また建設業協会をはじめ各協定事業者についても協定内容に応じた支援を実施します。			
		事業者の 防災活動の促進②	2（2） より強い地域力の向上を期待し、文末、地域防災活動へ貢献するよう促進する。 →要請すると文言修正しては？	自由 民主党	90	
		(回答) 危機管理課	(部局回答) 文言について対策が分かりやすくなるよう検討します。			
		事業者の 防災活動の促進③	2（2） 地域防災活動へ貢献するよう促進するとあるが、事業者の範囲が明確でないため、 どのような貢献をすべきかが明確にならない	自由 民主党	91	
		(回答) 危機管理課	(部局回答) 89と同じ			
第3節	P67	要配慮者対策の 推進①	「横須賀市災害時要援護者支援プラン」の見直しについて検討を進めるとあるが、 個人情報の対象となる項目がある現状で、データの取扱い等はどのように考えるのか。 また災害時要援護者名簿の見直しについてはどの様に考えているのか。	自由 民主党	92	
		(回答) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (介護保険課、障害福 祉課、福祉総務課)	(部局回答) 災害時要援護者支援プランに登録する際に地域の支援者に必要となる個人情報を提供することに同意 をしていただき登録をしています。支援者にはその登録情報を災害時の支援活動に役立てる目的のみに 使用することを誓約書に署名していただいているため、個人情報については適正に取り扱いが行えてい ます。 登録名簿の見直しについては毎年2月に名簿の全体更新をしています。 また昨年度、大規模な見直しをし全対象者に対する確認を行い3327人がプラスで登録となりました。 全対象者に対する登録促進については今後定期的に行っていきます。			

	要配慮者対策の推進② (回答) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	『令和３年５月の災害対策基本法改正を踏まえ、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」(※)の見直しについて検討を進める。』の記載について、３年が経過したので進捗を書くべきではないか。 (部局回答) 「令和３年５月の災害対策基本法改正」の主な内容は、避難行動要支援者（本市でいうところの災害時要援護者）に係る「個別避難計画」作成を市町村の努力義務とするものでした。 本市は現行の要援護プランの一環として個別避難計画の作成を進めており、土砂災害警戒区域が多い地域などを優先的に策定すべき地域に定め、町内会・自治会や民生委員児童委員の皆様と協力して、計画作成に着手しているところです。 また、３月議会において、個別避難計画については福祉関係の団体とも連携して進めていく旨、市長から答弁させていただきました。要援護プランと個別避難計画は切り離せないものですので、福祉こども部と連携をとりながら、取り組みを進めてまいります。 これを踏まえ、記載については、個別避難計画の内容を踏まえた文章に修正します。	よこすか 未来会議	93	①計画改定
P67 ～68	要配慮者対策の推進③ (回答) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課 (協議) 危機管理課	福祉避難所の開設について広域避難所の一部→二次福祉避難所→三次福祉避難所の順に開設、移動を強いるのではなく、直接福祉避難所に行けるようにしてはいかがか。 (部局回答) 福祉避難所に直接避難したいというニーズがあるということは認識しており、どのような仕組みが可能か、今後関係者と検討を進めていきます。 (追記・対応時期等について) 基本的には広域避難所の一部→二次福祉避難所→三次福祉避難所の順での避難になると想定されますが、医療的ケアが必要な者等の特段の配慮が必要な要援護者の対応については、令和６年度いっぱいをかけて、関係者と意見交換を進めていきます。	よこすか 未来会議	94	②運用改善
	要配慮者対策の推進④ (回答) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	避難所生活の長期化などに備えたホテル等の宿泊施設の活用検討状況について (部局回答) 長期化の場合、マンション、アパート等へのみなし仮設入居のための協定を神奈川県が各団体と締結しており全域で対応します。 また、民間宿泊施設の活用については、広域的な連携が有効であることから、三浦半島地区の市町を含め防災協定の見直しを検討します。	公明党	95	
	要配慮者対策の推進⑤ (回答) 危機管理課	防災情報メールや緊急通報システムの情報の受伝達が困難なものへの受伝達手段の整備状況について (部局回答) 市民への情報伝達については、様々な障害のある方に防災行政無線・ホームページ、防災メール、SNS、テレビデータ放送、FAXなど、さまざま手段で情報を発信しています。スターリンクなど他の情報発信手段についても検討してきます。	公明党	96	

P68 他	要配慮者対策の 推進⑥	P41、P68、P72「要配慮者」の中にP72に記載の方々を記載してはいかがか。 「横須賀市災害時要援護者支援プラン」とのリンクもあり、これまでの議論の 振り返りを確認することが必要。	日本 共産党	97	①計画改定
	(回答) 危機管理課	(部局回答) P72に第5節として計画全体に関わる事項として多様な性の尊重について計画全体についての説明とし て節を設け記載しています。なお、避難所での配慮については必要で災害時要援護者支援カード（登 録申し込み用紙）や避難者カードの性別欄の記載を任意記載にすることはすでに実施しております。			
	P69 要配慮者対策の 推進⑦	3（4）平時における利用 要配慮者への安全確保のための必要な措置の連携強化状況について	公明党	98	
	(回答) 危機管理課	(部局回答) 要配慮者については、町内会・自治会と民生委員児童委員、横須賀市消防団、避難所の学校支援班 （市職員）の連携を推進しており、昨年度から調整していきました。今年度は具体的な形となるよう地 域へ活動の促進を依頼していきます。すでに町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、横須 賀市消防団、市の職員が連携した要援護者対策に取り組んでいる地域もあり、これらを先進事例とし て紹介していきます。平時における連携については今後調整していきます。			
	要配慮者対策の 推進⑧	4 施設等における安全対策 項目に業務継続計画(BCP)の策定等について、 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。 などの基本方針文を追加してはいかがか。	日本 維新の会	99	
	(回答) 福祉こども部 (担当課名) 指導監査課、福祉施 設課	(部局回答) 事業所の業務継続計画(BCP)の策定については、国の方針により経過措置期間を経て令和6年度から 義務化されている状況であります。これらの経緯を踏まえ、施設等における安全対策について「地域 防災計画書」におけるバランスも含め考えていきたいと思います。			
P71	要配慮者対策の 推進⑨	7 外国人への支援 多くの米軍人・軍属・家族が基地外に居住しており、 発災直後には避難所に避難する事が想定されるので、特に、 基地外に居住している米軍人・軍属・家族等についての標記が必要では？	自由 民主党	100	
	(回答) 国際交流・基地政策 課	(部局回答) 「7 外国人への支援」では、地域に居住するあらゆる国籍の外国人を対象としています。基地外に居 住している米軍人・軍属・家族等の米軍関係者についても他の外国人と同様な支援を受けることがで きる体制を整えているところです。			

			要配慮者対策の 推進⑩ (回答) 国際交流・基地政策 課	7 外国人への支援 NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力状況について (部局回答) NPO法人横須賀国際交流協会と災害時通訳・翻訳ボランティアの活動に関する協定を締結し、災害時に避難所等に通訳・翻訳ボランティアを派遣する体制を整備している。また、同協会に外国人防災啓発事業を委託し、防災講座の開催、防災啓発動画の作成等を行っている。	公明党	101	
第12章	第3節	P75	津波対策 (回答) 危機管理課	2 (1)市が管理・運営する施設 津波警報発令時には、解除されるまで津波浸水想定域に立入ることは出来ないので、文末の ～浸水対策を講じる。 →講じると共に、津波浸水想定域外に設置するよう対策を講じる。 と修文が必要では？ 公的施設の配置については、再検討の必要あり (部局回答) 津波浸水エリアにある公共施設では、具体的な対策計画が必要であると考えています。 —昨年、津波浸水想定エリアの見直しが行われたことから、勤務時間中に発生した場合の対応や勤務時間外に発生した場合など、具体的な対応方針は今後検討していきます。	自由 民主党	102	②運用改善

第3部 災害応急対策計画

章	節	ページ	検証すべき項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第2章	第3節	P81	災害対策本部の設置	(3) 災害対策本部を3号配備する際、大津波警報発令もしくは大津波発生により市庁舎・消防庁者敷地への立ち入りが不可能な場合の代替施設および参集のための伝達方法について検討してはいかがか。	無会派	105	②運用改善
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 勤務時間内に津波警報以上が発令したときは、市役所内に勤務している職員は4階以上に垂直避難します。 勤務時間外の場合は津波浸水エリアに侵入できないことから、対策重要職員は代替え施設に参集することを今年度中に決定して提示します。参集は自動参集となり、参集場所の情報は防災情報メールやロゴチャット等を利用します。			
第4章	第2節	P93	災害対策本部で収集する情報と優先度①	(SNSからの積極的な情報収集) 真偽不明の情報が混在することは事実であるものの、そもそも偽情報の出回りに対しても迅速に対応しなければならない以上、常時テレビ報道から情報収集するだけでなく、SNSについても主要なもの(X、instagram、facebook)についてはハッシュタグ検索などを活用した定時情報収集を新たに明示して定めるべきではないか。(P92でも可)	よこすか 未来会議	106	①計画改定
			(回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	(部局回答) 常時、テレビやSNS、災害監視カメラなどあらゆる媒体を活用して情報収集を行うと計画に明記する。なお、SNSの情報に関しては、ご指摘の通り、偽情報等も考えられるので、より多くの投稿があるものなどをよりどころに、情報の真偽を精査する。			
			災害対策本部で収集する情報と優先度②	発災後24時間の項目に「災害時要援助者支援プラン」における名簿登録者の安否が確認できているかを含めるのはどうか。 もしくは管理することになっている関連団体からの報告を受けるなどの手順が分かる様にするのはどうか。	日本 維新の会	107	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 災害の状況や支援者の被災状況によって安否確認できるまでの時間は変わってくるため、項目に含めるのは難しいと考ます。 また安否確認の報告については自主防災組織(町内会・自治会)、民生委員児童委員・消防団・避難所支援班が連携して実施しますが、運用面となるためここでの記載は不要と考えています。			

		災害対策本部で 収集する情報と 優先度③ (回答作成) 危機管理課	市内267,400件が停電している状況で、自家発電があるとはいえ「常時テレビ報道からの 情報収集」が可能なのか。ラジオ及びインターネット上で国や報道各社が配信している 情報収集も含めてはいかがか。 (部局回答) 情報収集についてはあらゆる手段を使って行う必要があるため、記載を変更します。	無会派	108	①計画改定
第5節	P97 ～98	災害広報の適正 と手段① (回答作成) 危機管理課	多言語対応の状況及びピクトグラムの利用 (部局回答) 防災情報メール、市ＨＰの緊急情報については英語での対応はしておりますが、多言語の対応はして おりません。ピクトグラムについては風水害時避難所、震災時避難所、広域避難地等の場所を示す案内 板、津波の標高表示などで利用しています。	自由 民主党	109	
		災害広報の適正 と手段② (回答作成) 危機管理課	災害広報の適正と手段についてそれぞれメリットデメリットがあげられているが、 優先順位などあるのか。聴覚障害、視覚障害の方々や、日本語を母語としないの方々への 急を要する広報手段は確保されているのか。 (部局回答) 情報収集をする方の状況によってそれぞれ効果的な収集方法は変わるため、優先順位はなくすべての 人が効率的に受けれる手段により、あらゆる手段を利用していただければと考えます。防災情報メー ルサービスや市ＨＰの緊急情報では英語での対応をしています。 長所短所の記載については検討します。	よこすか 未来会議	110	
	P98	ボランティア ニーズの 積極収集 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 福祉総務課 (協議) 危機管理課	「生活関連広報」として、どこに連絡をすればボランティアの力が借りられるのか・ あるいはどこに連絡をすればボランティアとして力を貸すことができるのか、という ボランティアニーズも明示的に含めることで、生活再建の速度を少しでも早める 工夫ができるのではないか。 (部局回答) ボランティアニーズの集約やボランティア活動希望者（一般ボランティア）の募集・登録・受け入れ 等は災害時ボランティアセンター（以下「ＳＶＣ」という。）で行います。ＳＶＣは災害対策本部の 要請を受けて、横須賀市社会福祉協議会が総合福祉会館に設置するもので、災害対策本部は収集した 被災情報等に基づき、ボランティアの受け入れ及び活動支援の必要性を判断し、設置の可否を決定し ます。 「ボランティアの募集やボランティア依頼の連絡先」については、ＳＶＣの開設状況に合わせて段階 的に周知を進めますので、ご提案のあった「生活関連広報」に「ボランティアの募集やボランティア 依頼の連絡先」を記載することについては、周知する時期を調整し、記載する方向で検討してまいり ます。	よこすか 未来会議	111	①計画改定

	第6節	P99	情報提供の方法等 (回答作成) 危機管理課	プレスセンターが本庁舎1号館4階としているが津波浸水域に入っている。 (部局回答) 津波警報中は設置しません。	自由民主党	112	
	第7節	P100	被災者支援窓口の設置① (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	県や関係機関との連携を述べているが、こういった機関との連携を想定しているのか。様々な相談が来ることを予想しているが、発災後におきる犯罪等の相談、心のケアなどについても専門機関へつなぐことなど考えているのか。 (部局回答) 弁護士や司法書士をはじめとした士業などによる各種専門相談を想定しています。発災後の犯罪等や心のケアについても、各専門機関へ適切につなぐことを考えています。	よこすか未来会議	113	
			被災者支援窓口の設置② (回答作成) 危機管理課	避難所での罹災証明申請窓口の対応について、紙での申請と合わせて電子申請も可能とする検討が必要ではないか検証する。 (部局回答) 現状の手続きでは罹災証明の申請には本人確認が必要となります。現在、マイナポータルの電子申請サービス（ぴったりサービス）の活用することを調整しており、8月ごろまでにはご案内できるものと考えています。	公明党	114	
		P105	震災時避難所の開設 (回答作成) 危機管理課	「大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合には、浸水が予測される避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。」とあるが、混乱している状況の中で状況によって避難所が変わるというのは現実的なのか。通常訓練で使っている避難所に避難してしまうことを考えると、避難所の見直しをした方が良いのではないか。 (部局回答) 横須賀市では津波情報が発表された場合にはできるだけ高い場所へ避難することを啓発しています。浸水が予測される震災時避難所については近隣の避難所と連携し、いざという場合には浸水区域外の別の避難所へ避難するように連携をとるため別の避難所に避難する可能性があることを啓発しています。	よこすか未来会議	116	
		P106	震災時避難所運営委員会の設置 (回答作成) 危機管理課	避難所運営委員会の関係図に地域の事業者等の関係も明記すべきではないか。 (部局回答) 震災時の地域の事業者は避難所支援に重要な役割を担っていただけたと思いますが、事業者はボランティア的な支援がメインとなってくるため、一定の運営委員会に位置付けるものではないと考えています。各運営委員会の中で、そのようなニーズがあったときは、運営マニュアルの中で整理します。	自由民主党	117	
第5章	第3節						

	P107	プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮 (回答作成) 危機管理課	運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める、とあるが、確実に配慮されるよう、スペースの確保や間仕切りの確保は用意すべきではないか。 また、単身世帯が増えているので、世帯ごとの避難所では安心できない女性・性的マイノリティの人も多いのではないか。	よこすか 未来会議	118	②運用改善
	P108	性犯罪に対する姿勢 (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民生活課 (協議) 危機管理課	防犯対策について「運営委員会は性暴力やＤＶの発生について注意喚起し」とあるが、そもそも性犯罪・暴力を起こす犯人が悪いのであるからして、自衛に勤めるよう被害を受ける側に対策を求める書きぶりを根本的に見直し、犯罪者を許さない体制づくりを明示すべきではないか。	よこすか 未来会議	119	
第4節	P108	避難所外避難者の支援 (回答作成) 危機管理課	避難所外避難者の把握については、これまでの直近の災害においても困難で課題となっている。国も課題として中央防災会議で議論が始まっているところで24年度中に方針を決定するとしていることから、検証が必要ではないか。	公明党	120	
			(部局回答) 避難所外被災者の状況の把握については能登半島地震を受け下記の通知が内閣府から発出されています。 →状況の把握に当たっては、避難所外被災者について、訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（避難所への届け出、アプリ等による発信等）を促すことが効果的です。 本市においても現段階では訪問や電話等での確認などにより把握をすることを基本とし、国の具体的な方針決定後には改めて検証を進めていきます。 能登半島地震を受け、本年度の自主防災組織連絡協議会役員会・総会において、各町内会長・自治会長に震災時避難所に避難される以外の町内会館等の地域で独自に避難されている方の情報を震災時避難所の市の職員に連絡していただくよう依頼しております。			

第5節	P109	要配慮者の 避難対策 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福 祉課、障害福祉課	リスクが高く、移動が困難な要配慮者を何度も移動させることには課題があると考える。福祉避難所の開設順序や避難順序について、再考すべきではないか。	よこすか 未来会議	121	②運用改善
			(部局回答) 福祉避難所に直接避難したいというニーズがあるということは認識しており、どのような仕組みが可能か、令和6年度いっぱいをかけて、関係者と検討を進めていきます。			
		福祉避難所の 運営について (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福 祉課、障害福祉課	障害があり、女性である、などより厳しい状況におかれがちな方により一層配慮し、福祉避難所においてもジェンダー平等な運営ができるようにしてほしいと思うが、いかがか。	よこすか 未来会議	122	②運用改善
			(部局回答) ジェンダー平等の視点や女性専用スペースについては必要であると考えます。ただし避難スペースが限られるなか、施設ごとに具体的にどのようにできるか、令和6年度いっぱいをかけて、考えてまいります。			
	P110	一次福祉避難所 の開設と運営等 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福 祉課、障害福祉課 (協議) 危機管理課	利用者選定方法 ○判断にあたっては、福祉こども対策部が提示する「一次福祉避難所設置ガイドライン」を参考にした上で、身体的・精神的状況、及び他の避難者への影響等を考慮する。 とあるが、避難所にこうしたガイドラインを常備しておく必要があるのではないか。 (避難所運営マニュアルなども)	よこすか 未来会議	123	
			(部局回答) 各避難所には、避難所運営マニュアルが配布されていると承知しています。			
	P110 ～111	外国人の安全確保 ① (回答作成) 危機管理課	ピクトグラムの利用	自由 民主党	125	
			(部局回答) ピクトグラムについては風水害時避難所、震災時避難所の場所を示す案内板などで表示をしており英語表記もされています。			
		外国人の安全確保 ② (回答作成) 危機管理課	総合対策部の対応のみが記載されているが、避難所での運営委員会による翻訳アプリの活用などを記載してはどうか。	よこすか 未来会議	126	
			(部局回答) 避難所運営委員会については避難所にすでに設置してあるコミュニケーションボードの利用などを活用し、避難所学校支援班員についてはアプリの活用を推奨していきます。			

	第6節	P111	帰宅困難者及び 滞留者への対応 (回答作成) 危機管理課	帰宅支援ステーションの広報をもっとすべきではないか。 (部局回答) 帰宅支援ステーションについては市ＨＰに掲載するなどして、市民の方に知ってもらえるよう周知していきます。また本市では帰宅困難者が滞留しないよう駅に周辺の一時滞在施設の場所を記載したチラシを配布しており、滞留者へ配布してもらうことになっています。 一時滞在施設から帰宅する方には、帰宅を支援するための必要な情報を提供します。	自由 民主党	127	
第7章	第1節	P116	医療救護対策 (またはその他) ① (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	介護救護対策を章節に新たに増章することを検証してみてはどうか。 神奈川県へ派遣を依頼するDWAT（災害派遣福祉チーム）の体制や運営について記載することは対象者数の総数からも必要と考えられるのではないか。 ※章節は対象がないので医療連携が必要から同章とした。 (部局回答) 福祉避難所におけるDWAT（災害派遣福祉チーム）の受入体制や運営について、どのように計画に位置付けていくのか、令和6年度いっぱいをかけて、考えていきます。	日本 維新の会	129	①計画改定
			医療救護対策 (またはその他) ② (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	精神救護対策を章節に新たに増章することを検証してみてはどうか。 精神医療を支援するDPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制や運営について記載することは災害ストレスによる精神的問題の早期対応の面からも必要ではないか。 ※章節は対象がないので医療連携が必要から同章とした。 (部局回答) DPAT（災害派遣精神医療チーム）との連携は重要であり、このことは既に「健康対策部活動細部計画」において定めているところですので、本文への記載は不要であると考えます。			
		P116	応急救護の実施 (回答作成) 消防局 (担当課名) 救急課 (協議) 健康部 (担当課名) 保健所企画課 健康 危機管理担当課	消防署では、消火や救急で職員が出払っており、また、津波浸水域に指定されている場所も多いことから設置が難しいと考える。また、消防署数は著しく少なく、そこに行くまでに地域でトリアージできるようにすべきである。 応急救護所も医師会に手配してもらったほうが良いのではないか。 (部局回答) 応急救護所については、前回の特別委員会での議論を踏まえ、地域防災計画からの記載を削除することとしますが、傷病者が助けを求めて来所することは少なからずあると想定されますので、対応可能な範囲で応急手当ができるよう、必要な資器材は維持していきたいと考えています。 一方で、対応できる応急手当は、消防職員が行えるガーゼによる止血や骨折の固定などを想定しており、配備している資器材もガーゼや三角巾などの簡易的なものであるため、医療行為が行える医師が活動する場として消防署所を活用することは効果的では無いと考えます。	自由 民主党	131	

		P117	地域医療救護所の運営 (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所企画課健康危機管理担当課	医療スタッフ等の手配については、医師は市医師会が手配し、その他の人員手配は健康対策部または関係団体が行うとなっているが、看護師等の確保に課題はないか。 (部局回答) 災害発生時において、地域医療救護所に参集する医師には、看護師の同行をお願いしています。しかしながら救護所を円滑に運営するためには更なる看護師の充実が課題となるため、今年度中に医師会の協力を得ながら市内の医療機関に在籍する看護師にアンケートをとるなどし、看護師の確保に取り組みます。	公明党	132	②運用改善
第8章	第3節	P119 ～120	生活衛生の管理 (回答作成) 消防局 (担当課名) 警防課	救出活動の実施として救出活動の概要も載せるべきではないか。 例えばクラッシュ症候群に関する理解と啓発も行ったほうが良いのとする (P61か?) (部局回答) 救出活動の概要やクラッシュ症候群に関する知識を普及啓発することは大変重要であると認識しています。 これらに関する普及啓発は、ご質問にもありますとおり、P60及びP61中市民への防災知識の普及又は応急手当の普及の中で、防災訓練等を通じて個別具体的に対応しており、今後も継続して対応してまいります。	自由民主党	133	
	第5節	P121 ～122	ペット対策① (回答作成) 危機管理課 (担当課名)	同行避難を原則とするものの、施設や対応に余力がある場合や避難者の状況を考慮する必要がある場合、同伴避難の場所確保に努める旨を踏み込んで記載すべきではないか。 (部局回答) 震災時避難所のスペースに余裕があるときは同伴避難について避難所運営委員会と協議しますが、スペースに余裕がないのが現状です。 ペット同伴避難については、別途、他の施設で設置可能であるか検討します。	よこすか未来会議	134	②運用改善
			ペット対策② (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所生活衛生課	獣医師会等関係団体の協力体制について、役割分担の状況はどのようになっているか。 巡回診療や治療施設の運営はどのように実施されるのか。 (部局回答) 獣医師会等との協力体制については、横須賀三浦獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しており、その中で、獣医師会が次のとおりの動物救護活動を行うものとしています。 1 被災し、負傷した動物の収容、保管及び応急処置 2 被災した動物に関する情報提供 3 飼育されている動物の健康相談 4 その他動物救護活動に必要な措置 また、ペットの治療については、獣医師会とともに、ペットに関する健康相談を受ける中で、治療が必要なペットが見受けられたときには、飼い主に対して開院している動物病院を情報提供し受診を勧めることになると考えています。	公明党	135	②運用改善

第12章	第4節	P137	緊急交通路、 緊急輸送道路	緊急交通路として予定されている3路線について、国道16号は津波により、 横横道路は断層活動により、国道134号は地滑りにより不通となることが想像できる。 その際に代替できる緊急輸送道路を緊急交通路に設定し、災害対策基本法第76条を 適用できる運用を想定されてはいかがか。	無会派	76	
			(回答作成) 建設部 (担当課名) 道路維持課 (協議) 危機管理課	(部局回答) 「緊急交通路」は被災時の道路の状況に応じて災害対策基本法第76条第1項に基づき、県公安委員会 が道路の路線と区間を指定することになります。市としては、ご提案の運用が可能となるよう、交通 支障状況を交通管理者並びに各道路管理者との情報の交換・共有を速やかに行うよう努めてまいりま す。			
第18章	第4節	P154	都市ガス施設 の応急対策	都市ガス施設の応急対策はあるが、L P ガスの充てん施設については応急対策など 考えなくてよいのか。	自由 民主党	136	①計画改定
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) L P ガスについての応急対策も重要な項目となるため、記載の追加を検討します。			

第4部 復旧・復興計画

章	節	ページ	検証すべき項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	第1節	P187	計画性を持った 推進	都市計画マスタープラン等の関連計画との整合性を図るとしているが、 大規模震災後は居住区域等含め大きく既存の前提条件が変わる可能性がある。 既存の都市計画マスタープラン等に拘らず新たな復興計画を検討する方針と することが必要ではないか。	公明党	138	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課 (協議先) 危機管理課	(部局回答) 都市計画マスタープランは、県の都市計画等に即し、かつ、横須賀市の基本計画などとの整合を図り ながら定め、具体的な都市計画を決定する際の指針となっています。 そのため、一義的には土地利用に当たっては、都市計画マスタープランと整合を図る必要はありま すが、大規模災害からの復興に関する法律により復興基本方針等が作成されるためそれが優先され ることとなります。			
			市民との協働	「被災地住民からの意見聴取と方針に関する住民説明を実施し合意形成を得る」ことは 必要なのでそのまま実行していただくとして、その前に、まずは被災地住民同士の 対話の場を繰り返し設けることが必要であり、これは必ずしも住民に任せきりで うまくいくものではないため、市民との協働を行う上で行政側としても場づくりを 想定した計画の記載とすべきである。	よこすか 未来会議	139	
			(回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	(部局回答) 被災住民が希望を持てる復興計画をつくるためには、単に形式的な「意見聴取」や「説明会」ではな く、より住民が率直に意見を言える場づくりが大切だと考えています。 一方で、きめ細かな意見聴取と合意形成には、復興へのスピード感が損なわれ、被災住民への負担も 増すことから、記載については現行のとおり考えていきたいと思います。 ただ、ご提案のような場づくりの大切だと思っていますので、計画策定に当たっては十分に配慮して いきたいと考えています。			
	第3節	P189	震災復旧の推進	都市基盤施設の復旧とあるが、その例示として河川海岸等とあるのであれば、 「港湾」も示すべきではないか。	自由 民主党	140	
			(回答作成) 危機管理課 (協議先) 港湾部	(部局回答) 港湾についても記載します。			

	第4節	P190	災害復興の流れ①	1 災害復興の流れの一覧表の中に、設置時期等一覧の段階で見やすいように時間軸を明記すべきではないか。	自由 民主党	141	①計画改定
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 復興体制の確立など、段階的に分かりやすくなるよう記載に変更します。			
		P190	災害復興の流れ②	1 災害復興の流れ として、一番最後に「3 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成」とあるが、そもそも住民・事業所等との対話や合意形成は最上流で行わない限り、住民のためになる復興計画とはなりえない。東日本大震災では、多額の公費を投入して盛土した土地に住民が戻らないなど、住民の意思とはかけ離れた復旧復興事例が多発した。このため、より上流に位置づけるべきである。	よこすか 未来会議	142	①計画改定
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 分野別復興計画等の策定及び事業推進についても、No.141と同様に分かりやすいよう変更します。			
		P191	諮問機関等の設置及び運用	(2) 諮問機関等の設置及び運用 において、「市民等」との記載がある部分について、えてして何らかの既存組織の長（連合町内会長等）を当て職として委員にする事例がみられるが、既存組織の長であれば他に意見を伝える機会が多いこと、より声を上げづらい多様な市民の声も代表する必要性があることから、「公募市民等」とすべきである。	よこすか 未来会議	143	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 「市民等」には、一つの選択肢として「公募市民」も含まれると考えています。ただし、震災の状況にもよりますが、被害が大きかった地域の復興計画が中心となることが予想され、当該地域からを含めて公募することが難しいことも想定されるため、限定的な表現としない記載としています。			
	第5節	P192	復興の進捗状況のモニタリング	第2章 震災復興計画では、計画（案）を被災後6か月を目標に策定し公表すると なっているが、復興の進捗状況のモニタリングの結果については、適時適切に復興の進捗状況を生活再建のためにも市民に情報提供する必要があるのではないか。	公明党	144	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 復興の進捗状況のモニタリング結果に限らず、必要な情報についてはHPに掲載するなど状況に応じ対応します。			
第2章	第2節	P194	震災復興基本計画の公表	「3 震災復興基本計画の公表」の媒体としてSNSについても追加することを 検証すべきではないか。	日本 維新の会	145	①計画改定
			(回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	(部局回答) 復興施策を広く知ってもらうには、あらゆる媒体で発信する必要があると考えているため、多くの人が活用しているSNSでも発信していきます。			

第4章	第1節	P198	都市復興方針の周知 (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課 (協議先) 危機管理課	「2 都市復興方針の周知」の媒体としてSNSについても追加することを 検証すべきではないか。	日本 維新の会	146	①計画改定
			(部局回答) 追加いたします。				
第5章	第4節	P204	子どもが自ら 守り、守られ、 育まれる権利 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	第4節 精神的支援 3 その他のこころのケア事業の実施 において、児童相談所における相談等についての記載はあるが、横須賀市子どもの権利を守る条例第4条に記載の内容を保障するために、全ての子どもの環境が望ましい状況に向かうことを 目指し、第15条を踏まえ子ども自身から意見を聞く機会を設けるべきである。 (必ずしも、第4節に記載する必要はなく、新たに節を立て、子ども若者が復興過程においてないがしろにされることのなきよう権利擁護する記載を行うことがむしろ望ましい)	よこすか 未来会議	147	
			(部局回答) 復旧・復興において、被災状況に合わせ、意見聴取や支援を、スピード感をもって行っていくことが 重要であり、第4部第1章1節などに記載の意見聴取の対象は、幅広い世代を考えています。そうし た対象の中にはご指摘のような子ども若者も、当然含まれていますので、記載については、現行とお りとしていきたいと考えています。				
			精神的支援 (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	この時期には、DPAT等支援団体は撤退し、地域精神保健医療福祉体制がまだ十分で ない中で、保健所等を中心とした継続的な支援体制が求められる。 本ページに記載されていること以外にも、撤退する支援団体との情報連携、 保健師による見守り、支援者の支援等検討すべき事項が多岐にわたると考えられる。 厚生労働省「自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル」を参考に、 実効性ある災害時精神保険医療体制を構築すべきであり、その体制や具体的な 取り組みを明記するべきではないか。	よこすか 未来会議	148	
			(部局回答) DPAT等支援団体は撤退し、地域精神保健医療福祉体制がまだ十分でない段階では、健康対策部が巡回 相談チームによる訪問相談や相談窓口の設置を行います。その際体制や具体的な取り組みについて は、厚生労働省「自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル」を参考に、撤退する支援団体と 健康対策部の情報連携、保健師による見守り・適切な情報提供や、支援団体から連携を受けたケース のフォローアップ体制の構築などを、「健康対策部活動細部計画」に記載してあります。				

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

章	節	ページ	検証すべき項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第2章	第1節	P210	人員の配置について (回答作成) 危機管理課	第 3 部第 3 章を準用するとあるので参照したところ、「南海トラフ地震臨時情報発表の際は別途指示」とあり、第 5 部第 6 章に記載の措置を参照したところ人員の配置について言及されていないようであるが、配置の組み替え等どのような人員配置を想定されているか。	無会派	149	
				(部局回答) 第3部第3章1節職員の配備については「第2章第1節震災発生時の配備指令の発令」により市長等が各配備指令を発令した場合、「第2部第9章第2節災害に対する組織体制によりあらかじめ指定した職員の配備を行います。			

検証項目に対する市の回答（地震災害対策計画編）追加分

第3部 災害応急対策計画

章	節	ページ	検証項目	検証すべき理由・提案等	会派等	連番
第24章	第5節	P174 ～175	応急仮設住宅の 入居者選定 (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	「入居者の選定については、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上行うことを原則とする。」（P174）とだけ記載されているが、コミュニティの維持等（P175）では「応急仮設住宅の建設及び入居にあたっては、従前地区の数世帯単位での入居を勧めるなど、地域コミュニティの維持に努めるとともに、集会所の建設や自治会の育成など地域活動の推進を図る。」とある。入居の選定にあたっては、コミュニティの維持を鑑み、抽選ではなくコミュニティ単位での入居を前提に進めることを検討してはどうか。	よこすか 未来会議	150
				(部局回答) 計画どおり「地域コミュニティの維持に努める」ため、入居申込者の意向も踏まえながら、コミュニティ単位での入居について可能な限り配慮いたします。		

第3部 災害応急対策計画

章	節	ページ	確認項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第2章	第3節	P81	災害対策本部の 設置場所 (回答作成) 危機管理課	設置場所が津波浸水域にあるため参集できない可能性がある。	自由 民主党	1	②運用改善
				(部局回答) 勤務時間内に津波警報以上が発令したときは、市役所内に勤務している職員は4階以上に垂直避難します。 勤務時間外のときは津波浸水エリアに侵入できないことから、対策重要職員は代替え施設に参集することを今年度中に決定して提示します。			
	第4節	P82	災害対策本部の 組織と運営① (回答作成) 健康部 (担当課名) 地域健康課	本市の保健師の数と配置箇所、任務を確認したい。	日本 共産党	2	
				(部局回答) 本市の保健師数は令和6年4月1日現在78名です。災害発生時には健康対策部保健チームに70名が集約され、健康福祉センター4か所に配置されます。11チームを編成し震災時避難所69か所を巡回します。震災時避難所や福祉避難所での健康管理、要援護者への支援、関係機関との調整、感染症の予防のため啓発や感染拡大防止対策などの任務を担い、状況に応じて地域の家庭訪問も実施する予定です。			
		P82、 85	災害対策本部の 組織と運営② (回答作成) 教育委員会 (担当課名) 教育総務部総務課	教育対策部の中には各学校が入っていないが、各学校は組織構成としてはどのような位置づけになるのか。連絡体制、情報共有はどのようなになるのか。	日本 共産党	3	
				(部局回答) 教育対策部は教育委員会職員で構成されており、各市立学校は教育委員会の所管施設として位置づけられています。 連絡体制につきましては、教育対策部において活動細部計画をもとに各学校と避難や被害状況の情報収集・連絡調整を行い、総合対策部へ伝達いたします。 (なお、教育委員会では、毎年全市立学校と合同で防災訓練を行い、災害発生時における連絡体制や情報共有の確認等を行っております。)			
		P84	災害対策本部の 組織と運営③ (回答作成) 危機管理課	各職員は自身の対策班の任務をどのように把握するのか。 任命書のようなものを受け取り、打ち合わせ会議のようなものを行うのか。	日本 共産党	4	
				(部局回答) 各対策部の細部計画やBCPによって確認しています。			

		P88	災害対策本部の組織と運営④ (回答作成) 危機管理課	米海軍との相互連携において「防災協定に基づいた救援物資の提供、医療サービスや被災者の基地内への受入れなどの調整のために派遣される。」とあるが具体的にはどのような内容か。 (部局回答) 人道的支援、被災者の搬送、食料や衣服や医薬品そして寝台や寝具の提供、臨時避難所および仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供などの重要不可欠な公共サービスの維持回復するための活動を協定しています。	日本共産党	5	
第3章	第1節	P89	職員の配備 (回答作成) 危機管理課	配備の対象外職員は全体の何割くらいいるのか。居住による差はあるのか。 (部局回答) 育児休業や病気休暇などのため配備対象外となっている職員は正規職員の約0.3割(3パーセント)です。居住による差はありません。	よこすか未来会議	6	
	第2節	P89	職員の参集 (回答作成) 危機管理課	市外在住職員の参集のありかた (部局回答) 原則として市外であっても、徒歩、自転車、バイク等により参集することとしています。	自由民主党	7	
			総合対策部 避難所支援班の参集 (回答作成) 危機管理課	大津波警報、津波警報、南海トラフ地震臨時情報発表の際の別途指示とは、どのようなものか。90ページの津波警報発表の際の措置には、南海トラフ地震臨時情報に関する対処が記されていないが、どこを参照すれば良いか。 (部局回答) 細部事項に記載はありません。津波浸水エリアにある拠点について、別途指示することとしていますが、参集について前1のとおり参集しないのか、代替え施設へ参集するのは今年度中に決定して提示します。	無会派	8	
	第3節	P91	現に災害が発生している際の参集時の留意点 (回答作成) 危機管理課	①消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 「これらに準ずる」とは市民の救助要請を断ることは人道的にも困難なので優先しなければならない者であることを明確にしないと市民の誤解を受けるのでは？ (部局回答) 参集を優先する職員は、被害の減災対策（人命・道路啓開・避難対策など）にあたる職員となりますが、市民に誤解をあたえないような表現への修正を検討します。	日本維新の会	9	
第4章	第5節	P98～99	生活関連広報の実施時期 (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	応急仮設住宅の生活が始まるのが4週間目以後と扱っているが、市営住宅の入居などを考慮すると4週間後ということでのよいのか。 (部局回答) 応急仮設住宅として1,148戸の整備を計画している建設型は、発災から20日以内に着工し、順次入居を開始するため、生活情報に関する広報の計画時期としては妥当であると考えます。 なお、建設型よりも早期に入居できる賃貸型や一時避難用市営住宅は、従前からの居住者がある住棟に設置するため、その入居時期に応じた広報が実施されます。	自由民主党	10	

			生活関連広報の方法について (回答作成) 危機管理課	在宅避難者、県外避難者に対する災害関連情報の提供について どのように周知されるか。 (部局回答) SNSやホームページ、テレビのデータ放送など、あらゆる手段で広報します。 広域的な避難者への広報手段を記載することとします。	無会派	11	
	第6節	P99	報道機関への 情報提供 (回答作成) 危機管理課	「総合対策部は、本庁舎1号館4階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。」としているが、災害対策本部の設置場所は消防局庁舎4階災害対策本部室である。 離れているが支障はないのか。 (部局回答) 消防局4階の災害対策本部でも実施できるよう記載を変更します。	日本 共産党	12	
	第7節	P100	被災者支援窓口 の設置① (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	設置時期の確認 (部局回答) 発災後、最短で翌日には被災者支援窓口を設置し、罹災証明の受付を始めたいと考えています。 各種相談窓口は準備が整い次第、順次開設する予定です。	自由 民主党	13	
			被災者支援窓口 の設置② (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	遠隔地に避難している市民に対する配慮として、オンラインによる相談窓口等は 検討されているか。 (部局回答) 現在、オンライン相談は行っておらず、災害時もメールや電話でのご相談を考えています。 オンライン相談は、今後の検討課題と認識しています。	無会派	14	
第5章	第2節	P104	震災時における 避難の原則行動 (回答作成) 危機管理課	避難の原則行動はどこまで市民に浸透しているのか。 (部局回答) 出前トークなど地域や学校で話しをする機会では危機管理課から市民の方へお伝えしております。避難行動の原則については、メディアでも取り上げられており、多くの市民の方が認識していると推測しています。	よこすか 未来会議	15 (検115)	②運用改善
	第3節	P105	震災時避難所の 開設 (回答作成) 危機管理課	震災時避難所運営マニュアルの手順によりとなっているが、マニュアルの アップデートはすべての震災時避難所で終わっているのか。 (部局回答) すべての避難所に運営マニュアルが整備され、毎年、内容の更新を行っています。	自由 民主党	16	

		P108	ペットの避難対策	どの程度のペットが避難してくる、などの想定や、どの程度であれば受け入れ可能か、などは想定しているのか。 避難所にいるアレルギーの方への対応などはどう考えているのか。（8章5節とも関連）	よこすか 未来会議	17	②運用改善
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) ペットの避難数については想定していません。避難者に動物アレルギーの方がいる場合が想定されるため、ペットについては避難所マニュアルでは同行避難を原則としています。			
			市外での避難者の受け入れ要請	現状どれくらいの地域と広域連携を結び、また、人数の確保をしているのか。	自由 民主党	18	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 広域連携（避難）については、県主導で行われますが、神奈川県内の市町村と協定を結んでいるほか、全国中核市と協定を締結しています。 なお、参考数値とはなりますが、神奈川県内で避難所（学校を含む。）は施設数1,471施設1,941,968人、長期避難住宅は71,911戸230,269人、福祉避難所は114施設4,653人となっています。（令和5年度神奈川県調査）			
	第5節	P109	震災時における要配慮者避難対策の基本方針	横須賀市災害時要援護者支援プランの現状と課題について確認	自由 民主党	19	
			(回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	(部局回答) 対象者数は21,409人、登録者数は9,830人で登録率は45.92%となっています。（令和5年10月1日時点） 被災した場合に自主防災組織（町内会・自治会）・民生委員児童委員・消防団・避難所支援班が連携し安否確認や避難所までの支援ができるかが課題であるため、避難所運営委員会で避難所訓練でも要援護者についての訓練を取り入れてもらうよう働きかけをしています。			
			高齢者と障害者の避難支援①	要援助者支援プランの名簿の人数は現在何人になっているか知りたい。	日本 維新の会	20	
			(回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	(部局回答) 9,830人です。			

		高齢者と障害者の避難支援② (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	要援助者支援プランの名簿に記載があるものの避難完了はどの様に確認する手順になっているのか？名簿との突合はどの段階でおこなうのか？また避難を拒否した場合の継続確認は誰の役割で行うことになっているのか聞きたい。 (部局回答) 自主防災組織(町内会・自治会)・民生委員児童委員で安否確認をし、避難所に避難したいが一人では避難できない方は消防団・避難所支援班が避難支援をします。在宅避難だが支援物資が必要な方は避難所支援班が支援物資を届けることになっております。 家屋倒壊などの危険があり避難すべき方が避難を拒否している場合は自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、避難所支援班が連携して確認します。	日本 維新の会	21	
P109 ～110	一時福祉避難所の開設と運営等 (回答作成) 危機管理課	一時福祉避難所設置ガイドラインが各運営委員会で理解され、避難所運営マニュアルに反映されているのか。 (部局回答) 全ての避難所運営マニュアルに反映されており一次福祉避難所になるスペースも確保されています。避難所運営委員会や訓練時にもマニュアルを確認してもらっています。各避難所にもマニュアルを置いてあるため、始めてみた方でも理解できる内容になっています。	自由 民主党	22		
	福祉避難所の利用者選定について (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	「一次福祉 避難所設置ガイドライン」に沿って利用者を判断するとあるが、誰が判断するのか。 (部局回答) 避難所に避難してきた方たちなどで避難所運営委員会が結成されその中の活動班の1つに救護・福祉班が編成され一次福祉避難所が開設されます。その救護・福祉班で判断します。	よこすか 未来会議	23		
P110	二次福祉避難所の開設と運営等 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	障がい別の避難所とするとあるが、場所の選定は終わっているのか。 (部局回答) 二次福祉避難所については、高齢者や身体障害のある人など、要支援者の属性ごとに受け入れる施設の選定をしています。 令和6年度中に避難可能人数の精査を行ったうえで全市的な震災時の拠点の整理に合わせて受け入れ施設の拡充を含めて検討を進めてまいります。	自由 民主党	24		

			三次福祉避難所の開設と運営等① (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	入所施設及び通所施設の協力状況はどうなっているか。 (部局回答) 三次福祉避難所として高齢者の緊急受入に関する協定書を締結している施設は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が20施設、介護老人保健施設が9施設です。 また、障害のある人の緊急受入に関する協定書を締結している施設は、入所施設が6施設、通所施設が8施設です。	自由民主党	25	②運用改善
			三次福祉避難所の開設と運営等② (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	福祉避難所を他市・他県へも一時受け入れを依頼する等の手順項目を付け加えることを検証してみてもどうか。 (部局回答) 他市・他県への一時受け入れについて、どのように位置づけていくか、令和6年度いっぱいをかけて、考えていきます。			
			三次福祉避難所の開設と運営等③ (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	ほぼ寝たきりの高齢者を受け入れる場合のキャパシティーはどの程度を想定しているのか？市内に介護度5の高齢者は1798名いるが既存の施設でどの程度受け入れ可能かを知りたい。 (部局回答) 三次福祉事避難所として協定を締結している介護老人福祉施設及び介護老人保健施設におけるベッド数は延3,250床です。これに加え、緊急受入がどの程度可能かについては、令和6年度いっぱいをかけて、各施設の団体との話し合いを深め、検討を進めていきます。			
	第6節	P111	帰宅困難者への対応 (回答作成) 危機管理課	帰宅困難者解消のための総合的な対策とはマニュアル化されているのか。 (部局回答) 帰宅困難者対策については職員用のマニュアルはあります。一時滞在施設は早期に閉鎖できることが望ましいため、帰宅するための支援については、神奈川県との調整を含め、公共交通機関の状況により判断します。	自由民主党	28	
			救助事象の把握 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	過去の震災においてSNSへの救助要請書き込みが相次ぎ、実際に真なる情報であった事例もあったことから、救助事象の把握の覚知方法には、SNSも常時監視して追加すべきではないか。 (部局回答) SNSは身近な情報発信手段であり、タイムリーに情報収集ができることから、救助事象を覚知するための手段として例示する。新たに導入した災害監視カメラも同様。			
第6章	第3節	P114			よこすか未来会議	29 (検128)	①計画改定

第7章	第2節	P116	医療救護活動の実施	地域医療救護所の考え方と設置場所	自由 民主党	30	②運用改善
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所企画課健康危機管理担当課	(部局回答) 災害時の一次救急を担うことで、病院に軽傷・中傷等の患者が集中することを軽減し、災害下での限られた医療資源を効率よく活用する目的に、震度6弱以上の震災時に開設します。 設置場所は市内11か所を予定しています。 ・北図書館 ・ウェルシティ市民プラザ ・文化会館 ・救急医療センター ・はまゆう会館 ・浦賀コミュニティセンター分館 ・横須賀総合高校 ・北下浦市民プラザ ・武山市民プラザ ・長井コミュニティセンター ・大楠中学校			
第8章	第3節	P119	保健活動の実施	保健活動の概要の内、「○長期的な視点による被災者の心のケアへの対応」とあるが どの程度の期間を長期的と想定しているのか伺いたい。	日本 維新の会	31	
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 地域健康課	(部局回答) 災害による心理的影響は、時間の経過とともに様々な症状が予想されますので、震災時避難所における生活のみならず、地域での生活再建後も含めた長期的な視点で、被災者の心のケアに対応することとしています。期間としては、個々の状況に応じた支援を継続していきますが、生活再建後にPTSD（心的外傷ストレス症候群）を発症をされる方や、不安を訴える方も多くいらっしゃることから、その場合には年単位での支援の継続が必要になるものと思われます。			
	第4節	P120 ～121	防疫対策①	計画を検討中のままだが進捗状況はどうか。	自由 民主党	32	
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所生活衛生課	(部局回答) 防疫対策として、災害地の有害昆虫などの駆除を実施するため、薬剤の備蓄および器具を整備しております。			
					防疫対策②	震災時における感染症患者収容施設は「市立市民病院 感染症病床6床」となっているが、これで足りるのか。増やす必要が出た際の対応はあるのか。	日本 共産党
		(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	(部局回答) 「市立市民病院 感染症病床6床」とは、神奈川県が、平時から二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる「第二種感染症指定医療機関」として指定した病院・病床を記載したものです。新型コロナウイルスのような感染症が流行した際は、感染症予防計画に基づき協定を締結した市内の病院に入院することになります。				

	第5節	P121 ～122	ペット対策①	ペット対策の具体的な対応はどうなっているか。	自由 民主党	34	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 震災時避難所では不特定多数の避難者が存在して、ペット避難の管理が難しいことから同行避難を原則とし、震災時避難所のスペースに余裕があるときは同伴避難について避難所運営委員会と協議します。 ペット同伴避難については、別途、他の施設で設置可能であるか検討します。			
			ペット対策②	ここで聞くのが適切かわからないが、飼い主は基本ケージ訓練等を日常的に行ない、同行避難時または避難後にケージを自ら搬入することになっていたと思うが、それらの啓発等の記載がない。その点はどのようにお考えか。	よこすか 未来会議	35	②運用改善
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) ペット避難については、飼い主の日ごろの取り組みが重要であることから、ペット避難のガイドラインを今年度中に危機管理課で作成し、啓発することとします。			
			ペット対策③	先日の四国犬の逸走事故で見られるように、避難者が極めて凶暴なペットを持ち込んだ場合、他の避難者への危険回避として取捨選択をせざるを得ないケースも考えられる。その際の指示権限は明確化されているか。	無会派	36	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 各避難所で結成される避難所運営委員会で判断することになります。			
第9章	第1節	P123	生活関連物資等	東日本大震災の際、ガソリン不足が課題となっていたが、実際、米軍からガソリンの提供申し出があったが、各ガソリンスタンドへの輸送方法が決まっていなかった。 米軍提供の申し出があった場合の、ガソリンスタンドへの輸送体制を確認したい。	公明党	37	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 東日本大震災のときには、石油業者のローリーを活用して下水処理センターへ重油を提供していただきました。 当該事案では無償で提供されているため、消防署の専用の給油所などには提供可能と考えますが、民間のガソリンスタンドに提供することは難しいと考えています。			
	第2節	P124	炊き出し用燃料の調達について	避難所における炊き出し用ガス管の整備については今年度実施される予定であるが、それに伴って変更される運用について更新されるか。また、倒壊等によりガス管を修理する必要がある場合は、引き続き協定による調達が可能か。	無会派	38	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) LPガス災害対応ユニットの整備後は、LPガス協会との協定による調達と両輪の対策となるため、記載については変更します。なお、学校のプロパンについては、プロパン設置場所から直近に災害対応ユニットが接続されることから建物倒壊リスクは少ないと考えますが、被害を受け使用が不能の場合は、協定業者によりプロパンから直接ユニットへの接続作業を行ってもらうこととし対応します。			

			食料の配給①	食事に配慮すべき人たちへの考え方（アレルギー、ハラール、ベジタリアン等）	自由 民主党	39	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 食することで、身体的な影響が発生する可能性のあるアレルギー対策食品等は考慮しますが、ハラールやベジタリアン等は、市内の協定事業者により調達することを考えています。			
			食料の配給②	離乳食や刻み食、ミキサー食など、通常の食事形態で食べることが難しい方々への食料支援はどのように検討されているのか。また、市内に通常の食事形態が難しい人たちがどの程度いるか把握しているのか。	よこすか 未来会議	40	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) アルファ化米については、水を多くすることで、柔らかくしたり、別容器で雑炊のように調理することは可能です。 離乳食などの特定の人が食する物品は、市内の協定事業者により調達することを考えています。なお、市内の通常食を食することが難しい人の人数は把握していません。			
	第4節	P126	救援物資の 受入れ	物資の振り分け、管理、配分はどのようにするのか。人員は確保できるのか。	自由 民主党	41	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 物資の管理をする職員については、市外在住者を中心に配置しています。なお、状況によっては他県の応援職員に依頼することを考えています。			
第10章	第2節	P127 ～128	応急給水等の 実施	高層マンション等への給水方法についてどう考えているか。	自由 民主党	42	
			(回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	(部局回答) 高層マンションに居住の皆さまについては、一般の皆さまと同様に、応急給水拠点で給水を行います。 なお、配水管の復旧後、マンション内の受水槽等の設備損傷により各戸への給水ができない場合、ほとんどの高層マンションは敷地内に配水管から直接給水している散水栓等が整備されているため、その設備に損傷がなければ、散水栓等から給水することができます。			
第11章	第2節	P129	行方不明者・ 遺体の捜索活動	行方不明者の情報の取り扱いはどうになっているか。 また、捜索期限等は設けられるのか。	自由 民主党	43	
			(回答作成) 危機管理課 (協議) 消防局 (担当課名) 警防課	(部局回答) 行方不明者は被害の大きかった地域を中心として、避難所等で確認できない当該地域の居住者情報から推測し、県と調整のうえ公表することとなります。 捜索の期限はなく、被害の状況により判断されます。			

	第3節	P131	行旅死亡人としての処理 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 生活福祉課、生活支援課	外国人の身元不明遺体については領事館に通報するとあるが、すべての領事館に通報し該当者がいるかの判断をするということか。 (部局回答) 外国人であっても身元不明であれば、行旅死亡人として取り扱うことに変わりはありません。なお、身元不明で国籍のみ判明することは考えにくいため、計画文中の「なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する」という表現は削除することを検討します。	自由民主党	44	
	第4節	P132	遺体の火葬・埋葬 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 生活福祉課、生活支援課	「埋葬の実施 福祉こども対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。」とある。 火葬せず埋葬できる根拠法はあるのか。衛生上問題はないのか。 (部局回答) 「墓地、埋葬等に関する法律」では、遺体を土中に葬る「埋葬」と焼骨を土中に葬る「埋蔵」を区分して規定しており、火葬しないで埋葬を行うこと自体は法で規制されていません。 なお、132ページの該当箇所は、第2部第6章第4節「遺体処理体制の整備」の51ページ「4 仮埋葬に備えた事前準備」に対応する箇所であるため「埋葬」という表現を「仮埋葬」に改めることを検討します。 また、「応急措置として」と記載がある通り、仮埋葬は公衆衛生の観点等から遺体をそのまま長期間安置することができない場合にのみ緊急的に行うものであるため「埋葬する方が衛生上の支障が少ない」という場合に行うことになると考えています。	日本共産党	45	
第12章	第2節	P135	ふ頭周辺海域の障害物除去 (回答作成) 港湾部 (担当課名) 港湾企画課	ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼するとあるが、協定事業者に依頼するということか。 (部局回答) 横須賀市では清掃船等の船舶を保有していないため、海域の障害物の除去が必要な場合は、協定事業者を中心に依頼することになります。 なお、港湾は国土交通省や他の港湾管理者等と連携した体制が組まれているため、その中で、横須賀港の海域の障害物除去が必要（優先）と判断されれば、国等が保有する清掃船等に協力してもらいます。	自由民主党	46	
	第4節	P137	危険状態にある道路の通行禁止及び制限 (回答作成) 建設部 (担当課名) 道路維持課	交通が危険であると認められる場所は、区間を定めて道路の通行を禁止または制限するとあるが、その道路が避難、給水などに必要な道路の場合はどのような対策を考えているのか。 (部局回答) 被災者の避難やP134記載の緊急輸送のため、緊急交通路及び緊急輸送道路の道路啓開作業を最優先に実施します。緊急交通路及び緊急輸送路以外の道路については、う回路の有無などを考慮し、順次、道路啓開作業を行ってまいります。	自由民主党	47	

第14章	第2節	P141	一般廃棄物 （し尿を除く生活 ごみ等）の処理① (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	収集方法等 発生後4日から、平常時のごみ集積所において燃せるごみの収集を行うとなっているが、 直営で行うのか、委託先事業者で行うのか運営体制を確認したい。	公明党	48	
				(部局回答) 発生後4日から、平常時の収集体制同様に直営及び委託業者で、市内4地区に分けてごみ集積所に排出された燃せるごみ（生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品）の収集を行います。また、各収集担当区域に設置された震災時避難所（69か所）から排出される燃せるごみの収集も併せて行います。			
			一般廃棄物 （し尿を除く生活 ごみ等）の処理② (回答作成) 環境部 (担当課名) 環境政策課	仮置き場の確保 仮置き場は公共空地利用予定等を参考に選定・確保とあるが、何か所くらいを 考えているのか。また、地域によっては公共空地までの輸送等も難しい場所も 出てくると思うが、そもそもの仮置き場の考え方を確認したい。	自由 民主党	49	②運用改善
				(部局回答) 現在の計画上では、仮置き場は5か所です。 この仮置き場だけでは、不足しているため、横須賀ごみ処理施設"エコミル"周辺を含め増設を検討しています。 仮置き場については、過去の災害廃棄物処理の教訓から、仮置き場での役割が重要と考えています。 このため、今年度中に仮置き場の役割、地域性等を整理し、計画を見直しします。			
	第3節	P142	一般廃棄物 （し尿に限る） の処理 (回答作成) 危機管理課 (協議) 上下水道局 (担当課名) 計画課	仮設トイレの設置にマンホールトイレの設置も含まれているのか。	自由 民主党	50	
				(部局回答) 避難所のマンホールトイレを含みます。なお、マンホールトイレについては下水管が被害を受けていないことが確認されてからの使用となるので上下水道局と調整のうえ設置する必要があります。			
			適正処理の推進 (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	搬入許可書の発行など現実と乖離する点もあるが、どのような課題があるのか。	自由 民主党	51	
				(部局回答) 搬入許可証は、倒壊家屋の解体・撤去等で発生する災害廃棄物（がれき）を仮置き場に搬入する解体業者等に発行するもので、仮置き場を適正に管理するため必要なものと考えています。 また、課題として、公費解体の受付体制（予約制の導入）や仮置き場管理に係る人員体制の構築が考えられます。			

第15章	第3節	P143	放射性物質等災害の応急対策	「放射性物質等災害応急対策」には「地震の発生に伴う放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び放射性物質等取扱事業者は、状況に応じた防災体制を整える。」とあるが、この事業者は「GNF-J」のことか。どのように防災体制を整えているのか。「米海軍」は含まれるのか。含まれるのであればどのように防災体制を整えているのか。含まれていないのであれば、どのようにカバーされているのか。	日本 共産党	52	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 143ページに記載の「放射性物質等取扱事業者」は、原子力災害対策特別措置法が適用になる原子力事業者「GNF-J」のことをさします。 防災体制については、万が一の事態に備えるため、情報連絡体制の整備、オフサイトセンター運営訓練の実施や地域住民との避難訓練などを行っています。 「原子力艦船」については、国が策定する「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」や「在日米海軍との防災協定」に基づき、国や在日米海軍と協力して防災対策を行います。 万が一の事態に備えるため、米海軍、国など関係機関との連絡体制の確立や、災害発生時に連携できるよう、毎年、日米合同原子力防災訓練を行っています。 「GNF-J」および「原子力艦船」については、防災基本計画や県地域防災計画など上位計画との整合を図りながら災害に備えた体制の整備を行っています。			
第17章	第3節	P150	公共の空地、施設の有効利用①	空地等の選定について総合調整を行うとあるが、使用用途の需要度・優先順序は決めてあるのか。また、周知はするのか。	自由 民主党	53	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 公共空地については、災害の態様や発災からの時期により変化していきます。人命に関する活用を第1優先として優先順位を総合調整していきます。 初動期に活用されるのは、広域避難地や緊急消防援助隊終結拠点などです。			
		P150	公共の空地、施設の有効利用②	公共の空地の現状を確認したい。	日本 共産党	54	②運用改善
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 別添資料			

第18章	第1節	P151	ライフラインの利用可否、復旧見込みに関する情報収集について (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	1戸につき1水栓を努力目標としているが、蛇口までの通水の如何に関わらずメーターまでの通水で復旧扱いとするのか。市民がいつまでも利用できない状態であることを把握する手段はあるか。 (部局回答) 上下水道局では水道メーターまでの応急復旧を行い、完了した時点で「復旧完了」として取り扱います。 水道メーターから先の給水管については、お客様で対応することになるため、その復旧状況を上下水道局で正確に把握することは困難です。 『仮復旧は、1戸につき1給水栓を確保するように進める』という記載は、上下水道局で実施するという誤解が生じるため、削除します。	無会派	55	
			応援の要請 (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	日本水道協会神奈川県支部や協定を締結している事業者への応援要請とあるが、そもそも応援要請は神奈川県に依頼し各都道府県などの応援を要請するものなのか。 (部局回答) 応援の要請については、窓口である日本水道協会神奈川県支部（川崎市）に応援を要請し、日本水道協会経由で、各自治体へ応援要請をします。 また、協定を締結している事業者には、上下水道局から直接応援を依頼します。			
	第5節	P155	通信サービスの応急対策 (回答作成) 危機管理課	スターリンクについては、県が横須賀・三浦地域として5台を県政総合センターに配備するとしている。また、本市が独自に導入した場合、維持費が相当額かかる。 費用対効果を確認したい。 (部局回答) 大規模災害時、総合対策本部での情報収集は非常に重要なものになるため、衛星によるインターネットワーク回線の確保は、必要と考えています。現在、費用対効果を高めるために通信業者と料金プランの調整を進めているところです。	公明党	57 (検137)	
			応援・派遣要請にかかる基本方針 (回答作成) 危機管理課 (協議) 消防局 (担当課名) 警防課	これまで、本市として応援要請をした実績はあるのか。 (部局回答) 東日本大震災時には協定に基づき、米海軍基地から重油の提供を受けた実績はあります。 なお、日ごろの消防活動においては、県下消防相互応援協定に基づき、海や山での遭難事案において、横浜市や川崎市への航空機や消防艇の応援要請を行っているほか、市境の火災では、隣接市町からの消防隊の応援を受けています。また、海での遭難事案では、通報受信後ただちに海上保安部に連絡し、連携した救助活動を行っています。			
第20章	第1節	P160			日本共産党	58	

	第2節	P160	自衛隊・緊急消防 援助隊の派遣要請 (回答作成) 危機管理課	自衛隊災害派遣部隊の派遣について、要請先が県知事もしくは部隊の長となっているが、 同章第4節の派遣要請では、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、 部隊の長に被害状況などを通知するとなっている。これは要請と同意の意味か。 (部局回答) 通信断絶等の場合に県知事に要請できないときは、部隊の長に被害状況を通知することを想定してい るものです。なお、災害対策基本法第68条の2第3項により速やかにその旨を県知事に通知しなけれ ばなりません。 要請と同意ではなく、出動準備のための事前の情報提供です。	公明党	59	
		P161	その他協定等に 基づく応援要請 (回答作成) 危機管理課	災害緊急協力事業者等とは災害協定を結んでいる事業者を含んでいるのか。 (部局回答) 災害緊急協力事業者には協定事業者登録団体も含まれます。	自由 民主党	60	
	第4節	P164	自衛隊の派遣要請 (回答作成) 危機管理課	自衛隊派遣部隊の受け入れ体制の連絡員の派遣については、市長が自衛隊に対し 派遣を求めるとなっている。自衛隊の派遣要請は県知事に行い、連絡員は別途、 市が行うという理解でよいか。 (部局回答) 連絡員の派遣は市の職員が行うこととしていますが、過去の災害事案では、自衛隊、警察、消防につ いては、災害派遣が決まった時点でリエゾンとしての対応職員が災害対応隊とは別に派遣されていま す。	公明党	61	
			経費の負担 (回答作成) 危機管理課	部隊の活動拠点に関する経費を負担するようになっているが、市内にある自衛隊施設内を 拠点とする場合は想定しているのか、その場合の土地、建物の使用料の費用負担はあるのか。 (部局回答) 地域防災計画の構成として自衛隊の派遣について、被災地の自治体が経費を負担することとしていま すが、実績としては熊本地震では負担を求められていないことを確認しています。	公明党	62	

第22章	第2節	P167	災害時ボランティアセンターの設置①	災害時ボランティアセンターの設置は、発災後どの程度の時間での設置をイメージしているのか。全市の情報を把握し、ボランティアのマッチングをすることが可能な体制になっているのか。			
			(回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 福祉総務課	(部局回答) 災害時ボランティアセンター（以下「ＳＶＣ」という。）は災害対策本部の要請を受けて、横須賀市社会福祉協議会が総合福祉会館に設置するもので、災害対策本部は収集した被災情報等に基づき、ボランティアの受け入れ及び活動支援の必要性を判断し、設置の可否を決定します。 そのため、被災状況やインフラの復旧状況等により設置時期は異なりますが、概ね被災後3日から1週間程度で設置することを想定しています。 また、人員体制について、ＳＶＣの運営は主に横須賀市社会福祉協議会、市福祉こども対策部や横須賀災害ボランティアネットワークが行いますが、必要に応じて神奈川県災害救援ボランティア支援センター（神奈川県、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、かながわ災害ボランティアネットワークの４者により設置・運営）をとおして非被災地社会福祉協議会、ＮＰＯなどからの支援を受け、人材を確保します。 さらに、令和５年度からボランティアの（事前）登録から受付、ボランティアニーズの管理、マッチング、資機材管理、ボランティアの帰着報告受付までの一連の対応のＩＣＴ化を図るため、ＳＶＣ運営支援システムを導入しました。これにより、ボランティア活動以外の事務にかかる時間が短縮されることとなり、ボランティア活動者だけでなく、ＳＶＣの運営スタッフの負担軽減も図られています。			
			災害時ボランティアセンターの設置②	市外からの民間福祉支援者の管理、派遣指示については社会福祉協議会が一括管理をすると思われるが専門性が高い要支援者への派遣の判断はより専門性を問われると思われるがその辺りの想定はどうなっているか知りたい。	よこすか 未来会議	63	
			(回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 福祉総務課	(部局回答) 横須賀市社会福祉協議会が設置する災害時ボランティアセンターは一般ボランティアの需給調整等を行う役割であり、専門ボランティアについては、市災害対策本部の各所管部局が調整を行います。			
第23章	第1節	P169	被災建築物及び土地の危険度判定にかかる基本方針	危険度判定を迅速に実施するとあるが、土地家屋調査士などの判定できる団体と協定は結ばれているのか。	日本 維新の会	64	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課	(部局回答) 建物の応急危険度判定に関しては、震災時に建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会ほかの組織で構成される「神奈川県建築会議」と神奈川県及び県内市町村で組織する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」で協定を締結しています。 宅地の危険度判定については、他自治体からの応援も含め行政職員を中心に実施するため、民間組織と協定は締結していません。			
					自由 民主党	65	

第24章	第5節	P174	応急仮設住宅の建設	災害救助法が適用されない場合の関係機関などとは何を指すのか。 市に移譲されなかった場合、市の行う責務は何なのか。	自由 民主党	66	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	(部局回答) 災害救助法が適用されない場合も、被災者への住宅提供を行うことが市の責務であると考えますので、同法に準じて本計画に基づき県や関係部局と連携を図っていきます。			
		P175	その他の応急住宅の確保	民間賃貸住宅の借り上げや公営住宅により確保される応急住宅は当然応急危険度判定が済んだものと考えよろしいか。	自由 民主党	67	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	(部局回答) ご指摘のとおりです。応急危険度判定について市営住宅課が都市部内で連携を図ります。			
		P176	災害救助法適用の際の住宅の応急修理等	被災住宅の応急修理、生活障害物の除去の申請は、紙の申請のみか、電子申請化を考慮されているか。	公明党	68	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 建築計画課	(部局回答) 公費支出の審査が必要であり窓口での受付としていますが、市民サービスの向上の点から、電子申請についても継続して検討していきます。			
第26章	第2節	P181	津波警報等の収集・伝達	津波対策に米海軍との連絡調整、情報共有はどのように行っているのか。	日本 共産党	69	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 津波警報の情報取得は米海軍基地独自の対策となるため、市から情報を提供することは考えていません。なお、米海軍基地では津波情報を取得したときは、防災行政無線のようなジャイアントボイスという装置で伝達するほか、基地内の専用メールにより、一斉に伝達される仕組みとなっています。なお、被災後の相互の情報共有は協定に基づき実施されます。			
	第3節	P185	津波からの避難	表示板の整備状況はどうなっているか。	自由 民主党	70	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 海拔表示を示した案内板が海岸付近に30本設置されています。その他に避難場所を示した周辺施設案内図が29本ありますが、その案内板に津波の際には高台に避難するように表示を付け足し始めている状況です。			

章	節	ページ	確認すべき項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	第1節	P187	計画性を持った推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	「検討し、事業の優先順位を定める」とあるが重要施設とその順位とはどのような施設順を指すのか伺いたい。 (部局回答) 災害により、インフラや公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚大な被害が生じ、市民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたす恐れがあります。個別具体的に復旧する施設の順位を決めるのではなく、まずは市役所などの復興支援の拠点となる公共施設や、社会的弱者（障害のある方やご病気をお持ちの方など）を支援する福祉施設、病院をはじめ、最低限の市民生活を送るために必要な上下水道等の生活インフラが最優先となると考えています（なお、電気やガスなどの復旧については、並行して関係事業者と連携して進めていきます）。また、人や物の輸送に必要な道路や港湾についても優先度を高くしていく想定です。	日本維新の会	71	
			市民との協働 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	意見聴取・住民説明とあるが、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように・どれくらい行うのか伺いたい。 (部局回答) 計画の策定期間は6か月を目安と考えています。地域によって、被災の程度、範囲、また産業など特性が異なりますので、その状況にあわせて、時期や場所などは設定していきます。	日本維新の会	72	
	第2節	P187	激甚災害の指定 (回答作成) 危機管理課	県との連携は具体的にどのように行うのか。事前に打ち合わせ等はしっかり行われているのか。確認したい。 (部局回答) 激甚災害の指定は、復旧費用がその自治体の財政力の一定割合を超えるかどうかで、機械的に決まります。そのため、災害発生後速やかに市町村・都道府県が被害状況の調査をし国へ報告することが必要となります。	日本共産党	73	
			震災・復旧復興事業の推進 (回答作成) 危機管理課	(言葉の定義) 第4部全体に渡って記されている「応急」「復旧」「復興」という言葉の明確な定義を確認したい。地域防災計画の中のどこかに記されているのか確認したい。 (部局回答) 「応急」とは、緊急に被害の発生を防ぎそれを最小限にとどめるための処置のこと。 「復旧」とは、被害や障害を修復して従前の状態や機能を回復することであり、「復興」とは、単に従前の状況に復旧するのではなく、長期的展望に基づき、市街地構造や住宅形態、社会経済を含めた地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域の創出を目指すことをいいます。 広く一般的に使われている言葉のため特段の記載はありません。	日本共産党	74	①計画改定
	第2節 ほか	P187 ほか					

第2節	P188	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助 (回答作成) 財務部 (担当課名) 財務課	具体的にはどのような財政援助があるのか、具体例を伺いたい。 (部局回答) ・道路、河川、公立学校、公営住宅、福祉施設などを復旧するにあたり、激甚災害に指定されることにより通常よりも国庫補助率が嵩上げされ、実質の市負担は少なくなります。 ・例えば道路、河川では、事業費に対して国庫補助率50%のところ、83%になります。	日本 維新の会	75	
第4節	P190 (P193)	震災復興の推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	震災復興推進会議は被災後1週間を目安として設置とあり、震災復興計画（案）は震災後6カ月を目標に策定とある。整合性があるのか。そもそも震災復興推進会議を震災後1週間を目安に設置というのは早急ではないか。まずは復旧ではないか。 考え方を確認したい。 (部局回答) 早期の復旧が重要であることはご指摘のとおりです。 会議の設置は、応急対策の見通しが立ち、初期の混乱が収束した段階で立ち上げるもので、1週間を目安に立ち上げ、6カ月を目標に計画を策定するという点については、整合性があると考えています。 この震災復興推進会議は、中長期的な方針や事業の優先度を調整する役割を担うもので、いち早く、震災後の復旧を目指すうえで、1週間を目安に立ち上げることは、妥当だと考えています。 ただ、応急対策については、会議立ち上げ後も、並行して進めていくものと考えています。	日本 共産党	76	
	P190	復興体制の確立 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	4 震災復興推進体制の構築（他機関への応援要請等）とは具体的にどのような期間があるのか代表的なものを伺いたい。 (部局回答) 計画にある国や県をはじめ、電気・ガス等の生活インフラ事業者や、事業者と連携の深い商工会議所や農協・漁協といった経済団体、建築や土木関係事業者・団体などを想定しています。	日本 維新の会	77	
		・復興基本計画の策定 ・分野別復興計画等の策定及び事業推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	両項目における「意見聴取」とは、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように・どれくらい行うのか伺いたい。 (部局回答) (質問72と同様) 計画の策定期間は6か月を目安と考えています。 地域によって、被災の程度、範囲、また産業など特性が異なりますので、その状況にあわせて、時期や場所などは設定していきます。			
				日本 維新の会	78	

第2章	第5節	P191	復旧・復興事業 推進のための 調査・把握項目 (回答作成) 経済部 (担当課名) 経済企画課	調査項目に、復興における市民生活の再開に必要な小売店（スーパー、コンビニ等）の 状況把握が必要なのではないか。	公明党	79	
				(部局回答) 現調査項目中「事業者の物的被害状況」の事業者には小売店も含んでいます。 なお、災害発生時、経済対策部では、商工会議所と協力して、小売店も含む中小企業・小規模事業者 の被害状況の把握に努め、神奈川県に報告することとなっています。			
			被災者等に関する 調査 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 障害福祉課、介護保 険課	「〇要配慮者に関する福祉需要調査」とは、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように ・どれくらい行うのか伺いたい。	日本 維新の会	80	
				(部局回答) 災害の規模や被害状況に応じて、調査対象や方法は変わるものと考えますので、状況に応じて適切な 調査を行いたいと考えています。			
	第2節	P193	震災復興基本計画の 策定について① (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	計画案の策定は様々な観点が必要かと思うが、策定メンバーを確認したい。	よこすか 未来会議	81	
				(部局回答) ご指摘のようにさまざまな分野の方々のご意見が必要なことから、基本計画の策定時と同様に考えて います。都市計画、医療、福祉、経済、教育など多岐にわたる団体・知見にある方々を中心に構成し たいと考えています。			
			震災復興基本計画の 策定について② (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	被災市民が復興への意欲を持ち共感が持てるようなビジョンを明確にする、とあるが、 具体的にどのようなビジョンか。（過大な絵を描くことならないかという懸念）	よこすか 未来会議	82	
				(部局回答) 復興という意味で言えば、市民の方々が前向きな気持ち、希望を持てるような未来に向けたビジョン を示したいと考えています。しかし、共感を持っていただくため、被災した市民にとって、喫緊の課 題は生活の再建であることから、現実的な視点も入れていかなければならないと考えています。			

	第2節 (第3節)	P193 ・ 194	「震災復興基本計画の策定」と「分野別復興計画の策定」の意見聴取の相違について (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	意見聴取について「1 震災復興基本計画の策定」では「市民、関係機関、関係団体等の意見を聞きつつ」となっているのに対し、「2 分野別復興計画の策定」では「市民、関係機関、関係団体等からの意見を聴取した後に」となっている理由 (部局回答) 震災復興基本計画は、総合計画と同様にさまざまなご意見を聞きながら、市民の皆さまと一緒に策定していくものであるため「意見を聞きつつ」という表現となっています。 一方、分野別計画については、市民の皆さまの意見を聴取した内容をもとに、具体的な事業立案し、計画策定することを想定しているため「意見を聴取した後」としています。	公明党	83	
	第2節	P194	震災復興基本計画の公表 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	復興施策を具体的に公表するとあるが、SNS等の媒体も活用するのか。 (部局回答) 復興施策を広く知ってもらうには、あらゆる媒体で発信する必要があると考えているため、多くの人が活用しているSNSでも発信していきます。	公明党	84	
	第2節 (第4章 第1節) (第5章 第8節)	P194 ・ P198 ・ P205	「震災復興基本計画の公表」「都市復興方針の周知」及び、「復興関連情報の提供」方法の相違について (回答作成) 危機管理課	「3 震災復興基本計画の公表」では「新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報誌等」「2 都市復興方針の周知」では「広報紙、インターネット、マスメディア等」及び「1 復興関連情報の提供」では、「広報誌やチラシ、ホームページ、マスメディアなど」と相違する理由 (部局回答) 特段の理由はないため、表現を合わせて記載します。	公明党	85	
第3章	第2節	P195	財源確保対策 (回答作成) 危機管理課	(修文) 最下段の「下表とおり」→「下表のとおり」と「の」を入れたほうが良いと思われる。 (部局回答) 変更します。	日本 共産党	86	
			自らの取り組みによる財源の確保 (回答作成) 財務部 (担当課名) 財務課	「他の事業の抑制等により」とは具体的にどの様な事業が想定されているのか伺いたい。 (部局回答) ・復興や復旧に関する事業のほか、市民の生命・健康・福祉に影響する事業を優先とし、その他の事業については抑制することを想定しています。	日本 維新の会	87	

		P196	社会福祉施設災害 復旧事業 （社会福祉等施設 災害復旧費等の 国庫補助について） （回答作成） 福祉こども部 （担当課名） 福祉施設課、子育て 支援課	同事業における社会福祉施設への補助がどのような内容でどの程度補助されるのか、過去の事例での実績内容を参考に伺いたい。 （部局回答） 国が指定する種別の施設において、暴風、洪水、高潮、地震等により、被害を受けた施設の災害復旧に関し、費用の一部を補助するものです。 1 施設本体の工事費等の補助 （１）補助額 補助対象経費の実支出額と総事業費を比較して低い額が補助額 （国に協議して承認を得た額） （２）補助率 3/4（国負担2/3、市負担1/3） 2 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の補助 （１）補助額 補助基準額（事業所種別ごとに定められており、1,612千円～3,675千円）と実支出額を比較して低い額が補助額 （２）補助率 10/10（国負担10/10） 近年、厚生労働省所管の災害復旧費国庫補助金を活用した実績はありません。 令和元年９月の台風で被害を受けた保育園１施設について、年度内の補助金活用について検討した結果、厚生労働省所管の災害復旧費国庫補助金及び防衛省所管の防衛省補助の協議申請を行いました。協議を重ねた結果、防衛省補助の交付決定の見通しが立ち年度内の整備事業の開始が可能となったため、災害復旧費国庫補助金の協議を取り下げて防衛費補助による整備事業を行いました。	日本 維新の会	88	
--	--	------	--	---	------------	----	--

				以下、参考として、防衛省補助の実績を記載します。 ・事業所要額 385,000,000円 ・補助金額 104,310,000円 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：107,008,000円) ・補助率 定額：@1,098,000円×利用定員数95人 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：国1/2) ・補助内容 市民の生活環境の改善に資するための施設整備 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：設計及び工事費用)			
		P197	農林漁業災害支援	(修文) 本市で考えるならば「農林漁業」「農林水産」の「林」は削除する方がよいと思うがいかがか。(6章4節他にも記載あり)	日本 共産党	89	
			(回答作成) 経済部 (担当課名) 農水産業振興課	(部局回答) 本市には林業者がいないため、支援対象者から林業者を削除します。			
第4章	第1節	P198	市街地復興 対策計画	震災復興基本計画（P190）と市街地復興対策計画（P198）相関関係はどのようなになっているのか。	自由 民主党	90	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課 (協議先) 危機管理課	(部局回答) 市街地復興対策計画は分野別の復興計画に該当するため、震災復興基本計画に即して作成されることとなります。			
			都市復興方針の 策定①	「都市復興方針を、被災後2週間を目標に策定する」とある部分について、 2週間を目標とした理由（根拠法令があるのかといった基本的な事項の有無等）と、 過去の地域防災計画策定を巡る庁内および審議会での議論の経過を確認したい。 (※2週間、という期間の妥当性についての確認)	よこすか 未来会議	91	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 平成28年4月14日に震度7の地震が発生し、同月16日にも震度7の地震を観測した熊本市では、震災復興本部会議を平成28年5月9日に第1回目を開催し、震災復興基本方針（案）を審議の上、策定しています。その期間は約3週間であったため、目標としては妥当であると考えています。			

			都市復興方針の策定② (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	都市復興方針「策定後」に、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備、という順序を意味しているのかを確認したい。 (部局回答) ご認識のとおりです。	よこすか 未来会議	92	
			復興の方向性を一時的な震災特需に過度に影響されないための工夫について (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	東日本大震災の復興の際は、結果的に市街地やグレーインフラが増加し、地域の自然環境が減少する状況が見られた。市民アンケートにより自然環境を最大の魅力ととらえられている本市において、罹災後2週間で都市復興方針を策定するのであれば、民官共に一時的に開発意欲と再被災忌避感が高まっている社会心理になっているであろうことが想像できるが、その際のバランスはどう保とうとされているか。 (部局回答) 自然環境の保持は重要なことと考えます。 被災直後は、安全性の担保と生活環境の確保が優先されると考えますので、住宅地周辺の防災工事等により自然環境が減少することはあると思いますが、過度の開発については抑制していきます。	無会派	93	
	第3節	P198	復興整備条例の検討及び制定 (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	「事前に検討」「被災後1カ月を目安」とあるが、タイムスケジュールとして、誰が、どの基準で決めるのか過去の事例を例に他都市での実行事例を伺いたい。 (部局回答) 東京都の区域内においては、都が、区市町村に対する事前復興の取組の指針として、平成27年に事前復興の手引きを作成しており、震災復興関連条例を作成した自治体もあります。 この条例は、復興重点地区等の復興対象地区の指定を規定することとなっていることから、災害状況がある程度把握できた上で議案を作成することとなるため、「被災後1カ月を目安」としています。	日本 維新の会	94	
			持ち家の再建支援 自力再建の促進① (回答作成) 危機管理課	相談窓口を各行政センター等に配置するとあるが、今現在の行政センターのスタッフで行うのか、あるいは他の部署からの増員などは考えているのか。 (部局回答) 基本的には行政センター職員で配置し、災害の規模などによっては他部署からの応援や、被災地支援の他自治体の職員の増員を要請します。	公明党	95	
第5章	第1節	P201	持ち家の再建支援 自力再建の促進② (回答作成) 危機管理課	市街に避難されている方について、相談窓口を行政センターのみに限定するのではなく、第8節の電話での相談体制でも同等の支援内容とし、被災を契機とした転出が増加しないための対策をとることは想定されているか。 (部局回答) 被災者支援情報については、市外に避難されている方を含め、相談窓口設置のほか、広報誌やチラシ、ホームページ、マスメディア、SNSなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報を迅速かつ的確に提供します。 なお、災害救助法が適用される災害が発生した場合は、支援が多岐にわたることから、平時から案内できるよう横須賀市のホームページを今年度中に整備します。	無会派	96	

災害公営住宅の整備 (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	災害公営住宅の整備を検討するとあるが、今現在何世帯まで入居可能な状況か。	公明党	97	
	(部局回答) 災害公営住宅は、応急対策の見通しが立ち、発災初期の混乱が収束した段階において、恒久住宅がどの程度不足しているのかを把握したうえで復興計画に盛り込み新たに建設するため、今現在の入居可能世帯数は未定です。			
民間賃貸住宅への入居支援① (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	4 民間賃貸住宅への入居支援で、まず市が提供する民間賃貸住宅の空き状況はどのようになるのか。また、県が提供する民間賃貸住宅の入居促進はどのように行うのか。さらに、民間家賃負担を軽減する制度を検討するとなっているが、すでに検討しているのか、それとも発災後に検討するのか。	自由民主党	98	
	(部局回答) 民間賃貸住宅の空き家情報は、神奈川県が公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、協会の会員から提供された空き家情報を取りまとめたものを、震災時避難所や行政センター等でタイムリーに情報提供を行うことで入居促進を進めていきます。 また、民間賃貸住宅の家賃負担の軽減については、激甚法による特別の財政援助及び助成等に係る神奈川県が行う調査の過程で検討・要望します。			
民間賃貸住宅への入居支援② (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度の検討状況について	公明党	99	
	(部局回答) 激甚法による特別の財政援助及び助成等に係る神奈川県が行う調査の過程で検討・要望します。			
家屋等の解体の実施① (回答作成) 環境部 (担当課名) 環境保全課	家屋の解体の際のアスベストの扱いについてどのような方針を持っているのか。 また、何が課題との認識か、確認したい。	日本共産党	100	
	(部局回答) 地震発生時における家屋の解体の際のアスベストの扱いについては、環境省から出された「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」に沿って対応する方針です。 課題としては、アスベストの飛散防止のために水が必要となりますが、水道が復旧するまで散水に必要な水の確保が難しいことです。 また、分析による調査は難しいため、アスベストが入っている想定「みなし」で解体を行うことが多くなると想定されますが、「手ばらし」で行う作業が多くなることから、解体に時間がかかることも課題と考えます。			

		家屋等の解体の実施② (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	過去の事例から、調査対象の家屋において何％程度が国の災害廃棄物処理事業の対象となり助けられたのか実行事例を参考に伺いたい。 (部局回答) 平成23年東北地方太平洋沖地震の事例において福島市では全壊が744件、半壊が5,557件、公費解体が3,168件で50.3% 平成28年熊本地震の事例において熊本市では全壊が5,766件、半壊が47,913件、公費解体が13,241件で24.7% 令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨の一連の災害においては全壊が514件、半壊が6,962件、公費解体が1,326件で17.7% 令和3年の熱海市伊豆山土石流災害においては全壊が74件、半壊が15件、公費解体が57件と64.0%となっております。	日本 維新の会	101	
	P202	撤去等の実施にあたる業者との連携等 (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課 (協議先) 危機管理課	大規模災害時には解体事業者も被災している場合が多く家屋等の解体撤去作業が進まないケースがある。その際の代替手段は検討されているのか。 (部局回答) 大規模災害時において国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、その建物解体撤去作業は、横須賀市と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結している横須賀建設業協会、神奈川県建物解体業協会に依頼するとともに、災害緊急協力事業者登録制度を活用して登録業者に協力依頼することも検討します。解体事業者が被災して解体撤去作業が進まない場合は、神奈川県に協力要請を行います。 県内の解体事業者に委託するのが困難な場合には神奈川県と連携して県外業者へ委託することも検討いたします。	公明党	102	
第2節	P202	義援金の受付・配分① (回答作成) 危機管理課 (協議先) 総務部 会計課	義援金・義援物資等募集についての詳細な記載は、どの部分に記載し、どのタイミングでの受付開始が適正であると考えているのか確認したい。 (必要であれば第3部に記載することも検討すべきでは) (部局回答) 受付開始時期は指定金融機関に受付口座を開設できた以降、入金による受付を開始します。 なお、義援金については復旧・復興のために使うため第3部には記載しません。	よこすか 未来会議	103	
		義援金の受付・配分② (回答作成) 危機管理課 (協議先) 財務部 (担当課名) 財務管理課	ふるさと納税（企業版ふるさと納税）も義援金に含まれるのか。 含まれないのであれば明記する必要性はあるかどうか考え方を確認したい。 (部局回答) 義援金の募集方法のひとつとして、ふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用することができます。 (ただし、企業版ふるさと納税は令和6年度までの制度です。)	よこすか 未来会議	104	

		義援金の受入口座 の開設 (回答作成) 危機管理課 (協議先) 総務部 会計課 財務部 財務管理課	義援金の受付方法は、銀行振り込み以外に、クレジットカード・ポイント・ キャッシュレス等複合的な受け入れは出来るのか伺いたい。 (部局回答) 災害時に期間限定でキャッシュレス事業者が、広域的に募金の受け入れをしています。 義援金の受付をする部局について現時点で定まっていないため、今年度中に担当する部局を 決めていきます。	日本 維新の会	105	
	P203・ 204	被災者の 経済的再建と 精神的支援 (回答作成) 危機管理課	生活保護、税の減免等、社会保障関連の支援、また4節の精神的支援は、またがることも 多々あると推察する。よって個人や世帯をまるごと支援するという観点から ワンストップで相談窓口とした方が効果的だと思うが、このように分けたことの利点を 確認したい。 (部局回答) 記載については各対策部が実施する事項をまとめたもので、大規模災害後にはワンストップの相談窓 口として受付けることを想定しています。 被災者支援システムでは罹災者台帳がシステム上で作成され、各世帯が受けた支援を管理することが できます。	日本 共産党	106	
第4節	P204	相談室等の設置 (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	相談室の設置もしくは電話相談窓口の設置を行うとあるが、SNS等での相談窓口は 考えているのか。また、相談室等の設置や訪問相談等の実施による周知方法を どのように実施するのか。 (部局回答) 本市の平時におけるこころの相談は、電話・来所・訪問相談のほか、SNS相談を実施するNPO法 人と連携協定を締結しSNS相談に対応しています。さらに県のLINE相談も利用できます。 災害復旧・復興期においても、この仕組みを活用してまいります。また、相談窓口の周知について は、保健師の巡回相談時のチラシ配布やホームページ等の活用などを行ってまいります。	公明党	107	
第5節	P204	情報提供の実施 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 地域福祉課、指導監 査課、障害福祉課、 介護保険課	「福祉サービスの情報に関する情報提供」とは、どのような媒体で誰が、対象者にどの様に 提供して理解してもらうのか、また相談体制を充実させるとは具体的な方法を 想定しているのか伺いたい。 (部局回答) 社会福祉施設等の被災状況や稼働状況に係る調査・確認については、施設等からの情報提供を依頼し ていることに併せ、市職員により、インフラ等の復旧に応じて電話、FAX、Eメール、SNSなどの連絡 手段の活用や、現地に赴くことなどによって情報を収集します。 収集した情報に基づき、被災状況や発災からの時間経過に応じて変化するニーズにできる限り応えら れるよう市のホームページや避難所等をとおして、適宜、対象者に合わせた情報提供ができるよう検 討を行います。また、相談体制の充実については、必要に応じて、視覚障害や聴覚障害のある人等を 対象とした専用相談窓口の開設等も検討します。	日本 維新の会	108	

第6節	P205	社会福祉施設の 再建支援 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 指導監査課、福祉施 設課、子育て支援課	調査、情報提供はどういったタイミングから開始してどの様な方法で情報提供を行い 再建を促進させるのか、また必要な支援とはどの様な内容を想定しているのか伺いたい。 (部局回答) 民間施設も含む社会福祉施設等の被災状況や稼働状況に係る調査・確認については、施設等からの情 報提供を依頼していることに併せ、市職員により、インフラ等の復旧に応じて電話、FAX、Eメール、 SNSなどの連絡手段の活用や、現地に赴くことなどによって情報を収集します。 そうして把握した施設の被災状況に応じ、国や県から送付された施設再建にかかる情報を、迅速に施 設に提供します。 支援内容は主に社会福祉等施設災害復旧費等の国庫補助を想定しています。補助金申請や整備内容等 について相談や助言を行う等、施設再建に早期に着手できるよう施設を支援します。	日本 維新の会	109	
第7節	P205	博物館・美術館の 収蔵品の管理 (回答作成) 文化スポーツ観光部 教育委員会 (担当課名) 美術館運営課 博物館運営課	仮保管場所の確保に努めるとあるが、仮保管場所の用途はついているのか。 (部局回答) 日本国内で博物館・美術館の収蔵品の危機が明らかになった場合、文化庁および国立文化財機構文化 財防災センターが報告・相談窓口となり、また公益財団法人日本博物館協会、一般社団法人全国美術 館会議などでも文化財等の救援活動を行う仕組みが構築されています。 現状では、仮保管場所の用途はついていませんが、上記の仕組みを活用することや近隣他都市の美術 館・博物館との情報共有しながら、仮保管場所の確保に努めます。	自由 民主党	110	
		博物館・美術館の 収蔵品や指定文化財 の保護について (回答作成) 文化スポーツ観光部 教育委員会 (担当課名) 美術館運営課 生涯学習課 博物館運営課	災害発生中に博物館・美術館の収蔵品や指定文化財の危機（水濡れ、延焼等）が 明らかになった場合、復旧復興計画を待たずして応急的に被害を回避するような体制を とることは可能か。 (部局回答) 日本国内で博物館・美術館の収蔵品の危機が明らかになった場合、文化庁および国立文化財機構文化 財防災センターが報告・相談窓口となり、また公益財団法人日本博物館協会、一般社団法人全国美術 館会議などでも文化財等の救援活動を行う仕組みが構築されています。 収蔵品や文化財の修復には、専門的な知識が必要となりますので、上記の仕組みを活用し、国や県、 その他の関係機関と連携し、復旧に向けた取り組みを行うこととなります。被害の状況に応じ、修復 計画も策定する必要があります。 なお、博物館・美術館以外が所蔵する指定文化財については所有者と調整を行い、上記仕組みおよび 各団体と連携を取りながら各個別の文化財の状況に応じた復旧に取り組んでいくことになります。	無会派	111	

	第8節	P205	被災者支援窓口 の運用 (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	電話での相談体制についても、相談体制の充実を図るとあるが、電話の回線を増やすとか人員を増やすなど、あるいは他の方なのか、どのようなイメージをもっているのか。 (部局回答) 職員による相談のみならず、弁護士や司法書士をはじめとした専門家による各種相談を実施するとともに、消費生活相談では消費者庁への災害対応経験のある相談員の派遣依頼などを行い、相談体制の充実を図ります。 また、電話回線の増設や、職員の対応には限りがあることから、他市の事例を参考に、新たなコールセンターの開設などを検討します。	公明党	112	
--	-----	------	--	--	-----	-----	--

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

章	節	ページ	確認すべき項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	-	P209	総則 (回答作成) 危機管理課	南海トラフ地震は津波被害が前提となるが、津波浸水域に対する細部計画に基づいて、再度、検証を行う必要があると思うがどうか。 (部局回答) 津波災害を想定した公共施設や公共空地の防災拠点として在り方を検証します。	自由 民主党	113	
第6章	第4節	P216	災害応急対策を とるべき期間等 について (回答作成) 危機管理課	「後発地震に対して警戒する措置」とはどのような措置か。 (部局回答) 後発地震が起こる可能性が高いことを意識して発災時にすぐ避難できる準備を整える、すぐに逃げ出せる態勢での就寝や非常持ち出し品の携帯、緊急情報の取得手段の確保、避難場所・経路の確認などをしておき地震に備えておくことです。特に津波浸水エリアでは、安全な避難所で就寝するなど、事前の避難対策を促すものです。	よこすか 未来会議	114	①計画改定

新

旧

第 1 部 総 則

第 2 章 本市の概況

第 2 節 社会的条件

1 人口及び世帯

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は 32,7%に至っている。（出典：令和 6 年（2024 年） 1 月 1 日現在 神奈川県年齢別人口統計調査結果）

2 土地利用

現在の土地利用状況は、山林や農地が約 32%、住宅用地が約 25%、商業・工業等用地が約 7 %、道路・鉄道用地が約 10%となっている。（出典：令和 4 年（2022 年）都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が東京横浜方面と接している国道 16 号、横浜横須賀道路や国道 134 号、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

4 公共交通機関

バス路線は、追浜駅、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第 3 章 地震及び被害の想定

第 2 節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

種別	項 目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラ フ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		6 強	7	5 強
(省略)				
避難 者数	避難所避難者数	57,840	113,480	9,290
	避難所外避難者数	38,520	73,890	4,650
(省略)				

提言 1 検証 3・38

第 4 章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第 1 節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの期間を考慮して、1 週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

第 1 部 総 則

第 2 章 本市の概況

第 2 節 社会的条件

1 人口及び世帯

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は 32,6%に至っている。（出典：令和 5 年（2023 年） 1 月 1 日現在 神奈川県年齢別人口統計調査結果）

2 土地利用

現在の土地利用状況は、山林や農地が約 32%、住宅用地が約 24%、商業・工業等用地が約 8 %、道路・鉄道用地が約 10%となっている。（出典：平成 27 年（2015 年）都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道16号、国道134号、横浜横須賀道路、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

4 公共交通機関

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第 3 章 地震及び被害の想定

第 2 節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

種別	項 目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラ フ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		6 強	7	5 強
(省略)				
避難 者数	1 日目～3 日目（人）	96,360	187,370	13,930
	1 ヲ月後（人）	64,930	132,170	6,790
	2 日後（人）	14,510	14,510	0
(省略)				

第 4 章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第 1 節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低 3 日分、推奨 1 週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

新	旧																																
提言 2 検証 4 第 2 節 自主防災組織の役割 そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成「自分たちのまちは自分たちで守る。」ことを原点とし、地域住民が自分たちのまちの災害リスクを知ること認識し、連帯感を持って防災協働体制の確立を図ることが重要である。 提言 3 検証 5 第 4 節 地区防災計画の提案 地区防災計画を作成・活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動が実施できるように啓発する。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に定めるものとする。 (令和 7 年 3 月現在、 1 地区) 第 5 章 本市及び防災関係機関等の業務大綱 第 2 節 防災関係機関等の業務の大綱 2 指定公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td><td>1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 指定地方公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部</td><td>1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈 川横須賀局</td><td>1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	(省略)		K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通	(省略)		(省略)		京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策	(省略)		(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈 川横須賀局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安	(省略)		第 2 節 自主防災組織の役割 そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。 第 4 節 地区防災計画の提案 市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に定めるものとする。 (令和 4 年 3 月現在、 1 地区) 第 5 章 本市及び防災関係機関等の業務大綱 第 2 節 防災関係機関等の業務の大綱 2 指定公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>K D D I (株)</td><td>1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 指定地方公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>京浜急行バス(株)</td><td>1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)</td><td>1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	(省略)		K D D I (株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通	(省略)		(省略)		京浜急行バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策	(省略)		(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安	(省略)	
(省略)																																	
K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通																																
(省略)																																	
(省略)																																	
京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策																																
(省略)																																	
(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈 川横須賀局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安																																
(省略)																																	
(省略)																																	
K D D I (株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通																																
(省略)																																	
(省略)																																	
京浜急行バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策																																
(省略)																																	
(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安																																
(省略)																																	

新	旧								
6 自衛隊 <table border="1"> <tr> <td> 自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部） </td><td> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 </td></tr> </table> 提言 4 検証 6 7 消防団 <table border="1"> <tr> <td>消 防 団</td><td> 1 消火活動及び救助活動 2 地域住民の避難誘導 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 4 災害時要援護者の避難支援 </td></tr> </table>	自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部）	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与	消 防 団	1 消火活動及び救助活動 2 地域住民の避難誘導 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 4 災害時要援護者の避難支援	6 自衛隊 <table border="1"> <tr> <td> 自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部） </td><td> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 </td></tr> </table> 7 消防団 <table border="1"> <tr> <td>消 防 団</td><td> 1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 </td></tr> </table>	自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部）	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与	消 防 団	1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部）	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与								
消 防 団	1 消火活動及び救助活動 2 地域住民の避難誘導 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 4 災害時要援護者の避難支援								
自 衛 隊 （陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校） （海上自衛隊横須賀地方総監部）	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与								
消 防 団	1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握								

新	旧								
第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくりの推進 第2節 都市施設等の防災化の推進 提言5 検証10 2 道路施設の安全性の確保 道路施設（橋りょう、トンネル等）について、法定点検結果に基づき、健全性が低いと判断された施設について、緊急輸送道路から優先的に補修、補強、更新を実施する。 提言6 検証14・15 6 都市公園等の整備 （2）災害時に備えた整備推進 街区公園などの住区にある公園等については、主に地域の一時避難地として使用するため、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が地域単位で避難行動を行えるようスペースの確保を推進する。 第3節 ライフライン施設の強化 提言7 検証16 1 削除 1 水道施設の対策 2 下水道施設の対策 3 電力施設の対策 4 都市ガス施設の対策 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>ガス漏えい防止策の推進</td><td>大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)</td></tr></table> 検証136 5 LPガスの対策 (公社)神奈川県LPガス協会横須賀・三浦支部は、LPガスに起因する災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に回復するための体制づくりを推進する。	項目	概要	ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)	第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくりの推進 第2節 都市施設等の防災化の推進 2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保 橋りょう及び横断歩道橋の安全性に関する総点検結果に基づき、危険箇所については、緊急輸送道路から優先的に補強、架け替えを実施する。 6 都市公園等の整備 （2）災害時に備えた配置 街区公園などの住区にある公園については、地域の一時避難地となる場合が多く、土地利用状況、都市形態及び既存の公園、公共空地の分布等を考慮して配置する。 特に高密度な市街地では、規模の大きい街区公園を積極的に配置する。 第3節 ライフライン施設の強化 1 共同溝の整備促進 ガス、電気、上下水道などのライフライン事業者は、日常生活に欠かせないライフラインを道路地下に収納する共同溝の整備を、都市整備と協調しながら促進することにより、震災時におけるライフラインの安全性の確保を図る。 2 水道施設の対策 3 下水道施設の対策 4 電力施設の対 5 都市ガス施設の対策 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>ガス漏えい防止策の推進</td><td>大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)</td></tr></table> 5 新設	項目	概要	ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)
項目	概要								
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)								
項目	概要								
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 (省略)								

新

項 目	概 要
災害対応のための体制の確立	○被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの構築に努める。 ○上記及び必要な事項について、協会地震災害対策規程に基づき防災体制の整備を図る。 ○連絡体制の確立、確認のため、定期的に訓練を実施する。
地域への燃料確保の支援	○拠点リストを点検し、市が設置する避難所、防災拠点等への支援体制の整備を図る。 ○避難所等への応急供給が迅速に行えるよう、LP ガス充てん所との連携を図る。
ガス漏えい防止策の推進	○主に一般家庭等では、マイコンメーターの設置により震度 5 以上の揺れを感知した場合に自動的にガスを遮断できる設備となっている。 ○高圧ホース（LP ガス容器と調整器を繋ぐホース）のガス放出防止機能により、地震の揺れによって LP ガス容器が転倒した場合でもガスが放出されない措置をとっている。

第 4 節 建築物の防災化の推進

2 一般建築物の耐震化促進

(3) 削除

3 耐震診断・耐震改修の支援

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	平成 12 年 5 月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理、耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
(省略)		
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税の減額及び所得税の控除

検証 11

5 空き家の適正な管理及び除却の推進

地震時に倒壊する恐れのある老朽化した建物や旧耐震基準等の建物で空き家となっている建築物に関しては、所有者が適切な管理及び除却を行うよう助言、指導などを実施する。

旧

第 4 節 建築物の防災化の推進

2 一般建築物の耐震化促進

(3) 公共建築物の耐震化

公共施設は、地震災害時には避難所や活動拠点としての役割を担うものであるため、積極的に耐震診断、耐震補強を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

3 耐震診断・耐震改修の支援

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和 56 年 5 月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理の費用の一部補助
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和 56 年 5 月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する 65 歳以上の方又は震災時に自力避難が困難な方と同居する方	耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
(省略)		
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税及び所得税の減税

5 新設

新

6

その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減を図るための応急危険度判定制度の整備について、県と連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準等の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

7

文化財等の災害対策

第5節

地盤災害の防止

1

がけ、擁壁の防災化の推進

(2)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域として市域の全域を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

検証 24

(3)

がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
国の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 10m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 10 戸以上密集している区域で総工費 7,000 万円以上	神奈川県が防災工事を実施
		○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	
(省略)			
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

旧

5

その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

6

文化財等の災害対策

第5節

地盤災害の防止

1

がけ、擁壁の防災化の推進

(2)

宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約 80%を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3)

がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
県の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
		(省略)	
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

新	旧																				
第2章 防災力強化の取り組み 第1節 消防力の整備・強化 2 消防団の強化 (1) 組織の強化 提言 8 検証 27 消防団員の地域に根ざした活動は、災害時には非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努めると共に、災害対応能力を向上させ、更に地域の自主防災組織との連携強化を推進する。 第2節 情報通信網の整備 1 庁内及び防災関係機関等との情報通信 (1) 災害情報共有システムの運用 検証 31 (4) その他の庁内通信網及び補助手段 <table> <tr> <th>通信手段</th><th>活用方針の概要</th></tr> <tr> <td>その他の通信網整備</td><td>(省略) ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 (簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など) なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。</td></tr> </table> 検証 34・35 2 防災行政無線 <table> <tr> <th>項目</th><th>概要</th></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> <tr> <td>防災行政無線放送の補完措置</td><td>(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信</td></tr> </table> 第3節 市民への情報伝達手段の多様化 防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、ホームページ、防災情報メール、SNS、インターネットなどでの情報提供やテレビのデータ放送など様々な情報伝達手段を活用する。	通信手段	活用方針の概要	その他の通信網整備	(省略) ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 (簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など) なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。	項目	概要	(省略)		防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信	第2章 防災力強化の取り組み 第1節 消防力の整備・強化 2 消防団の強化 (1) 組織の強化 消防団員の地域に根ざした活動は、災害時には非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努める。 第2節 情報通信網の整備 1 庁内及び防災関係機関等との情報通信 (1) 災害情報通信ネットワークシステムの運用 (4) その他の庁内通信網及び補助手段 <table> <tr> <th>通信手段</th><th>活用方針の概要</th></tr> <tr> <td>その他の通信網整備</td><td>(省略) ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。</td></tr> </table> 2 防災行政無線 <table> <tr> <th>項目</th><th>概要</th></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> <tr> <td>防災行政無線放送の補完措置</td><td>(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信</td></tr> </table> 第3節 市民への情報伝達手段の多様化 防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、ホームページ、防災情報メール、市公式ツイッターやLINEなどインターネットでの情報提供やテレビのデータ放送など、様々な情報伝達手段を活用する。	通信手段	活用方針の概要	その他の通信網整備	(省略) ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。	項目	概要	(省略)		防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信
通信手段	活用方針の概要																				
その他の通信網整備	(省略) ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 (簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など) なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。																				
項目	概要																				
(省略)																					
防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信																				
通信手段	活用方針の概要																				
その他の通信網整備	(省略) ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。																				
項目	概要																				
(省略)																					
防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレホンガイド ○ファクス通信																				

新	旧
第5節 防災備蓄の推進 検証 38 1 防災備蓄の基本的方針 また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。 検証 41 2 食料及び生活関連物資等の備蓄 （2）避難所運営資機材、防災資機材の備蓄 関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材等の資機材、および避難所の環境を確保するための資機材について整備・備蓄する。 第6節 飲料水等の給水体制の整備 2 飲料水等の供給体制の整備 （2）医療機関への供給 災害拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。 第3章 避難所・避難地の整備 第1節 震災時の避難 1 震災時の避難の考え方 検証 46（1） （1）地震発生直後 （省略） 併せて、テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。 第2節 震災時避難所（指定避難所） 3 避難所運営体制の整備 （2）避難所運営委員会の役割 その際は、危機管理課・保健所企画課が作成した「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」も参考とする。 4 避難所運営連絡会の設置 危機管理課は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。	第5節 防災備蓄の推進 1 防災備蓄の基本的方針 また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（最低3日分、推奨1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。 2 食料及び生活関連物資等の備蓄 （2）避難所運営資機材、防災資機材の備蓄 関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材等の資機材について整備・備蓄する。 第6節 飲料水等の給水体制の整備 2 飲料水等の供給体制の整備 （2）医療機関への供給 災害医療拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。 第3章 避難所・避難地の整備 第1節 震災時の避難 1 震災時の避難の考え方 （1）地震発生直後 （省略） 併せて、テレビ・ラジオなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。 第2節 震災時避難所（指定避難所） 3 避難所運営体制の整備 （2）避難所運営委員会の役割 その際は、危機管理課・地域安全課が作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」も参考とする。 4 避難所運営連絡会の設置 地域安全課は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。

新	旧
5 震災時避難所の機能強化 検証 47・48 (1) 物資・資機材の整備 (省略) また、集団生活の中で発生しやすい感染症の拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。 検証 50・51・52 (2) 避難所環境向上の推進 教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、学校施設の整備に併せて、バリアフリー化の推進や防災備蓄倉庫の整備などを進める。 (3) 通信手段の確保 危機管理課は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、災害時優先電話を基本に整備する。 第4章 帰宅困難者対策の推進 第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備 提言 10 検証 64 なお、一時滞在施設は資料編 1－1のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は津波による被害が発生した場合は資料編 1－2のとおりとする。 第5章 応援・協力体制の整備 第2節 応援部隊の活動拠点等の整備 検証 66 1 広域応援活動拠点等の確保 県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては資料編 1－3のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は、津波による被害が発生した場合は資料編 1－4のとおり活用する。 第6章 災害医療・防疫体制等の強化 第1節 災害医療体制の整備 提言 12 検証 68 また、時間の経過とともに救命優先から、感染症・慢性疾患への対応、精神的支援など必要な対応も変化していくことから、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。	5 震災時避難所の機能強化 (1) 物資・資機材の整備 (省略) また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。 (2) バリアフリー化の推進 教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、避難所となる体育館のトイレの洋式化や防災備蓄倉庫の整備を進める。 (3) 通信手段の確保 危機管理課は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、タクシー無線、災害時優先電話を基本に整備する。 第4章 帰宅困難者対策の推進 第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備 (追加) 第5章 応援・協力体制の整備 第2節 応援部隊の活動拠点等の整備 1 広域応援活動拠点等の確保 県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては次のとおり活用する。 第6章 災害医療・防疫体制等の強化 第1節 災害医療体制の整備 震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。

新	旧														
1 災害時における医療活動場所の確保 提言 11 検証 67・69・70・71 震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、資料編 1－5のとおり医療活動拠点等を定める。 2 医療活動体制の整備 (3) 医薬品・医療資機材の確保 検証 72 (省略) また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県、民間事業者との供給体制整備に努めるものとする。 提言 11 検証 67 (4) 地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等 <table><tr><th>備 蓄 場 所</th><th>備 蓄 資 機 材</th></tr><tr><td>地域医療救護所</td><td>○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第3節 防疫体制の整備 1 基本的な考え方 また、健康部は、感染症法上対応が必要な感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。 第4節 遺体処理体制の整備 1 遺体安置所の指定 大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、資料編 1－6のとおり遺体安置所を定める。 第7章 災害廃棄物等処理対策の整備 第1節 災害廃棄物等処理体制の強化 1 災害廃棄物等 本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。	備 蓄 場 所	備 蓄 資 機 材	地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ	(省略)		1 災害時における医療活動場所の確保 震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。 今後、津波浸水想定区域などを踏まえ、地域医療救護所について検討を進める。 2 医療活動体制の整備 (3) 医薬品・医療資機材の確保 (省略) また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県との供給体制整備に努めるものとする。 (4) 応急救護所及び地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等 <table><tr><th>備 蓄 場 所</th><th>備 蓄 資 機 材</th></tr><tr><td>応急救護所</td><td>止血用品、副木などの衛生材料</td></tr><tr><td>地域医療救護所</td><td>○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第3節 防疫体制の整備 1 基本的な考え方 また、健康部は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。 第4節 遺体処理体制の整備 1 遺体安置所の指定 大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、次のとおり遺体安置所を定める。 第7章 災害廃棄物処理対策の整備 第1節 災害廃棄物処理体制の強化 1 災害廃棄物等 本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。	備 蓄 場 所	備 蓄 資 機 材	応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料	地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ	(省略)	
備 蓄 場 所	備 蓄 資 機 材														
地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ														
(省略)															
備 蓄 場 所	備 蓄 資 機 材														
応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料														
地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ														
(省略)															

新			旧		
災害廃棄物等	区 分	廃 棄 物 等	災害廃棄物等	区 分	廃 棄 物 等
	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する コンクリートがら等及び片付けごみ（災害被害のあった粗大ごみ等）		災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「 木くず 」、「 コンクリート塊 」、「 金属くず 」等及び「 これらの混合物 」
	生活系廃棄物	家庭ごみ・避難所ごみ（汚物処理袋含む）、事業系ごみ（一般廃棄物）及びし尿		一般廃棄物	普通ごみ（汚物処理袋を含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物、し尿
第 8 章 緊急輸送体制の整備			第 8 章 緊急輸送体制の整備		
第 1 節 緊急輸送体制の整備			第 1 節 緊急輸送体制の整備		
1 緊急交通路・緊急輸送道路			1 緊急交通路・緊急輸送道路		
(1) 緊急交通路			(1) 緊急交通路		
緊急交通路とは、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、緊急通行車（自衛隊、消防、警察等 の緊急自動車及び災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要な車両 ） 以外の車両は通行が禁止・制限される。			緊急交通路とは、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、 被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となる		
第 2 節 緊急通行車両の確保			第 2 節 緊急通行車両の確保		
1 緊急通行の対象車両			1 緊急通行の対象車両		
緊急通行車両の業務要件	項 目	概 要	緊急通行車両の業務要件	項 目	概 要
		（省略） ○ 被災者の救難、救助 その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生 （省略）			（省略） ○ 応急の救護を要すると認められる者の救護 その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○ 清掃・防疫その他保健衛生 （省略）
2 緊急通行車両の事前届出			2 緊急通行車両の事前届出		
緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に 申出 し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため、 災害発生前に申出をして 緊急通行車両の 標章及び確認証明書の交付を受ける こととする。			緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に 申請 し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため 原則 、緊急通行車両の 事前届出制度を活用 することとする。		
関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に危機管理課に報告する。危機管理課はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の 申出 を行い、 標章 及び確認証明書の交付を受ける。			関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に危機管理課に報告する。危機管理課はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の 申請 を行い、 事前届出済証 及び確認証明書の交付を受ける。		
3 民間事業者（防災協定締結団体等）の緊急通行車両			3 民間事業者の緊急通行車両		
民間事業者（ 防災協定締結団体等 ）が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、 公用車と同様に災害発生前の申出をして、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける こととする。			民間事業者が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、 緊急通行車両として使用する計画があることを検問所等で証明する必要がある。		
民間事業者（防災協定締結団体等）で申出は可能だが、原則、危機管理課でとりまとめて、手続きを行う。			そのため、関係部局は応援要請を予定する事業者等に対し、緊急対策に従事する旨の本市との防災協定書又は委託契約書等の写しについて、車両携帯を促す。		

新

旧

第 9 章 災害対応組織の整備

第 2 節 災害に対する組織体制

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度 5 弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※ 1）
災害対策本部	1 号配備	○気象庁が本市で震度 5 強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局 （※ 2）
	2 号配備	○気象庁が本市で震度 6 弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3 号配備	気象庁が本市で震度 6 強以上の揺れを観測したと発表した場合	全部局 （全職員）

※災害警戒本部、災害対策本部の設置については今後の影響や被害状況等を踏まえ判断する場合がある。

※ 1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※ 2 参集する職員は部局の活動細部計画による。

第 10 章 災害に強い人づくりの推進

第 1 節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

提言 14 検証 84

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	○地震及び津波に関する知識 ○地域防災計画等の内容
危機管理カードや 啓発資料の作成・配布	○震災時避難所の運営支援 ○職員のとるべき行動

第 9 章 災害対応組織の整備

第 2 節 災害に対する組織体制

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度 5 弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※ 1）
災害対策本部	1 号配備	○気象庁が本市で震度 5 強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2 号配備	○気象庁が本市で震度 6 弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3 号配備	気象庁が本市で震度 6 強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※ 1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第 10 章 災害に強い人づくりの推進

第 1 節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	○地震及び津波に関する知識 ○地域防災計画等の内容
危機管理カードや 啓発資料の作成・配布	○震災時避難所の運営支援 ○職員のとるべき行動

新

各種防災訓練への参加促進	○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○その他必要な事項
新規採用時の研修会実施	

2 市民への防災知識の普及

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法 ○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割 ○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○救出救助の方法 ○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
広報紙の活用	
S N S の活用	

提言 13 検証 83

3 地域防災力を高めるための取り組み

大規模な災害が発生した場合、地域の自主的な防災活動が様々な場面で必要となるが、過去の大震災の教訓を活かし、既存の地域コミュニティの活用や充実などを図り、地域の防災力を高める取り組みを推進する。

（１）地域のコミュニティを活用した地域防災力の重要性の啓発

過去の大震災では、日常の様々なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、津波からの避難誘導などの応急活動を可能とした。本市では、日頃の地域のつながりを活かし、町内会・自治会の既存の組織を中心として構成した自主防災組織が地域の防災力の強化を図っている。

自主防災組織の防災活動は、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災時の応急活動など幅広く、地域住民の参画・連携が重要となる。そのため、多くの住民や地域事業者が積極的に自主防災の活動に参加できるための取り組みや環境整備を推進するとともに、日頃から自治会・町内会、P T A、子供会等の連携を支援するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりの重要性を啓発する。

（２）防災訓練や人材育成などの更なる充実

地域では、毎年、自主防災組織を中心とした自主防災訓練や避難所運営訓練を継続的に実施しているが、地域がより一体となって協力できる関係を築くためにも、事業者や児童、保護者、要配慮者など、幅広い世代や様々な立場の人が参加できる訓練や地域間での連携を図るための合同訓練などを実施し、地域の連携をさらに強化する。

また、自主防災指導員や救命講習終了者を育成し、自主防災訓練などの指導や防災啓発などを指導できる自主防災組織の担い手を養成する。

旧

各種防災訓練への参加促進	○応急救護の方法 ○その他必要な事項
新規採用時の研修会実施	

2 市民への防災知識の普及

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法 ○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割 ○応急救護、救出救助の方法 ○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
広報紙の活用	
S N S （市公式ツイッター、L I N E）の活用	

3 新設

新	旧								
提言 14 検証 84・85 4 応急手当の普及啓発 (1) 応急手当の普及啓発 消防局は、大規模災害時における市民の救護能力の向上を図るため、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法やAEDの使用などの応急手当を素早く的確に行い、命が助かる可能性を少しでも高められるよう、AED使用方法などの応急手当の方法を普及啓発する。 (2) 応急手当普及の方針 普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、AEDの使用方法などの応急手当方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。また、AED使用方法などの応急手当は反復して受講することで習熟できるため、反復しての受講を併せて啓発する。 検証 86 5 VRを活用した地震体験 防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。 そのため、VRを活用した地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。 第2節 自助のための防災力の向上 検証 3・18 1 市民がとるべき措置 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>市民が取るべき措置</td><td>(省略) ○感震ブレーカーなどの出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)</td></tr></table> 2 市民が行う備蓄 提言 1 検証 3 (1) 非常用備蓄品 自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。 第3節 防災訓練等の実施 1 防災訓練の種類 提言 9・15 検証 49・87 (1) 本市職員及び防災関係機関の訓練 なお、過去の震災を教訓とした避難所運営訓練(避難所運営資機材の訓練を含む。)を避難所運営委員会が	項目	概要	市民が取るべき措置	(省略) ○感震ブレーカーなどの出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)	3 応急手当の普及啓発 (1) 応急手当の普及啓発 消防局は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法や除細動などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発する。 (2) 応急手当普及の方針 普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。 4 起震車の活用 防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。 そのため、起震車で地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。 第2節 自助のための防災力の向上 1 市民がとるべき措置 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>市民が取るべき措置</td><td>(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)</td></tr></table> 2 市民が行う備蓄 (1) 非常用備蓄品 自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間、推奨1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。 第3節 防災訓練等の実施 1 防災訓練の種類 (1) 本市職員及び防災関係機関の訓練 なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した	項目	概要	市民が取るべき措置	(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)
項目	概要								
市民が取るべき措置	(省略) ○感震ブレーカーなどの出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)								
項目	概要								
市民が取るべき措置	(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)								

新	旧																												
主体的に企画できる体制を推進する。 第4節 災害ボランティア活動の環境整備 1 災害ボランティアの定義等 (2) 災害ボランティアの区分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>避難所ボランティア</td><td>震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア</td></tr></table> 3 ボランティア受入れ体制の整備 本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、避難所運営委員会等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。</td></tr><tr><td>避難所ボランティア</td><td>震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する</td></tr></table> 第11章 災害に強い地域づくりの推進 第1節 自主防災活動の促進 地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。 危機管理課は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 第2節 事業者の防災活動の促進 検証 90 2 事業者に対する指導 (2) 地域内の自主防災組織との連携の促進 危機管理課は、事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する	区 分	概 要	一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア	専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア	避難所ボランティア	震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア	区 分	概 要	一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。	専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。	避難所ボランティア	震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する	訓練とする。 第4節 災害ボランティア活動の環境整備 1 災害ボランティアの定義等 (2) 災害ボランティアの区分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア</td></tr></table> 3 ボランティア受入れ体制の整備 本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。</td></tr></table> 第11章 災害に強い地域づくりの推進 第1節 自主防災活動の促進 地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。 地域安全課は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 第2節 事業者の防災活動の促進 2 事業者に対する指導 (2) 地域内の自主防災組織との連携の促進 危機管理課は、自主防災組織を通じて事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する。	区 分	概 要	一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア	専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア	区 分	概 要	一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。	専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。
区 分	概 要																												
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア																												
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア																												
避難所ボランティア	震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア																												
区 分	概 要																												
一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。																												
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。																												
避難所ボランティア	震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する																												
区 分	概 要																												
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア																												
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア																												
区 分	概 要																												
一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。																												
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。																												

新	旧
第3節 要配慮者対策の推進 提言 16 検証 93 関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策（災害時要援護者支援プラン（※）、個別避難計画）を推進する。 令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害リスクのある災害時要援護者を対象とした個別避難計画を作成するためのマニュアルを整備する。 検証 99 4 施設等における安全対策 自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、各施設において法令に基づき策定している「業務継続計画」に併せて、次のとおり防災対策を実施する。 第5節 ジェンダー平等の推進と多様な性の尊重 提言 17 検証 97 関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、ジェンダー平等の視点を意識した策定に努める。 （省略） また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、性的マイノリティ（LGBTQ+）の抱える困難を意識して実施するものとする。 第12章 津波対策 第4節 津波災害への対応 提言 10 検証 64 3 津波浸水エリアにある防災拠点施設の安全対策 津波浸水エリアにある公共施設等（資料編1－7）で、多数の者が避難する施設等については、津波浸水エリア外や強固な建物の垂直避難などの避難誘導対策を実施するための安全確保体制を整備する。 4 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策	第3節 要配慮者対策の推進 関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。 また、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」（※）の見直しについて検討を進める。 4 施設等における安全対策 自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。 第5節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重 関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。 （省略） また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。 第12章 津波対策 第4節 津波災害への対応 3 新設 3 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策

新

旧

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局 （※2）
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	全部局 （全職員）

※災害警戒本部、災害対策本部の設置については今後の影響や被害状況等を踏まえ判断する場合がある。

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※2 参集する職員は各部局の活動細部計画による。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

（3）災害対策本部の設置場所

確認1 検証105

災害対策本部は、次の場所に設置する。ただし、津波警報、大津波警報が発表された場合、および津波浸水被害が発生した場合（以下「津波災害」という）は、代替場所に設置する。

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

（3）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

新

項 目	概 要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室 市役所本館 3 号館 5 階 正庁
津波災害時の代替場所	横須賀市深田台 50 番地 横須賀市文化会館 会議室等 横須賀市深田台 95 番地 横須賀市自然・人文博物館 会議室等

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図及び資料編 1－8 のとおり配置する。

(2) 災害対策本部の構成員

区 分	指名職員	職務概要
災害対策本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
対策部長	横須賀市行政組織条例第 1 条に定める部の長、民生局長、上下水道局長、消防局長、教育長、市議会議会局長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
(省略)		

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等によるものとし、業務概要は資料編 1－9 による。

旧

項 目	概 要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎は、免震構造で建築され自家発電装置を備えているため、代替施設が必要になる状況は考えづらいが、万が一の場合には、市役所本庁舎 5 階正庁等の使用可能な施設にて設置する。

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する

(2) 災害対策本部の構成員

区 分	指名職員	職務概要
災害対策本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
危機管理監	危機管理監	市長・副市長を補佐するとともに災害対策本部事務局を指揮する。
民生対策部長	民生局長	本部長の指示を受け、所管する各対策部の業務を総合調整するとともに各対策部長に対し必要な指示を行う。
対策部長	横須賀市行政組織条例第 1 条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、市議会議会局長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
(省略)		

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

新

旧

3 防災関係機関等との相互連携の強化

(2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用

関係機関	概 要
自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・システム通信・サイバー学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。
(省略)	

第3章 職員の配備・参集

第2節 職員の参集

* 保健師は災害対策本部（１～３号配備）の配備指令に基づき、健康対策部保健活動チームに全員が集約され、震災時避難所巡回訪問を中心とした健康支援活動を特命任務として行うことになっている。

第4章 情報の収集と伝達

第2節 災害対策本部での情報の収集

2 災害対策本部で収集する情報と優先度

↑ 高 優先度 低 ↓	発災後 3 時間	発災後 12 時間	発災後 24 時間
	○火災の発生状況 ○施設内の市民の負傷状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況	○火災の発生状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○他機関への要請状況 ○国・県の対応状況 ○通信手段の状況	○火災の発生状況 ○ライフラインの応急復旧見込み ○他都市の被害状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○地域医療救護所等の状況 ○燃料の不足状況 ○他機関への要請状況 ○交通網の状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況
	○市施設の被害状況	○市施設の被害状況 ○医療機関の被害状況 ○避難所の状況 ○帰宅困難者の滞留状況	○死者・行方不明者数 ○交通機関の復旧見込み ○避難所の状況 ○各対策部の人員の過不足 ○帰宅困難者の滞留状況
	○死者・行方不明者数 常時、テレビやSNS、災害監視カメラなどあらゆる媒体を活用して情報収集を行う		○職員の負傷状況

3 防災関係機関等との相互連携の強化

(2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用

関係機関	概 要
自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。
(省略)	

第3章 職員の配備・参集

第2節 職員の参集

* 保健師は災害対策本部（１～３号配備）の配備指令に基づき、健康対策部保健班保健チームに全員が集約され、震災時避難所巡回訪問を中心とした健康支援活動を特命任務として行うことになっている。

第4章 情報の収集と伝達

第2節 災害対策本部での情報の収集

2 災害対策本部で収集する情報と優先度

↑ 高 優先度 低 ↓	発災後 3 時間	発災後 12 時間	発災後 24 時間
	○火災の発生状況 ○施設内の市民の負傷状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況	○火災の発生状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○他機関への要請状況 ○国・県の対応状況 ○通信手段の状況	○火災の発生状況 ○ライフラインの応急復旧見込み ○他都市の被害状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○地域医療救護所等の状況 ○燃料の不足状況 ○他機関への要請状況 ○交通網の状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況
	○市施設の被害状況	○市施設の被害状況 ○医療機関の被害状況 ○避難所の状況 ○帰宅困難者の滞留状況	○死者・行方不明者数 ○交通機関の復旧見込み ○避難所の状況 ○各対策部の人員の過不足 ○帰宅困難者の滞留状況
	○死者・行方不明者数 常 時、テ レ ビ 報 道 か ら の 情 報 収 集		○職員の負傷状況

新

旧

	発災後 48 時間	発災後 72 時間
高 ↑ 優先度 ↓ 低	○ごみ処理施設等主要施設の応急復旧見込み ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○協定事業者の協力の可否	○物資の過不足状況 ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○在宅避難者等の状況 ○協定事業者の協力の可否
	○物資の過不足状況 ○他都市の被害状況 ○医療機関・地域医療救護所の状況 ○通信手段の状況	○仮設住宅の必要量見込み ○通信手段の状況
	常時、テレビやSNS、災害監視カメラなどあらゆる媒体を活用して情報収集を行う	

	発災後 48 時間	発災後 72 時間
高 ↑ 優先度 ↓ 低	○ごみ処理施設等主要施設の応急復旧見込み ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○協定事業者の協力の可否	○物資の過不足状況 ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○在宅避難者等の状況 ○協定事業者の協力の可否
	○物資の過不足状況 ○他都市の被害状況 ○医療機関・地域医療救護所の状況 ○通信手段の状況	○仮設住宅の必要量見込み ○通信手段の状況
	常 時、テ レ ビ 報 道 か ら の 情 報 収 集	

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

検証 35

この図は、新しい情報の受伝達体制の検証35を示しています。外部機関（県警察本部、消防庁、気象庁など）からの情報は、神奈川県や市災害対策本部を通じて、市民・自主防災組織・事業者等に伝達されます。特に、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、電子メール、電話、ファクス、広報車等が活用されています。

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

この図は、旧来の情報の受伝達体制を示しています。外部機関からの情報は、神奈川県や市災害対策本部を通じて、市民・自主防災組織・事業者等に伝達されます。

新	旧																																																	
第4節 災害情報の収集及び報告等 2 神奈川県及び消防庁への報告 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>県への被害報告</td><td>○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。</td></tr></table> 第5節 市民への情報伝達 2 災害広報の実施 (1) 災害広報の適正と手段 ①音声による広報 検証 109・110 <table><tr><th>手段</th><th>適するもの</th></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合</td></tr><tr><td>広報車</td><td>○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等</td></tr><tr><td>F M放送</td><td>○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報</td></tr></table> ②文字による広報 <table><tr><th>手段</th><th>適するもの</th></tr><tr><td>ホームページ</td><td>○情報発信全般</td></tr><tr><td>防災情報メール</td><td>○文字による情報発信全般</td></tr><tr><td>S N S</td><td>○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候</td></tr><tr><td>テレビのデータ放送</td><td>○文字による情報発信全般</td></tr></table>	項目	概要	県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。	手段	適するもの	防災行政無線	○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合	広報車	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等	F M放送	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報	手段	適するもの	ホームページ	○情報発信全般	防災情報メール	○文字による情報発信全般	S N S	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候	テレビのデータ放送	○文字による情報発信全般	第4節 災害情報の収集及び報告等 2 神奈川県及び消防庁への報告 <table><tr><th>項目</th><th>概要</th></tr><tr><td>県への被害報告</td><td>○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網 F A X等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。</td></tr></table> 第5節 市民への情報伝達 2 災害広報の実施 (1) 災害広報の適正と手段 ①音声による広報 <table><tr><th>手段</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="3">防災行政無線</td><td>適するもの ○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合</td></tr><tr><td>長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能</td></tr><tr><td>短所 ○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き</td></tr><tr><td rowspan="3">広報車</td><td>適するもの ○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等</td></tr><tr><td>長所 ○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能</td></tr><tr><td>短所 ○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要</td></tr><tr><td rowspan="3">F M放送</td><td>適するもの ○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報</td></tr><tr><td>長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能</td></tr><tr><td>短所 ○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり</td></tr></table> ②文字による広報 <table><tr><th>手段</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="3">ホームページ</td><td>適するもの ○情報発信全般</td></tr><tr><td>長所 ○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能</td></tr><tr><td>短所 ○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要</td></tr><tr><td rowspan="2">消防防災情報</td><td>適するもの ○文字による情報発信全般</td></tr><tr><td>長所 ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない</td></tr></table>	項目	概要	県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網 F A X 等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。	手段	概要	防災行政無線	適するもの ○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合	長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能	短所 ○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き	広報車	適するもの ○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等	長所 ○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能	短所 ○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要	F M放送	適するもの ○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報	長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能	短所 ○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり	手段	概要	ホームページ	適するもの ○情報発信全般	長所 ○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能	短所 ○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要	消防防災情報	適するもの ○文字による情報発信全般	長所 ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない
項目	概要																																																	
県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。																																																	
手段	適するもの																																																	
防災行政無線	○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合																																																	
広報車	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等																																																	
F M放送	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報																																																	
手段	適するもの																																																	
ホームページ	○情報発信全般																																																	
防災情報メール	○文字による情報発信全般																																																	
S N S	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候																																																	
テレビのデータ放送	○文字による情報発信全般																																																	
項目	概要																																																	
県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網 F A X 等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。																																																	
手段	概要																																																	
防災行政無線	適するもの ○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合																																																	
	長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能																																																	
	短所 ○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き																																																	
広報車	適するもの ○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等																																																	
	長所 ○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能																																																	
	短所 ○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要																																																	
F M放送	適するもの ○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報																																																	
	長所 ○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能																																																	
	短所 ○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり																																																	
手段	概要																																																	
ホームページ	適するもの ○情報発信全般																																																	
	長所 ○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能																																																	
	短所 ○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要																																																	
消防防災情報	適するもの ○文字による情報発信全般																																																	
	長所 ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない																																																	

新			旧																																	
貼り紙	○比較的長時間状況が変化しないもの			短所	○事前登録が必要 ○輻輳により遅延する可能性あり ○基地局の状況によっては、利用不可の可能性があり ○停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり																															
ちらし	○給水情報やごみ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの			ツイッター	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候																														
記者会見	○全国への救援物資の要請				長所	○拡散性に優れている ○即時性がある ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○市外の方にも伝達可能																														
ピクトグラム	○避難所などの事前周知				短所	○うわさやデマが広がる危険性がある																														
	LINE	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候																																	
		長所	○プッシュ通知のため、受け手側は能動的な受信が不要 ○即時性がある																																	
		短所	○事前登録（アプリのインストール、友達追加）が必要である																																	
	<table><tr><th>手段</th><th colspan="2">概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">テレビの放送</td><td>適するもの</td><td>○文字による情報発信全般</td></tr><tr><td>長所</td><td>○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない</td></tr><tr><td>短所</td><td>○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり</td></tr><tr><td rowspan="3">貼り紙</td><td>適するもの</td><td>○比較的長時間状況が変化しないもの</td></tr><tr><td>長所</td><td>○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能</td></tr><tr><td>短所</td><td>○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要</td></tr><tr><td rowspan="3">ちらし</td><td>適するもの</td><td>○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの</td></tr><tr><td>長所</td><td>○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能</td></tr><tr><td>短所</td><td>○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する</td></tr><tr><td rowspan="3">記者会見</td><td>適するもの</td><td>○全国への救援物資の要請</td></tr><tr><td>長所</td><td>○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能</td></tr><tr><td>短所</td><td>○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による</td></tr></table>					手段	概 要		テレビの放送	適するもの	○文字による情報発信全般	長所	○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない	短所	○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり	貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要	ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する	記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による
	手段	概 要																																		
テレビの放送	適するもの	○文字による情報発信全般																																		
	長所	○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない																																		
	短所	○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり																																		
貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの																																		
	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能																																		
	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要																																		
ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの																																		
	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能																																		
	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する																																		
記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請																																		
	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能																																		
	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による																																		

新	旧																												
提言 19 検証 111 (2) 生活関連広報の実施時期 <table><tr><th>時 期</th><th>概 要</th></tr><tr><td>災害発生後 3 日～1 週間</td><td>○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報 ○ボランティアに関する情報</td></tr><tr><td>災害発生後 2～3 週間</td><td>○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。</td></tr></table> 第 6 節 報道機関への情報提供 2 災害報道の手段とその内容 (1) 情報提供の方法等 確認 12 <table><tr><th>種 別</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>プレスセンターの 設置</td><td>総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブまたは消防局庁舎 4 階の災害対策本部室に災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。なお津波災害発生時は代替え施設を利用する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	時 期	概 要	災害発生後 3 日～1 週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報 ○ボランティアに関する情報	災害発生後 2～3 週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。	種 別	概 要	(省略)		プレスセンターの 設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブまたは消防局庁舎 4 階の災害対策本部室に災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。なお津波災害発生時は代替え施設を利用する。	(省略)		(2) 生活関連広報の実施時期 <table><tr><th>時 期</th><th>概 要</th></tr><tr><td>災害発生後 3 日～1 週間</td><td>○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報</td></tr><tr><td>災害発生後 2～3 週間</td><td>○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。</td></tr></table> 第 6 節 報道機関への情報提供 2 災害報道の手段とその内容 (1) 情報提供の方法等 <table><tr><th>種 別</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>プレスセンターの 設置</td><td>総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	時 期	概 要	災害発生後 3 日～1 週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報	災害発生後 2～3 週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。	種 別	概 要	(省略)		プレスセンターの 設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。	(省略)	
時 期	概 要																												
災害発生後 3 日～1 週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報 ○ボランティアに関する情報																												
災害発生後 2～3 週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。																												
種 別	概 要																												
(省略)																													
プレスセンターの 設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブまたは消防局庁舎 4 階の災害対策本部室に災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。なお津波災害発生時は代替え施設を利用する。																												
(省略)																													
時 期	概 要																												
災害発生後 3 日～1 週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報																												
災害発生後 2～3 週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。																												
種 別	概 要																												
(省略)																													
プレスセンターの 設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。																												
(省略)																													

新	旧																																
第5章 避難対策 第3節 震災時避難所の開設・運営 1 震災時避難所の開設 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。</td></tr></table> ※勤務時間内、勤務時間外に限らず発災後に避難者がいる場合は速やかに避難者の受け入れに必要な措置を実施する。 5 避難所の運営管理 提言 20 検証 119 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>衛生管理</td><td>各関係対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。</td></tr><tr><td>感染症対策</td><td>運営委員会は「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。</td></tr><tr><td>プライバシー、LGBTQ+や要配慮者への配慮</td><td>○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を本人の許可なく、他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮するとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。</td></tr></table>	区 分	概 要	勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。	勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。	項 目	概 要	(省略)		衛生管理	各関係対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。	感染症対策	運営委員会は「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。	プライバシー、LGBTQ+や要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を本人の許可なく、他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮するとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。	第5章 避難対策 第3節 震災時避難所の開設・運営 1 震災時避難所の開設 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。</td></tr></table> 5 避難所の運営管理 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>衛生管理</td><td>健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。</td></tr><tr><td>感染症対策</td><td>運営委員会は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。</td></tr><tr><td>プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮</td><td>○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。</td></tr></table>	区 分	概 要	勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。	勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。	項 目	概 要	(省略)		衛生管理	健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。	感染症対策	運営委員会は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。	プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。
区 分	概 要																																
勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。																																
勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。																																
項 目	概 要																																
(省略)																																	
衛生管理	各関係対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。																																
感染症対策	運営委員会は「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。																																
プライバシー、LGBTQ+や要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を本人の許可なく、他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮するとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。																																
区 分	概 要																																
勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。																																
勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入に必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入に必要な措置を実施する。																																
項 目	概 要																																
(省略)																																	
衛生管理	健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。																																
感染症対策	運営委員会は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。																																
プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。																																

新			旧		
		○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。			○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。
	(省略)			(省略)	
	防犯対策	○総合対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は、 避難所全体に性暴力やDVなどの「犯罪を許さない、犯罪を発生させない」という気運を醸成すべく、積極的に啓発及び注意喚起を行う。		防犯対策	○総合対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は 性暴力やDVの発生について注意喚起し、女性や児童の安全に配慮するよう努める。
第5節 要配慮者の避難対策			第5節 要配慮者の避難対策		
1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針			1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針		
高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。			高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。		
提言 22 検証 129					
また、震災時避難所に避難する要配慮者の生活機能の低下等の防止を図るための福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を、必要に応じて、総合対策部から県に対して行う					
4 福祉避難所			4 福祉避難所		
(3) 三次福祉避難所の開設と運営等			(3) 三次福祉避難所の開設と運営等		
項 目		概 要	項 目		概 要
		(省略)			(省略)
利用者選定方法		○一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 ○医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害拠点病院へ搬送する。	利用者選定方法		○一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 ○医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害 医療 拠点病院へ搬送する。
5 外国人の安全確保			5 外国人の安全確保		
検証 126					
区 分		概 要	区 分		概 要
通訳・翻訳スタッフの確保		市長室対策部 は、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。	通訳・翻訳スタッフの確保		総合対策部 は、 災害多言語支援センターを設置し 、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供		総合対策部は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。 避難所ではコミュニケーションボードや翻訳アプリなどを利用し意思疎通を図る。	情報提供		総合対策部は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、 災害多言語支援センターにおいて 、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。

新	旧																				
第6章 消防・救急対策 第3節 救助活動 2 救助事象の把握 提言 21 確認 29 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>覚知方法</td><td>119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第7章 医療救護対策 第2節 医療救護体制 提言 11 検証 67・131 1 削除 1 医療救護活動の実施 2 地域医療救護所の運営 3 医療機関の役割 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>医療機関の活動</td><td>(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認</td></tr></table> 第8章 保健衛生・防疫対策 第2節 効果的な保健衛生活動の実施 各対策部 配属の保健師 ※災害発生当日は 各対策部で負傷者 対応等に従事 参集(※) 健康対策部 派遣要請 他都市からの 応援保健師 派遣 健康福祉センター 巡回 震災時避難所 (一次福祉避難所) 巡回 二次福祉避難所	項 目	概 要	覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。	(省略)		項 目	概 要	医療機関の活動	(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認	第6章 消防・救急対策 第3節 救助活動 2 救助事象の把握 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>覚知方法</td><td>119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第7章 医療救護対策 第2節 医療救護体制 1 応急救護の実施 消防対策部は、災害発生当初の交通・通信網の遮断を想定し、効率的な救急処置を実施するため、救急隊が配置されている消防署及び出張所に一時的な応急救護所を設置し、簡易的な応急手当を行うとともに、医療施設に関する情報を提供し自主防災組織等による救護活動を支援する。 2 医療救護活動の実施 3 地域医療救護所の運営 4 医療機関の役割 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>医療機関の活動</td><td>(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認</td></tr></table> 第8章 保健衛生・防疫対策 第2節 効果的な保健衛生活動の実施 各対策部 配属の保健師 ※災害発生当日は 各対策部で負傷者 対応等に従事 参集(※) 健康対策部 派遣要請 他都市からの 応援保健師 派遣 健康福祉センター 派遣 震災時避難所 (一次福祉避難所) 派遣 二次福祉避難所	項 目	概 要	覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。	(省略)		項 目	概 要	医療機関の活動	(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認
項 目	概 要																				
覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。																				
(省略)																					
項 目	概 要																				
医療機関の活動	(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認																				
項 目	概 要																				
覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。																				
(省略)																					
項 目	概 要																				
医療機関の活動	(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認																				

新	旧																								
第3節 生活衛生の管理 3 入浴施設の確保 各関係対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。 第4節 防疫対策 3 感染症患者入院施設 震災時における感染症患者入院施設は、次の施設とする。 第10章 飲料水等の供給 第2節 応急給水等の実施 3 応急給水方法 検証 35 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td></td><td>(省略)</td></tr><tr><td>広報活動</td><td>(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)</td></tr></table> 4 災害救助法が適用された際の対応 災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬 第3節 遺体の取扱い 2 遺体の身元確認及び引き渡し 確認 44 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td></td><td>(省略)</td></tr><tr><td>行旅死亡人としての処理</td><td>福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。</td></tr></table>	項 目	概 要		(省略)	広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)	項 目	概 要		(省略)	行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。	第3節 生活衛生の管理 3 入浴施設の確保 健康対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。 第4節 防疫対策 3 感染症患者収容施設 震災時における感染症患者収容施設は、次の施設とする。 第10章 飲料水等の供給 第2節 応急給水等の実施 3 応急給水方法 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td></td><td>(省略)</td></tr><tr><td>広報活動</td><td>(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)</td></tr></table> 災害救助法が適用された際の対応 災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬 第3節 遺体の取扱い 2 遺体の身元確認及び引き渡し <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td></td><td>(省略)</td></tr><tr><td>行旅死亡人としての処理</td><td>福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。</td></tr></table>	項 目	概 要		(省略)	広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)	項 目	概 要		(省略)	行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。
項 目	概 要																								
	(省略)																								
広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)																								
項 目	概 要																								
	(省略)																								
行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。																								
項 目	概 要																								
	(省略)																								
広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)																								
項 目	概 要																								
	(省略)																								
行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。																								

新	旧																																																								
第 4 節 遺体の火葬・埋葬 1 火葬・埋葬の実施 確認 45 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>仮埋葬の実施</td><td>福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮埋葬を実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第 12 章 緊急輸送・交通規制対策 第 2 節 緊急輸送の実施準備 4 緊急輸送道路等の応急復旧 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>ふ頭周辺海域の障害物除去</td><td>港湾対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 (省略)</td></tr></table> 第 3 節 緊急輸送の実施 1 市保有車両の確保 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>使用車両の管理</td><td>総務対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理する。</td></tr><tr><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>車両の使用</td><td>○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総務対策部に報告する。 (省略)</td></tr></table> 2 各機関への要請 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>各機関への要請</td><td>関係対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		仮埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮埋葬を実施する。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		ふ頭周辺海域の障害物除去	港湾対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 (省略)	項 目	概 要	使用車両の管理	総務対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理する。		(削除)	(省略)		車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総務対策部に報告する。 (省略)	項 目	概 要	各機関への要請	関係対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)	第 4 節 遺体の火葬・埋葬 1 火葬・埋葬の実施 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>埋葬の実施</td><td>福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第 12 章 緊急輸送・交通規制対策 第 2 節 緊急輸送の実施準備 4 緊急輸送道路等の応急復旧 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>ふ頭周辺海域の障害物除去</td><td>建設対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が (省略)</td></tr></table> 第 3 節 緊急輸送の実施 1 市保有車両の確保 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>使用車両の管理</td><td>総合対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理下におく。</td></tr><tr><td>集結場所</td><td>輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を総合対策部から受けるため、市庁舎付近に待機する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>車両の使用</td><td>○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総合対策部に報告する。 (省略)</td></tr></table> 2 各機関への要請 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>各機関への要請</td><td>総合対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		ふ頭周辺海域の障害物除去	建設対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が (省略)	項 目	概 要	使用車両の管理	総合対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理下におく。	集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を総合対策部から受けるため、市庁舎付近に待機する。	(省略)		車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総合対策部に報告する。 (省略)	項 目	概 要	各機関への要請	総合対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)
項 目	概 要																																																								
(省略)																																																									
仮埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮埋葬を実施する。																																																								
(省略)																																																									
項 目	概 要																																																								
(省略)																																																									
ふ頭周辺海域の障害物除去	港湾対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 (省略)																																																								
項 目	概 要																																																								
使用車両の管理	総務対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理する。																																																								
	(削除)																																																								
(省略)																																																									
車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総務対策部に報告する。 (省略)																																																								
項 目	概 要																																																								
各機関への要請	関係対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)																																																								
項 目	概 要																																																								
(省略)																																																									
埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。																																																								
(省略)																																																									
項 目	概 要																																																								
(省略)																																																									
ふ頭周辺海域の障害物除去	建設対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が (省略)																																																								
項 目	概 要																																																								
使用車両の管理	総合対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理下におく。																																																								
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を総合対策部から受けるため、市庁舎付近に待機する。																																																								
(省略)																																																									
車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総合対策部に報告する。 (省略)																																																								
項 目	概 要																																																								
各機関への要請	総合対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)																																																								

新	旧																																																												
第 13 章 障害物の除去 第 2 節 がれき等障害物除去の実施 3 公共用地における障害物除去 (1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>港湾の障害物の除去</td><td>港湾対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第 14 章 災害廃棄物等の処理 第 2 節 災害廃棄物等の処理 1 災害廃棄物（がれき）の処理 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>仮置場の確保</td><td>○本市が管理する空地で不足した場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地等について一時借上げの措置を実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 2 生活系廃棄物（ごみ等）の処理 災害時における生活系廃棄物（ごみ等）の処理は、次のとおり実施する。 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>中間処理・最終処分</td><td>収集した生活系廃棄物（ごみ）は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の生活系廃棄物（ごみ）については最終処分とする。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 生活系廃棄物（し尿）の処理 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>携帯トイレの配布</td><td>総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、生活系廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		港湾の障害物の除去	港湾対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足した場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地等について一時借上げの措置を実施する。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		中間処理・最終処分	収集した生活系廃棄物（ごみ）は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の生活系廃棄物（ごみ）については最終処分とする。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、生活系廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。	第 13 章 障害物の除去 第 2 節 がれき等障害物除去の実施 3 公共用地における障害物除去 (1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>港湾の障害物の除去</td><td>建設対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第 14 章 災害廃棄物等の処理 第 2 節 災害廃棄物等の処理 1 災害廃棄物（がれき）の処理 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>仮置場の確保</td><td>○本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理 災害時における一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理は、次のとおり実施する。 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>中間処理・最終処分</td><td>収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については最終処分とする。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 一般廃棄物（し尿に限る）の処理 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>携帯トイレの配布</td><td>総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		港湾の障害物の除去	建設対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		中間処理・最終処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については最終処分とする。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
港湾の障害物の除去	港湾対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足した場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地等について一時借上げの措置を実施する。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
中間処理・最終処分	収集した生活系廃棄物（ごみ）は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の生活系廃棄物（ごみ）については最終処分とする。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、生活系廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。																																																												
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
港湾の障害物の除去	建設対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
中間処理・最終処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については最終処分とする。																																																												
(省略)																																																													
項 目	概 要																																																												
(省略)																																																													
携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。																																																												

新

(省略)

第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

2 排出の自粛要請

環境対策部は、生活系廃棄物（ごみ）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、燃せるごみ、生ごみ（携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品など）以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

第17章 公共施設対策

第1節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時には、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第18章 ライフライン施設対策

第1節 上水道施設の応急対策

確認 55

2 応急復旧

設等	概 要
(省略)	
給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。

第4節 ガス施設の応急対策

地震によりガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

提言 23 検証 136

2 （公社）神奈川県 LP ガス協会横須賀・三浦支部の応急対策

項 目	概 要
非常体制	協会地震災害対策規程に基づき、現地対策本部を設置し、災害対策要員を確保する。
情報収集	現地対策本部長の指示のもと、地区長、ブロック長が連携し、各地域の被災状況の確認を行う。現地対策本部長は情報を集約し、協会災害対策本部との情報共有を図り、応援要請や行政機関等からの要請に対応する。
復旧資機材の確保	協会地震災害対策規程に基づき、資機材を確保する
安全対策	LP ガスによる二次災害防止のため、緊急措置（初期点検）を行い、状況によってはLP ガス容器のバルブの閉止や移動を行う。

旧

(省略)

第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

2 排出の自粛要請

環境対策部は、一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

第17章 公共施設対策

第1節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

市の公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時には、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第18章 ライフライン施設対策

第1節 上水道施設の応急対策

2 応急復旧

施設等	概 要
(省略)	
給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 ○仮復旧は、1戸につき1給水栓を確保するように進める。

第4節 都市ガス施設の応急対策

地震により都市ガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

2 新設

新

避難所等へのLP ガスの供給

LP ガス充てん所は避難所（都市ガス施設含む）等への応急的なガス供給（以下、応急供給という）のための LP ガスを確保する。充てん所からの応急供給が困難な場合、現地対策本部長は地区長等と連携し軒下在庫からの供給を検討、実施する。

復旧対策

各施設でガスを使用できるように（仮説を含む）することを目的に復旧作業を行う。支部内で災害対策要員、資機材が確保できない場合は、協会災害対策本部と連携し、適宜、応援要請を行う。

広報活動

現地対策本部長及び災害対策要員は、二次災害防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力する。

3 本市の措置

第 20 章 応援及び派遣の要請

第 2 節 応援要請の概要

確認 59

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概 要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

（2）活動拠点等の提供

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、**港湾対策部**において使用する岸壁を調整した上、「第 2 部第 8 章第 1 節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

旧

2 本市の措置

第 20 章 応援及び派遣の要請

第 2 節 応援要請の概要

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概 要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事 もしくは 部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

（2）活動拠点等の提供

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、**建設対策部**において使用する岸壁を調整した上、「第 2 部第 8 章第 1 節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

新	旧								
第 22 章 災害ボランティアの活動支援 第 2 節 ボランティアの活動支援 ＜ボランティア派遣の概要図＞ 5 避難所ボランティアの活用 避難所ボランティアについては事前登録制とし、専門知識、経験等を活かした避難所等の運営支援を行う。 第 24 章 被災者の生活支援 第 5 節 住宅の確保 4 住宅対策に関する広報等 都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や地域支援対策部、地区対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。 第 26 章 津波対策 第 2 節 津波警報等の収集・伝達 1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の収集 第 3 節 津波発生時の対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	概 要	(省略)		第 22 章 災害ボランティアの活動支援 第 2 節 ボランティアの活動支援 ＜ボランティア派遣の概要図＞ 5 新設 第 24 章 被災者の生活支援 第 5 節 住宅の確保 4 住宅対策に関する広報等 都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や総合対策部、市民対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。 第 26 章 津波対策 第 2 節 津波警報等の収集・伝達 1 津波情報の収集 第 3 節 津波発生時の対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	概 要	(省略)	
項 目	概 要								
(省略)									
項 目	概 要								
(省略)									

新		旧	
避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が 発表 された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。	避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が 発令 された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。
(省略)		(省略)	

新

第4部 復旧・復興計画

第1章 震災復旧・復興事業の推進

第3節 震災復旧の推進

検証 140

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸・**港湾等**の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

第4節 震災復興の推進

1 災害復興の流れ

提言 24・25 検証 141・142

項 目	時 期	概 要
復興体制の確立	発災から 2 週間程度	1 震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する震災復興推進会議の設置 2 復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、答申を行う諮問機関の設置 3 各復興事業調整のための分野別調整会議の設置 4 震災復興推進体制の構築（他機関への応援要請等） 5 復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
復興基本指針の策定	発災後 2 週間から 6 か月程度	1 震災復興基本方針（案）の策定、周知 2 震災復興座談会（地域代表及び関係団体等）の実施 3 震災復興に関する市民アンケートの実施 4 震災復興基本計画の策定着手 5 復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の調整 6 建築基準法に基づく建築制限の実施 7 条例制定に関する検討開始
復興基本計画の策定		1 震災復興基本計画（案）の策定及び意見聴取 2 パブリックコメントの実施 3 震災復興基本計画の決定及び公表、周知
分野別復興計画等の策定及び事業推進		1 分野別復興計画（案）の策定 2 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成 3 分野別復興計画の決定

2 震災復興推進体制の整備

（3）分野別調整会議の開催

関係対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

旧

第4部 復旧・復興計画

第1章 震災復旧・復興事業の推進

第3節 震災復旧の推進

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸等の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

第4節 震災復興の推進

1 災害復興の流れ

項 目	概 要
復興体制の確立	1 震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する震災復興推進会議の設置 2 復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、答申を行う諮問機関の設置 3 各復興事業調整のための分野別調整会議の設置 4 震災復興推進体制の構築（他機関への応援要請等） 5 復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
復興基本指針の策定	1 震災復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 震災復興基本計画の策定着手 3 復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
復興基本計画の策定	1 震災復興基本計画（案）の策定及び意見聴取 2 震災復興基本計画の決定及び公表、周知
分野別復興計画等の策定及び事業推進	1 分野別復興計画（案）の策定及び意見聴取 2 分野別復興計画の決定 3 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成

2 震災復興推進体制の整備

（3）分野別調整会議の開催

総合対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

新	旧
第5節 復旧・復興推進のための調査 経営企画対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。 第2章 復興基本指針等の策定 第2節 復興基本計画の策定 3 震災復興基本計画の公表 提言 26 検証 145・146 震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、広報紙、インターネット、SNS、マスメディア等により復興施策を具体的に公表する。 第3章 復旧・復興財源の確保 第2節 財源確保対策 3 公共施設の被災にかかる財政援助 公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表のとおり設けられている。 4 その他災害復旧事業に必要な融資等のあっ旋 確認 89 (1) 農水産業災害資金 経済対策部は、被災した農水産業者又はその組織団体に対し、農水産業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、地域の金融機関及び日本政策金融公庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 (2) 中小企業復興資金 経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、地域の金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 第4章 市街地復興対策計画 第1節 都市復興方針の策定 2 都市復興方針の周知 提言 26 検証 145・146 都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、SNS、マスメディア等により周知する。 第5章 生活再建支援対策計画 第1節 住宅対策 5 家屋等の解体の実施	第5節 復旧・復興推進のための調査 総合対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。 第2章 復興基本指針等の策定 第2節 復興基本計画の策定 3 震災復興基本計画の公表 震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。 第3章 復旧・復興財源の確保 第2節 財源確保対策 3 公共施設の被災にかかる財政援助 公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表のとおり設けられている。 4 その他災害復旧事業に必要な融資等のあっ旋 (1) 農林漁業災害資金 経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、農林漁業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融通する。 (2) 中小企業復興資金 経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 第4章 市街地復興対策計画 第1節 都市復興方針の策定 2 都市復興方針の周知 都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、マスメディア等により周知する。 第5章 生活再建支援対策計画 第1節 住宅対策 5 家屋等の解体の実施

新	旧																																
地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、環境対策部は次により実施する。 ＜家屋等の解体撤去の実施の流れ＞ <pre>graph TD; A[被災家屋等の危険性の判定 り(被)災証明書] --> B[公費解体 申請窓口の設置]; A --> C[申請方法の広報]; A --> D[公費解体 事業の発注]; B --> E[申請受付]; C --> E; D --> F[公費解体を行う 事業者の決定]; E --> F; F --> G[公費解体の 対象建物の整理]; G --> H[公費解体の優先順位の検討]; H --> I[公費解体を行う事業者へ の連絡・指示]; I --> J[被災家屋等の所有者の 立会（最終確認）]; J --> K[解体の実施]; K --> L[公費解体後の状況確認];</pre> 第2節 被災者の経済的再建支援 4 義援金等の受付・配分 （1）義援金、義援物資の受付 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>義援金、義援物資の募集</td><td>関係対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">（省略）</td></tr><tr><td>義援金等募集の広報</td><td>○関係対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。</td></tr><tr><td>物資の需給状況の把握</td><td>関係対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。</td></tr></table> （2）義援金、義援物資の配分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>義援金の配分</td><td>関係対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。</td></tr><tr><td>義援物資の配分</td><td>関係対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。</td></tr></table> 7 社会保険関連の支援 福祉こども対策部及び健康対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措	区 分	概 要	義援金、義援物資の募集	関係対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。	（省略）		義援金等募集の広報	○ 関係対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。	物資の需給状況の把握	関係対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。	区 分	概 要	義援金の配分	関係対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。	義援物資の配分	関係対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。	地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、資源循環対策部は次により実施する。 ＜家屋等の解体撤去の実施の流れ＞ <pre>graph TD; A[住民への広報及び解体撤去の申請受付] --> B[現地確認調査]; B --> C[処理優先順位の評価]; C --> D[申請者との解体撤去日程等の調整]; D --> E[解体事業者への発注]; E --> F[解体撤去作業の実施]; F --> G[運搬・処理];</pre> 第2節 被災者の経済的再建支援 4 義援金等の受付・配分 （1）義援金、義援物資の受付 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>義援金、義援物資の募集</td><td>総合対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">（省略）</td></tr><tr><td>義援金等募集の広報</td><td>○総合対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。</td></tr><tr><td>物資の需給状況の把握</td><td>総合対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。</td></tr></table> （2）義援金、義援物資の配分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>義援金の配分</td><td>総合対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。</td></tr><tr><td>義援物資の配分</td><td>総合対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。</td></tr></table> 7 社会保険関連の支援 福祉こども対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。	区 分	概 要	義援金、義援物資の募集	総合対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。	（省略）		義援金等募集の広報	○ 総合対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。	物資の需給状況の把握	総合対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。	区 分	概 要	義援金の配分	総合対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。	義援物資の配分	総合対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。
区 分	概 要																																
義援金、義援物資の募集	関係対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。																																
（省略）																																	
義援金等募集の広報	○ 関係対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。																																
物資の需給状況の把握	関係対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。																																
区 分	概 要																																
義援金の配分	関係対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。																																
義援物資の配分	関係対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。																																
区 分	概 要																																
義援金、義援物資の募集	総合対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。																																
（省略）																																	
義援金等募集の広報	○ 総合対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。																																
物資の需給状況の把握	総合対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。																																
区 分	概 要																																
義援金の配分	総合対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。																																
義援物資の配分	総合対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救済物資と同等に分配する。																																

新	旧
置を実施する。 8 災害関連死審査会の設置 福祉こども対策部は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金、また、市独自の災害見舞金の支給申請等に関し、災害関連により死亡した方への家族等の支援を円滑に行うため、災害関連死審査会を設置する。 第5節 要配慮者対策 2 外国人被災者への支援 市長室対策部は、外国人等のために多言語やわかりやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて横須賀国際交流協会の通訳翻訳ボランティアの協力を得て、相談や支援を実施する。 第7節 文化・社会教育施設等の復興 2 博物館・美術館の収蔵品の管理 確認 110 関係部局は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。 第8節 復興広報及び被災者支援窓口 1 復興関連情報の提供 確認 85 総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙、インターネット、SNS、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。 第6章 地域経済復興支援対策計画 第4節 農水産業者に対する支援 1 融資制度等の活用 (1) 事業者への融資 経済対策部は、地域の金融機関、日本政策金融公庫が行う融資制度の周知及びあつ旋の実施や必要に応じて新たな融資制度の検討などを行う。 (2) 補助制度等 経済対策部は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施するほか、既存の補助制度の周知及び必要に応じて新たな補助制度の検討などを行う。 提言 27 確認 74 → 資料編に用語集を作成します	8 新設 第5節 要配慮者対策 2 外国人被災者への支援 総合対策部は、外国人のために多言語化や理解しやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて事前に国際交流協会等に登録されている通訳協力者等や外国語ボランティア等の協力を得て、相談や支援を実施する。 第7節 文化・社会教育施設等の復興 2 博物館・美術館の収蔵品の管理 教育対策部は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。 第8節 復興広報及び被災者支援窓口 1 復興関連情報の提供 総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙やチラシ、ホームページ、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。 第6章 地域経済復興支援対策計画 第4節 農林水産業者に対する支援 1 融資制度等の活用 (1) 事業者への融資 経済対策部及び建設対策部は、市の利子補給制度や金融機関の融資制度など、既存の融資制度を周知することや、必要に応じて新たな融資制度を検討するなど、被災した農林水産業者の復興を財政面で支援する。 (2) 農林漁業災害資金 経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

新	旧
第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された 場合における災害応急対策に係る措置 第 4 節 災害応急対策をとるべき期間等 提言 28 確認 114 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から 1 週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、市民等に対して後発地震に対して次のとおり注意を喚起する措置をとる。 1 すぐに逃げ出せる態勢での就寝 2 非常持出品の常時携帯 3 携帯電話やラジオ等の緊急情報の取得体制の確保 4 倒れやすいブロック塀など想定されるリスクから身の安全の確保 5 水や食料など日頃からの備えの再確認 6 崩れやすくなっている土砂災害等の注意	第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された 場合における災害応急対策に係る措置 第 4 節 災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から 1 週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとる。

				12/6時点	2/28時点	6/10時点
カテゴリ	提言上の 項目番号	検証・確認 項目番号	内 容	回答課	検討内容と進捗について	検討内容と進捗について
震災時避難所 について	1	検50 ～52	震災時避難所となる体育館のトイレ、もしくは体育館を有する学校の校舎のトイレについて、要支援者が使用することを想定し、洋式化だけでなくユニバーサルトイレの整備を進められたい。	学校管理課	体育館付属トイレの整備に限定せず、避難所開設時に要支援者・要介護者の方の利用を可能とするトイレ（校舎内1階等）の設置が必要ではないかと考えており、今後のトイレ改修の際に整備を進めていく予定です。	体育館付属トイレの整備に限定せず、避難所開設時に要支援者・要介護者の方の利用を可能とするトイレ（校舎内1階等）の設置が必要ではないかと考えており、今後のトイレ全面改修に併せて整備を進めていきます。 （危機管理課）車いす利用者も安心して使用できる介護用組み立てトイレ、トイレ用の照明などを新たに整備し備蓄します。
	2	検53	震災時避難所となる体育館について、空調設備の計画的な導入を検討されたい。		空調設備を設置する際は、通常、天井や壁面などに設置することになりますが、本市の小・中学校の体育館は構造上、荷重がかかりすぎるため、空調設備を天井や壁面に設置する事は難しく、また、床に設置した場合にはスペース的に体育競技を行う際の支障になるため、既存の小・中学校の体育館に空調設備を設置するには解決すべき課題が多いのが現状です。 また、断熱性がないため、設置したとしても効果が得にくいとの課題もあります。 断熱補強の施工についても試算の結果、多額の費用を要することから、将来、体育館の建替えを行う際に、冷暖房設備の設置を行うものとしておりました。 しかしながら、昨今の猛暑の中、こども達の安全確保の観点から何か対策ができないか模索したところ、近隣自治体に建築後数十年経過した体育館に、断熱工事を実施せずに空調設備を設置した事例があったことから、現地視察を行いました。 現在、視察結果等を基に、本市での導入について調査研究しているところです。	令和7年度は、「体育館空調設備整備計画」を業務委託により策定する予定です。 整備計画策定後は、国の補助金なども活用しながら、できるだけ早くエアコンを設置していけるように取り組んでまいります。
	3	検8、検134 検135 確17、確35	ペットの同行・同伴避難について、施設ごとの対応等、詳細な検討を進められたい。また、ガイドラインを作成し市民へ周知・啓発を進められたい。	危機管理課	ペットの同伴避難については、10月に横須賀三浦遊技場組合と自家用車専用ペット避難所として利用していただける協定を締結しました。震災時避難所においての同伴避難についてはアレルギーの問題などがあり利用できる場所についての理解やスペースについての確保が難しい状況です。そのため今後も民間事業者と協力するなどの方法でペットと避難できる場所の確保に努めていきます。ガイドラインについては他都市の例なども参考にし今年度中に作成をしていきます。	ペットの同伴避難については、10月に横須賀三浦遊技場組合と自家用車専用ペット避難所として利用していただける協定を締結しました。震災時避難所においての同伴避難についてはアレルギーの問題などがあり利用できる場所についての理解やスペースについての確保が難しい状況です。そのため今後も民間事業者と協力するなどの方法でペットと避難できる場所の確保に努めていきます。ガイドライン（案）（別紙1）については動物愛護センターなど関係部局と協議し作成をしました。
	4	検41 検54 検118	震災時避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。	危機管理課	プライバシー確保などへの対応策として各震災時避難所へテント50張を整備します。避難所の環境整備として発災後に防犯カメラや人感センサー付きのライトの提供をしていただくなどの防災協定をエレコム株式会社と締結し避難所の環境整備に取り組んでいます。	プライバシー確保などへの対応策として各震災時避難所へテント50張を整備します。避難所の環境整備として発災後に防犯カメラや人感センサー付きのライトの提供をしていただくなどの防災協定をエレコム株式会社と締結し避難所の環境整備に取り組んでいます。 また、今年度中に神奈川県から備蓄としてテント合計350張が整備されます。教室やテントを活用してジェンダー平等やプライバシー確保をしていきます。

カテゴリ	提言上の 項目番号	検証・確認 項目番号	内 容	回答課		検討内容と進捗について	検討内容と進捗について	検討内容と進捗について
福祉避難所 について	5	検57～62 確25～27	福祉避難所の指定・公示についての検討や、物資等の整備、社会福祉施設等との協力体制の構築、他県との協働に関する検討等について、適切に進め、進捗について定期的に公表されたい。	福祉避難所の指定・公示、物資等の整備、社会福祉施設等との協力体制の構築について	介護保険課 地域福祉課 障害福祉課	福祉避難所の公示についてや、要配慮者の受け入れに関する協力体制の構築については、高齢者施設、障害者施設の各関係団体と定期的に協議の場を持ちながら、令和6年度末を目途に引き続き検討を進めています。 また、物資等の整備については、福祉避難所として必要な備蓄に対する公助のあり方について団体と協議し、次年度の予算化に向けた調整を行っているところです。 他県との協働については、災害派遣福祉チーム（DWA T）は原則として福祉避難所ではなく、専門職が配置されない震災時避難所に派遣される方針であることを確認しました。	福祉避難所の公示についてや、要配慮者の受け入れに関する協力体制の構築については、高齢者施設、障害者施設の各関係団体等と協議の場を持ちながら、令和6年度末を目途に検討を進めています。なお、開設に当たっては福祉避難所の被災状況等を確認のうえ、開設可能となった福祉避難所から開設する予定です。 また、物資等の整備については、三次福祉避難所として要配慮者を受け入れて頂くにあたり、必要な備蓄品等の整備を進める協定施設に対する補助金を、次年度予算として計上しています。 なお、他県との協働については、重要な課題と認識していますが、広域的な調整に関わる協定等を福祉避難所に限定して行うことは現実的ではないため、まずは、本市における福祉避難所の体制づくりに注力しつつ、庁内で連携しながら広域でどのような協力関係が結べるか検討を進めていきます。	二次・三次福祉避難所については、高齢者施設、障害者施設等との協議が整い、5月末に市のホームページ上で公表を行いました。 物資等の整備については、令和7年度に新たに三次福祉避難所の運営に必要な備蓄品等の整備に対する補助金を創設しましたので、この補助金を活用し、三次福祉避難所の物資の充実を図ります。 二次福祉避難所については、県立武山支援学校、市営森崎アパートの一部の追加のほか、被害発生地域等を考慮したうえで開設の判断ができるよう、すべてのコミュニティセンターを開設候補地としました。 三次福祉避難所の協力を求める社会福祉施設とは今後も定期的に協議の場を持ち、協力体制の強化に努めます。
				他県との協働に関する検討等について	危機管理課			災害時における他県との協働など広域的な調整については、中核市市長会の枠組みにおいて、継続的に検討を進めており、福祉避難所についても、他市における需要や課題等を抽出するなど、引き続き検討を進めてまいります。
	6	検94 検121	福祉避難所の開設順序、避難順序等の在り方について、よりよい形になるよう再検討されたい。	介護保険課 地域福祉課 障害福祉課		福祉避難所の開設順序については、一次福祉避難所は震災時避難所に併設されるため、時をおかずに開設可能ですが、二次・三次福祉避難所は、施設の被災状況の確認など避難者を受け入れるために準備を行う必要があることから、開設準備が整った施設から福祉避難所として開設することとしています。 避難順序については、福祉避難所で受け入れ可能な人数に限りがあることから、全ての要配慮者の直接避難を認めることは難しいため、保健師の見立てにより一次から二次・三次へ、という原則は変えずに、心身の状態等により特に福祉避難所への直接避難が必要とあらかじめ認められる方については、個別避難計画を作成し、直接避難について明記することで、直接避難を可能にすることを現在検討しています。 そこで、まずは個別避難計画の内容や展開方法について検証するため、特に災害時のリスクが高い、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な方をモデルに、今年度中に計画作成を試行します。	福祉避難所の開設順序については、一次福祉避難所は震災時避難所に併設されるため、時をおかずに開設可能ですが、二次・三次福祉避難所は、施設の被災状況の確認など避難者を受け入れるために準備を行う必要があることから、開設準備が整った施設から福祉避難所として開設することとしています。 避難順序については、福祉避難所で受け入れ可能な人数に限りがあることから、全ての要配慮者の直接避難を認めることは難しいため、保健師の見立てにより一次から二次・三次へ、という原則は変えずに、心身の状態等により特に福祉避難所への直接避難が必要とあらかじめ認められる方については、個別避難計画を作成し、直接避難について明記することで、直接避難を可能にすることを現在検討しています。 そこで、まずは個別避難計画の内容や展開方法について検証するため、特に災害時のリスクが高い、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な方をモデルに、今年度中に計画作成を試行するため、現在人選等の調整を進めています。	福祉避難所の開設順序については、まずは一次福祉避難所を開設し、次に準備が整った二次・三次福祉避難所の開設となります。避難順序についても、まずは一次福祉避難所への避難から、二次または三次福祉避難所へ避難する順序となります。 基本的には上記の順序となりますが、心身の状態等により特に福祉避難所への直接避難が必要とあらかじめ認められる方については、個別避難計画を作成し、直接避難について明記することで、直接避難を可能にしたいと考えています。 現在、特に災害時のリスクが高い、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な方複数名に対し、個別避難計画作成の試行をしていたおり、様々な課題があることがわかってきました。
	7	検122	福祉避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。	介護保険課 地域福祉課 障害福祉課		福祉避難所におけるジェンダー平等やプライバシーの確保については、まずは福祉避難所の協定施設との協議を進めたうえで、避難スペースが非常に限られるなかで、どこまでの配慮が可能か、令和6年度末を目途に検討していきます。	二次福祉避難所については、公共施設以外に市営住宅やホテルなど、独立したスペースが確保できる施設を新たに避難所として活用することで、ジェンダーやプライバシーに配慮した運営ができないかを検討していきます。 三次福祉避難所については、施設内に独立したスペースが確保できるかについて、まず、障害関係施設において実際に訪問して現地確認を進めているところです。また、高齢者施設にあってはユニット型（個室型）施設が多いため、独立したスペースの確保が一定数できると見込んでいます。	二次福祉避難所は家族単位での避難を想定しており、市営住宅やホテルなど、独立したスペースが確保できる施設を新たに避難所として活用するとともに、公共施設の避難所の運営においても、可能な限りジェンダーやプライバシーに配慮した運営に取り組みます。 三次福祉避難所について、障害者施設は元々避難所として活用可能なスペースが限られていることや、障害の特性上独立したスペースが必要な方を優先する必要があることなどから、ジェンダーやプライバシーへの配慮としての独立スペースの確保は難しい面がありますが、可能な限り配慮していただくことについて、ご協力をいただけると伺っています。 また、高齢者施設にあってはユニット型（個室型）施設が多いため、避難者のプライバシーが確保できます。

カテゴリ	提言上の 項目番号	検証・確認 項目番号	内 容	回答課		検討内容と進捗について	検討内容と進捗について	検討内容と進捗について
災害医療体制 の整備に ついて	8	検69 ～70	地域医療救護所について、地元のクリニックにおいて救護活動を行う運用変更の可能性も含め、改めて有効な在り方についての検討を進められたい。	保健所企画課 健康危機管理担当課		地域医療救護所の運用について、クリニックの活用も含め幅広く医師会と検討を行ってまいりました。そうしたなか、災害時の救護所には、施設の耐震性、限られた医療資源の効率的な運用、市民への広報・周知のしやすさ等を考慮する必要があることから、公共施設を利用した地域医療救護所の運用を引き続き行ってまいります。 また、公共施設が開設場所であれば、DMA T等の受援も早期に受けることが可能であると考えています。 さらに、クリニックについては、かかりつけ患者、訪問診療の継続に向けて早期診療再開を目指すことを医師会と確認しております。	地域医療救護所の運用について、クリニックの活用も含め幅広く医師会と検討を行ってまいりました。そうしたなか、災害時の救護所には、施設の耐震性、限られた医療資源の効率的な運用、市民への広報・周知のしやすさ等を考慮する必要があることから、公共施設を利用した地域医療救護所の運用を引き続き行ってまいります。 また、公共施設が開設場所であれば、DMA T等の受援も早期に受けることが可能であると考えています。 さらに、クリニックについては、かかりつけ患者、訪問診療の継続に向けて早期診療再開を目指すことを医師会と確認しております。	
	9	検132	地域医療救護所における医療スタッフの手配について、看護師等の確保に問題はないか改めて検証し、適切な対策をされたい。	保健所企画課 健康危機管理担当課		地域医療救護所における医療スタッフの手配については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会と確認しています。 看護師については確保に問題がないか検証するため、医師会協力のもとアンケートを行い、看護師46名の派遣が可能であると回答を得たところです。 なお、地域医療救護所における医療スタッフについては、DMA T等の受援によって補完できると考えています。	地域医療救護所における医療スタッフの手配については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会と確認しています。 看護師については確保に問題がないか検証するため、医師会協力のもとアンケートを行い、看護師46名の派遣が可能であると回答を得たところです。 なお、地域医療救護所における医療スタッフについては、DMA T等の受援によって補完できると考えています。	
津波浸水域を 踏まえた 拠点整備 等について	10	検66 検69～70 検79、確30	地域医療救護所や災害拠点病院、広域応援活動拠点、物資搬送拠点等について、拠点となる施設が津波発生時の浸水想定区域内となる場合があるため、拠点設定の再検討及び津波被害が発生した場合の代替地を検討されたい。	地域医療 救護所 について	保健所企画課 健康危機管理 担当課	浸水想定区域内に設置予定の地域医療救護所は、浸水想定区域外への場所の変更を前提に、全庁で検討を行っております。	浸水想定区域内に設置予定の地域医療救護所は、浸水想定区域外への場所の変更を前提に、全庁で検討を行っております。	
				災害拠点病院 について	保健所企画課 健康危機管理 担当課	災害拠点病院については、厚生労働省が定めた救急医療を行うための高度診療機能などの要件のもと、二次保健医療圏ごとに県が指定しており、本市では浸水想定区域にある横須賀共済病院と横須賀市立市民病院が指定されています。津波被害が発生した場合にはうわまち病院（横須賀市立総合医療センター）が災害拠点病院と同様の機能を有する「災害協力病院」に指定されているため、代替病院となります。	災害拠点病院については、厚生労働省が定めた救急医療を行うための高度診療機能などの要件のもと、二次保健医療圏ごとに県が指定しており、本市では浸水想定区域にある横須賀共済病院と横須賀市立市民病院が指定されています。津波被害が発生した場合にはうわまち病院（横須賀市立総合医療センター）が災害拠点病院と同様の機能を有する「災害協力病院」に指定されているため、代替病院となります。	
				広域応援活動 拠点・ 物資配送拠点 について	危機管理課	広域応援活動拠点・物資配送拠点については、津波浸水エリアにある拠点を明らかにし、災害状況に応じて拠点地を開設できるものとします。（別紙1_応援部隊集結拠点について参照）	広域応援活動拠点・物資配送拠点については、津波浸水エリアにある拠点を明らかにし、災害状況に応じて拠点地を開設できるものとします。（12/6に別紙1で報告済） 別紙2_物資配送拠点について 別紙3_地区対策部の津波対策について	
	11	検102	市が管理、運営する施設等の利用者の安全対策について、施設等が津波浸水域にあたる場合があるため、再検討及び代替地を検討されたい。	危機管理課		市の管理する施設の津波浸水深を明らかにし、津波の安全対策を事前周知することとします。	市の管理する施設の津波浸水深を明らかにし、津波の安全対策を事前周知することとします。 別紙4_津波浸水エリアにある拠点施設の避難対策について（公共施設） 別紙5_津波浸水エリアにある防災拠点施設の避難対策について（震災時避難所）	
	12	検105 確1	勤務時間外に津波が発生した場合など、市役所本庁舎及び消防局庁舎に参集できない場合の代替施設への参集について検討されたい。			文化会館・人文博物館を代替え施設として選定し、施設側の了承も得られています。（別紙2_災害対策本部の代替え施設について参照）	文化会館・人文博物館を代替え施設として選定し、施設側の了承も得られています。（12/6に別紙2で報告済）	
	13	検26 確54	公共の空地、施設の有効利用について、津波浸水域に入っている部分の見直し等も含め、より精査されたい。			津波浸水エリアを明らかにし、対策の継続が必要な拠点は代替え施設を指定するものとし、他の拠点で対応できる場合は、津波浸水エリア外の拠点地で活動することを明示します。	津波浸水エリアを明らかにし、対策の継続が必要な拠点は代替え施設を指定するものとし、他の拠点で対応できる場合は、津波浸水エリア外の拠点地で活動することを明示します。 別紙6_公共空地等の見直しについて	

カテゴリ	提言上の 項目番号	検証・確認 項目番号	内 容	回答課	検討内容と進捗について	検討内容と進捗について	検討内容と進捗について
その他	14	確15	避難の原則行動について、今後も市民への周知を進めるとともに、浸透度の調査についても実施を検討されたい。	危機管理課	防災アンケートを実施してから2年が経過したことと、能登半島地震から様々な防災施策を推進していることから、防災アンケートの実施を検討します。	防災アンケートを実施してから2年が経過したことと、能登半島地震から様々な防災施策を推進していることから、防災アンケートの実施を検討します。	
	15	検75 確49	災害廃棄物及び一般廃棄物の仮置場について、適切な位置、規模となるように選定・確保を進め、必要な相互協力体制の充実・強化を図られたい。	環境政策課	現在、庁内会議において、災害規模、被害状況に応じて仮置場を柔軟に設置できるよう調整を行っています。 また、相互協力体制については、関係団体と意見交換会や仮置場の現地視察などを実施し、協力体制の充実・強化を図っているところです。	現在、庁内会議において、災害規模、被害状況に応じて仮置場を柔軟に設置できるよう調整を行っています。 また、相互協力体制については、関係団体と意見交換会や仮置場の現地視察などを実施し、協力体制の充実・強化を図っているところです。周辺自治体や県外等への搬出が可能な民間事業者との協定等についても検討しています。	
	16	検82	要配慮者への防災知識の普及において、支援団体との連携を図り、より一層の普及啓発を進められたい。	危機管理課	視覚障害者の団体や地域包括支援センターなどで出前トークを実施しており、今後も裾野を広げ機会を捉えて取り組んで行きます。	視覚障害者の団体や地域包括支援センターなどで出前トークを実施しており、今後も裾野を広げ機会を捉えて取り組んで行きます。	
	17	検93	町内会・自治会や、民生委員、福祉団体等と連携し、災害時要援護者の円滑・安全な避難につながるマニュアル等の検討を進められたい。	危機管理課	災害時要援護者支援マニュアルの内容を見直し、地域で個別避難計画を作成を進められるよう支援するためのマニュアル整備をしていきます。	マニュアルについては現在作成途中の段階ですが、関係部局の意見も取り入れながら作成を進めています。 別紙7_横須賀市災害時要援護者支援マニュアル（案）	個別避難計画の作成については、現在、民生局及び危機管理課において、対象者の類型に応じた具体的な手法・手順を検討しています。 今後、その検討結果を踏まえ、各地域において、できるだけ個別避難計画の策定に取り組みやすい内容となるよう、危機管理課でマニュアルへの記載を行う予定です。